

長野原町文化財保存活用地域計画 (素案)

令和8年（2026）●月

長野原町教育委員会

一目 次一

序 章 地域計画の作成

1	計画作成の背景と目的	1
(1)	計画作成の背景	1
(2)	計画作成の目的	1
2	計画期間	2
3	地域計画の位置づけ	2
(1)	文化財保存・活用にかかる法制度	2
(2)	上位計画	3
(3)	関連する町の計画	5
(4)	個別の文化財に関する計画	7
(5)	町域を超えた計画等	7
4	本計画における文化財の定義	8
5	本計画における地名・地形区分の表記方法	10
6	作成までの経過	11
(1)	実施体制	11
(2)	計画作成	12

第1章 長野原町の概要

1	自然・地理的環境	14
(1)	位置	14
(2)	地勢	15
(3)	地質	16
(4)	植生	17
(5)	気候	18
2	社会的状況	20
(1)	行政区域の変遷	20
(2)	人口	21
(3)	交通	21
(4)	産業	22

（5）観光施設・文化財関連施設	27
（6）土地利用	29
3 歴史的背景	30
（1）先史・古代	30
（2）中世	33
（3）近世	35
（4）近現代	38

第2章 長野原町の文化財の概要

1 文化財の概要	42
2 指定等文化財	43
（1）有形文化財	43
（2）無形文化財	44
（3）民俗文化財	45
（4）記念物	45
3 未指定文化財	48
（1）有形文化財	49
（2）無形文化財	49
（3）民俗文化財	49
（4）記念物	51
（5）文化的景観	53
（6）伝統的建造物群	53
（7）その他	53
4 関連する制度	53
（1）ぐんま絹遺産	53
（2）浅間山北麓ジオパーク	53

第3章 長野原町の歴史文化の特性

1 歴史文化の特性	56
（1）歴史別の特性	56
（2）地形別の特性	62
（3）歴史文化の特性	65

第4章 文化財に関する既往の把握調査

1	総合把握調査	67
2	類型別把握調査	67
	(1) 有形文化財調査	67
	(2) 無形文化財調査	68
	(3) 民俗文化財調査	68
	(4) 記念物調査	69
	(5) 文化的景観調査	70
	(6) 伝統的建造物群調査	70
	(7) その他	70
3	文化財の把握調査の課題	71

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

1	文化財の保存活用に関する将来像と基本方針	73
	(1) 将来像・基本理念	73
	(2) 基本方針	73

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

1	文化財に関するこれまでの取組み	75
2	文化財の保存・活用に関する課題	77
3	文化財の保存・活用に関する方針	80

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

1	文化財の保存・活用に関する措置	83
	(1) 文化財を「守る」措置	83
	(2) 歴史文化の感動を「伝える」措置	86
	(3) ふるさとの誇りを「育てる」措置	88

第8章 関連文化財群

1	関連文化財群の設定	90
2	関連文化財群のテーマとストーリー	91
3	関連文化財群に関する措置	107

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 計画の推進体制	114
2 文化財の防災・防犯及び災害時の対応	117
3 計画の進捗管理と評価の方法	118

資料編

1 文化財調査報告書リスト	<input type="checkbox"/>
2 文化財リスト	<input type="checkbox"/>
3 ワークショッピング等の成果	<input type="checkbox"/>

序章 地域計画の作成

1 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

群馬県の北西部に位置する長野原町は、明治 22 年（1889）の町村制により隣接した 1 町 9 村が合併し現在の「長野原町」が誕生して以来 140 年近く、昭和の大合併、平成の大合併の時代を経ても、町域が変わらない全国的に極めて珍しい自治体です。また、最初にダム建設計画が町に示された昭和 27 年（1952）から、68 年の歳月を経て令和 2 年（2020）に完成した八ッ場ダムを擁する町でもあります。

近年、全国的に文化財を次世代へと継承する担い手の不足、地域の衰退による文化財の散逸や滅失が課題になっています。過疎化や地域コミュニティ意識の希薄化により、無形の民俗文化財の後継者の育成や個人所有の有形文化財、記念物等の継承がますます困難な状況になることが予想されます。さらに激甚化する自然災害や、犯罪行為への対策・対応も喫緊の課題です。

本町においても少子化に伴い人口減少が進行しているのみならず、長期間にわたる八ッ場ダム建設事業やそれに伴う生活再建事業により町外への転出者が増加し、総人口と若年者数が年々減少して、令和 3 年（2021）4 月 1 日に初めて過疎地域の指定を受けました。

このように文化財を取り巻く環境が変化している状況を踏まえ、国は、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくために、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成 30 年（2018）に文化財保護法（以下、「法」という。）を改正し、平成 31 年（2019）4 月 1 日に施行しました。改正法では、都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できること、市町村は、都道府県の大綱を勘案して文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官による認定を申請できることなどが制度化されました。これにより各地域において中・長期的な観点から、文化財の保存・活用のための取組みの計画的・継続的な実施が一層促進されることが期待されています。この法改正を受けて、群馬県は、文化財の保存・活用のための基本的な方針を示す「群馬県文化財保存活用大綱」を令和 2 年（2020）3 月に策定しました。

(2) 計画作成の目的

このような文化財保護法の改正及び群馬県文化財保存活用大綱の策定を踏まえ、本町において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための基本的な方針を示し、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組みを推進することを目的として、今後の文化財の保存・活用に関する基本計画（マスタープラン）であり、設定した計画期間の中で実施すべき行動計画（アクションプラン）である「長野原町文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という）を法第 183 条の 3 に基づき作成しました。

2 計画期間

計画期間は令和 8 年度（2026）から令和 17 年度（2037）の 10 年間とします。ただし、本計画策定に併行して第六次、計画期間中に第七次長野原町総合計画を策定する予定で、これにあわせて、措置等の進捗状況を踏まえた見直しを行います。また社会情勢や、長野原町における文化財をめぐる環境等に大きな変化が生じた場合にも、適宜計画内容の見直しを行います。「計画期間の変更」「市町村区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」の場合は、文化庁長官による変更の認定を受けます。また、それ以外の軽微な変更は群馬県と文化庁に情報提供します。

3 地域計画の位置づけ

本計画は、法第 183 条の 3（文化財保存活用地域計画の認定）に基づく、本町における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として作成しました。作成にあたって「第五次長野原町総合計画」及び「第 2 期長野原町人口ビジョン長野原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「長野原町教育大綱」を上位計画とし、「群馬県文化財保存活用大綱」を勘案し、「群馬県文化財防災ガイドライン」やその他の各関連計画との整合を図りました。

（1）文化財保存・活用にかかる法制度

1) 文化財保護法（文化庁） 平成 30 年（2018）6 月一部改正

法の改正により、（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官の認定等が新たに制度化されました。

文化財保存活用地域計画は、地域における総合的な保存・活用の推進を目的とするもので、域内の未指定を含む文化財の総合的な把握を行い、保存・活用のために必要な措置を定めます。

2) 群馬県文化財保存活用大綱（群馬県） 令和 2 年（2020）3 月

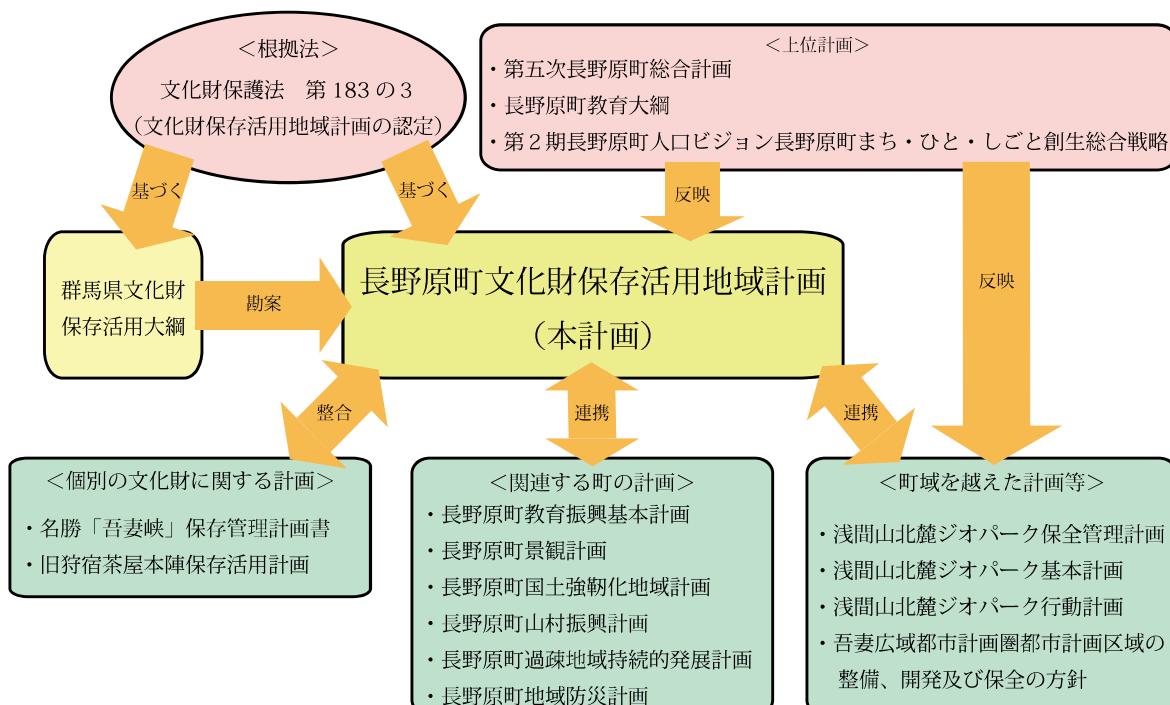
法第 182 条の 2 に基づき、県や市町村、県民など、地域社会総がかりで文化財を将来に継承し、歴史文化にあふれた群馬県を守り伝えていく基本的な方針として策定されました。基本理念を「歴史文化を知って守り、活かし伝える、魅力あふれる郷土ぐんま」とし、基本的な方針及び措置が示されています。加えて、市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財保存・活用の推進体制が定められています。

市町村の策定する文化財保存活用地域計画は、都道府県の大綱を勘案し、作成するものと文化財保護法で定められています。

3) 長野原町文化財保護条例（長野原町） 平成2年（1990）3月

法第182条第2項に基づき、同法及び群馬県文化財保護条例による指定等を受けた文化財以外の文化財で本町の区域内に存するもののうち重要なものについて、「その保存及び活用のための必要な措置を講じ、もって町民の文化向上に資するとともに、我が国の文化の進歩に貢献すること」を目的としています。

文化財を、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とし、それぞれ町による保存等について規定しています。また、教育委員会の諮問に応じ、文化財に関する事項を調査研究し、これらの事項に関し教育委員会に意見を具申するための長野原町文化財調査委員の任命について定めています。



（2） 上位計画

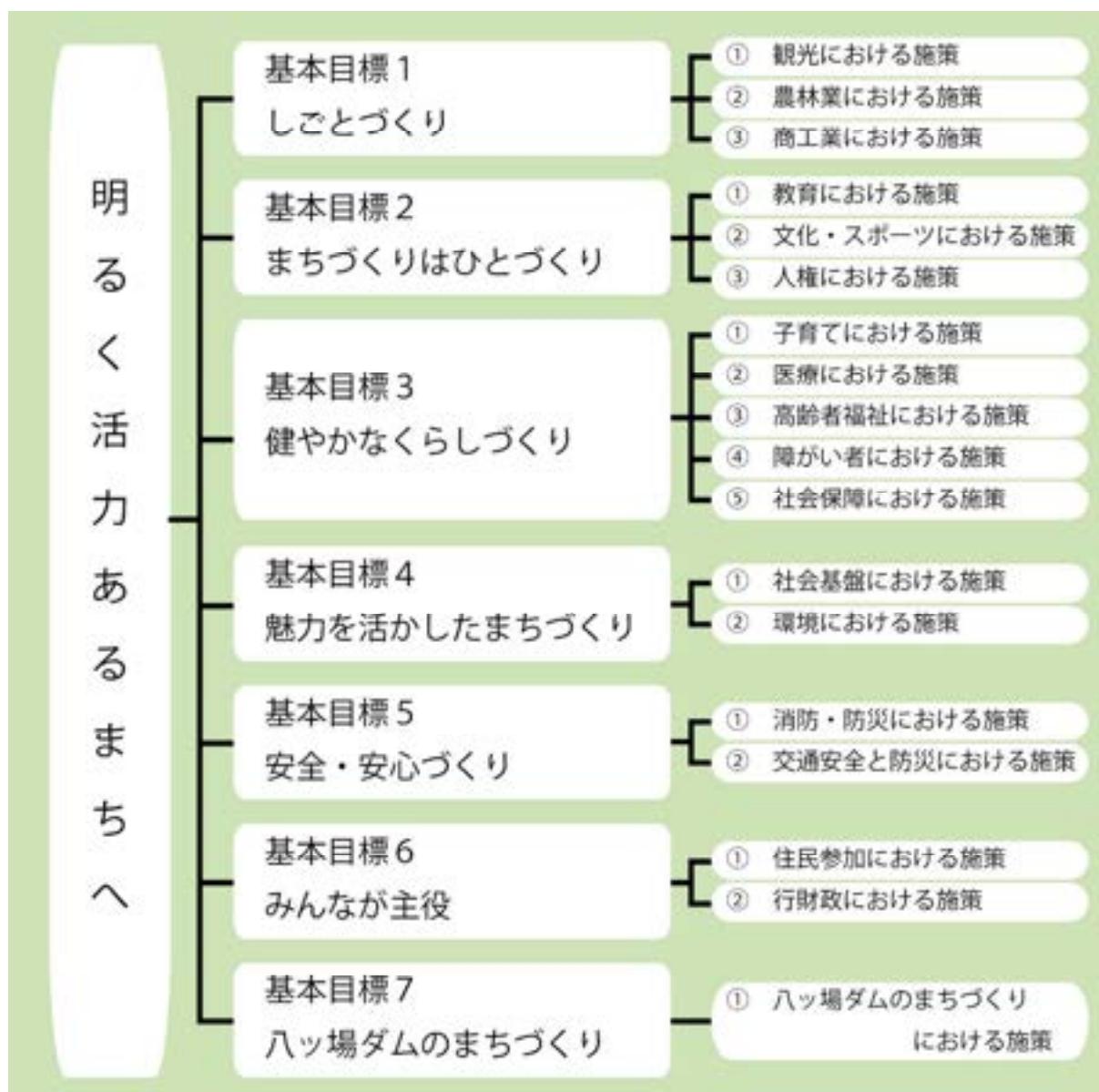
1) 第五次長野原町総合計画→現在、第六次長野原町総合計画作成中につき差替予定

〈基本理念：明るく活力あるまちへ〉

〈平成28年（2016）3月策定、計画期間：平成28年度（2016）～令和7年度（2025）〉

すばらしい自然と歴史と人情を活かしたまちづくりの道筋を、総合的かつ体系的に示すために策定した最上位計画で、基本構想・基本計画・実施計画の三段階で構成しています。まちづくりの基本理念を「明るく活力あるまちへ」と掲げ、「オール長野原」の精神で協力し合い、一体感をもってまちづくりに取組むとしています。

まちづくりの基本理念を実現するために、町の現況や時代の潮流を踏まえながら7つの目標を設定し、それぞれに施策の大綱を定めています。このうち、文化財に関する目標は、基本目標1の「しごとづくり」と基本目標2の「まちづくりはひとづくり」、基本目標7「八ッ場ダムのまちづくり」です。



図序-2 第五次長野原町総合計画の文化財に関する基本方針と施策

→現在、長野原町総合計画作成中につき、差替予定

2) 第2期長野原町人口ビジョン長野原町まち・ひと・しごと創生総合戦略

→現在第3期総合戦略を作成中につき、差替予定

〈令和2年（2020）3月策定、計画期間：令和2年度（2020）～令和7年度（2025）〉

第2期長野原町人口ビジョン長野原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は令和2年度から令和7年度の6年間です。基本目標の「一体感あるまちづくり」のもと、「もっと人が交流しやすくなる！」「もっと雇用を創出する！」「もっと子育てしやすくなる！」「もっと暮らしやすくなる！」という4つの政策軸を設けています。

政策軸1「もっと人が交流しやすくなる！」、施策1～2「地域の魅力の創出」では、ジオパークを活用した歴史や文化等の教育、長野原町やんば天明泥流ミュージアムを活用した歴史文化の史跡等を活用した地域活性化事業及び伝統文化の保存と推進を挙げています。

3) 長野原町教育大綱

〈昭和 58 年（1983）4 月策定、平成元年（1989）1 月第 1 次改定、平成 6 年（1994）4 月第 2 改定、平成 12 年（2000）4 月新版策定、平成 17 年（2005）4 月第 1 次改定、
計画期間：期間を定めず〉

本町における教育・文化の振興に関する基本的な方針を示しています。「自立と共生」の理念のもと、5 つの推進目標と 11 の推進施策を掲げています。

文化財に関する推進目標・施策として、I 「確かな学力の育成」・③「郷土に誇りをもてる学びを推進します」、V 「生涯学習社会の構築」・⑩「社会教育を推進し、地域の教育力を高めます」、⑪「生涯にわたる多様な学びの充実に努めます」を挙げています。

（3）関連する町の計画

1) 長野原町教育振興基本計画

〈令和 5 年（2023）4 月修正〉

本町の教育振興に関する基本的な計画を定めています。文化財に関する事項を次のとおり掲げています。

「I 確かな学力の育成」

③ 郷土に誇りをもてる学びを推進します。

○地域の歴史や伝統文化、身近な自然に目を向け、郷土を愛する心の醸成に努めます。

「V 生涯学習社会の構築」

⑪生涯にわたる多様な学びの充実に努めます。

○地域の伝統文化の継承と後継者の育成を支援します。

○優れた芸術文化に触れる機会を提供し、文化活動推進のための環境整備に努めます。

○生涯スポーツを推進するなど、町のスポーツ振興に努めます。

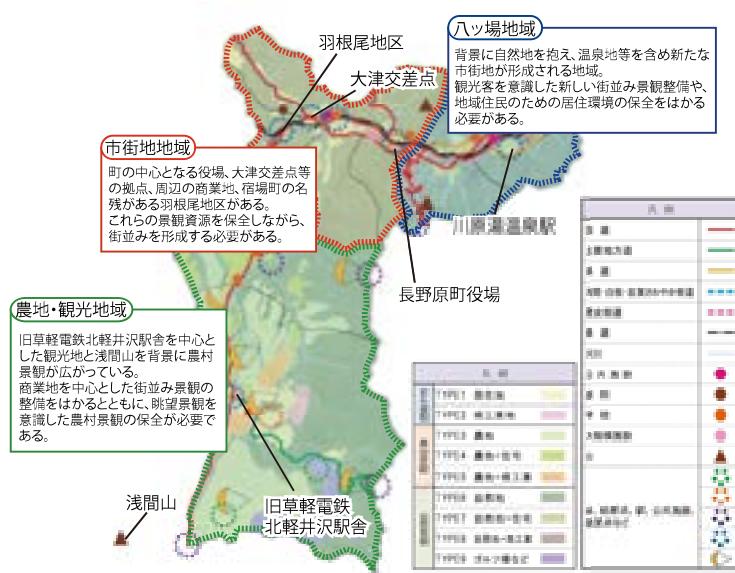
○文化財の保護とその活用に努めます。

2) 長野原町景観計画

〈平成 26 年（2014）4 月策定、

計画期間：期間を定めず〉

景観法第 8 条第 1 項、長野原町景観条例に基づき、本町の良好な景観等を保全していくために策定しました。景観づくりのテーマとして「自然と人と歴史が織りなすまち」を掲げ、眺望景観、自然景観、農村景観、まち並み景観、歴史景観ごとに良好な景観形成の方針を示しています。また、地域別の方針として農地・観光地域、八ッ場地域、市街地地域の 3 つに類型し、そ



図序-3 長野原町景観計画における類型図

それぞれの地域別の景観形成方針について定めています。

3) 長野原町国土強靭化地域計画

〈令和4年（2022）3月策定、計画期間：期間を定めず〉

大規模自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向けて国土強靭化地域計画を策定しています。「1 人命の保護が最大限図られること」「2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」「3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「4 迅速な復旧・復興」の4つの基本目標を掲げています。

4) 長野原町山村振興計画

〈平成22年度（2010）策定、計画期間：期間を定めず〉

山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき策定した群馬県山村振興基本方針（平成27年度改定）を指針として、基本方針と分野別に12の振興施策を定めています。

基本方針の「イ）産業の振興」で「観光においては、豊かな自然を最大限活用し、北軽井沢地区の旧草軽電鉄北軽井沢駅などの既存の観光資源に加え、一体的な観光ルートの整備等、多面的な観光を展開していく」としています。

5) 長野原町過疎地域持続的発展計画

〈令和3年（2021）9月策定・令和4年（2022）3月変更、令和7年（2025）3月変更、計画期間：計画期間は令和3年度（2021）～令和12年度（2030）まで〉

令和3年4月1日の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、本町全域が過疎地域の指定を受けました。これを受け、過疎地域の持続的発展に向け、国の財政支援等を有効に活用するために策定しました。

文化財に関する事項として「地域文化の振興等」があります。現状と問題点について、①地域文化振興施設（収蔵庫を含む）、②旧狩宿茶屋本陣の保存整備、③町史編さん、④未指定を含む町内文化財の整備、⑤伝統芸能・民俗芸能保護育成を掲げており、その対策と事業計画を定めています。

6) 長野原町地域防災計画

〈令和5年（2023）8月策定、計画期間：定めず〉

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、風水害、雪害、火山災害、地震、事故災害及び火災に係る災害予防、応急対策及び復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、長野原町防災会議が策定しました。

文化財に関する災害予防対策について、県及び町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めること、また災害応急対策としては、情報収集を進め、文化財の安全性の確保、応急修復を行うことを定めています。

(4) 個別の文化財に関する計画

1) 名勝「吾妻峠」保存管理計画書

〈平成 22 年 (2010) 3 月策定 計画期間を定めず〉

国指定名勝吾妻峠の保存管理に関する計画です。名勝地の価値が損なわれない保存管理の基本的な考え方や、現状を変更するにあたっての取扱いの基準等を示しています。また、将来を考えた活用に向けての基本的な方針等も示しています。

2) 旧狩宿茶屋本陣保存活用計画

〈令和 3 年 (2021) 3 月策定 計画期間：令和 3 年度 (2021) ～令和 12 年度 (2030)〉

国登録有形文化財旧狩宿茶屋本陣の保存・活用に関する計画です。保存活用の基本方針を「文化財を損なわない保存活用を行う」「町民参加の保存活用を行う」「歴史を活かした教育研修の場とする」「敷地全体を修復の対象とし周囲の環境も保全する」「茶屋本陣の歴史を大切にする」とし、保存管理、活用、環境保全、防災、運営活用について方針を示しています。

(5) 町域を越えた計画等

1) 浅間山北麓ジオパーク保全管理計画

〈令和 2 年 2 月策定：計画期間：令和 3 年 (2021) ～令和 7 年 (2025)〉

2) 浅間山北麓ジオパーク基本計画（マスター プラン）

〈令和 3 年 5 月改訂 計画期間：令和 3 年 (2021) ～令和 7 年 (2025)〉

3) 浅間山北麓ジオパーク行動計画（アクション プラン）

〈令和 3 年 7 月改訂 計画期間：令和 3 年 (2021) ～令和 7 年 (2025)〉

浅間山北麓ジオパークは、平成 28 年 (2016) 9 月に日本ジオパークに認定され、これらの計画は浅間山ジオパーク推進協議会が策定しました。

対象エリアは嬬恋村の吾妻川右岸地域及び本町全域で、さらに A～F の 6 つのエリア内にジオサイトとそれぞれ拠点施設を設定しています。

保全管理計画には、7 つのテーマ別ストーリー、時代別のストーリーによって浅間山北麓ジオパークの概要を紹介しています。また、保全保護の状況（現況）、行われている保全活動を示しています。

基本計画（マスター プラン）では、浅間山北麓ジオパークが目指す基本的な将来像と取組の方向性を示しています。それに基づき、浅間山北麓ジオパークの質の維持・向上を図るために、中期的に取り組むべき具体的な内容と道筋を行動計画（アクション プラン）に示しています。



図序-4 ジオパークの拠点施設等



図序 -5 ジオパークエリアマップ

4) 吾妻広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスター プラン）

〈令和2年（2020）改定〉

都市計画区域マスタープランは、県が定める法定計画で、都市づくりの基本的な方向性を定めるもので、概ね5年毎に見直されています。吾妻広域都市計画圏の都市づくりの基本理念のうち、目指すべき都市構造・市街地像として、拠点の形成が挙げられており、観光拠点の中で「東国文化等の歴史拠点」を中心に観光資源や保全すべき県土の景観形成を目指すことを掲げています。

また、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針のうち、主要な緑地の配置の方針として、「歴史・文化・生活などの地域資源を活かす：地域の成り立ちや風土などの地域特性を活かした景観形成をつくる」ことも掲げています。

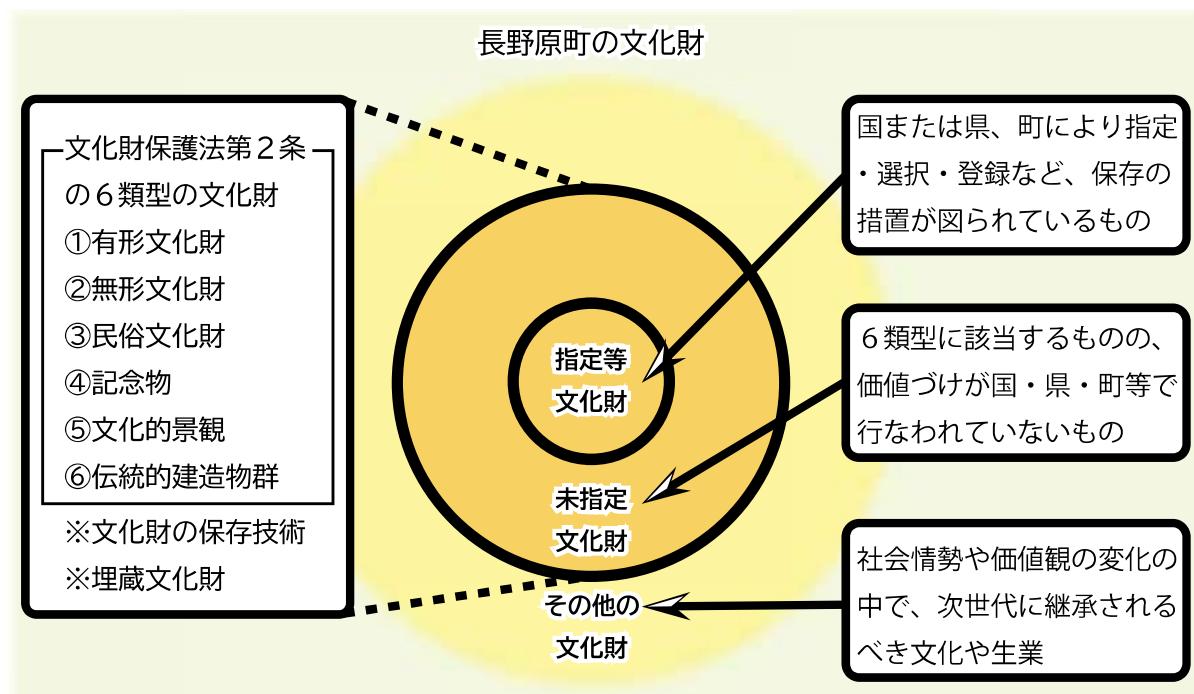
4 本計画における文化財の定義

「文化財」とは、我が国にとって歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上等の価値が高い文化的所産（人類が形作ってきた結果として生み出されたものや精神）であり、有形文化財（建造物、美術工芸品）、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）、民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観（棚田、里山、用水路等）、伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村等）の6つの

類型を定義しています。法における保護の対象として、これらに加えて、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能である文化財の保存技術、および主に遺跡など土地に埋蔵されている状態である埋蔵文化財があります。文化財のうち重要なものについて、国または県、町により指定・選定・登録・記録選択され、保存の措置が図られています。本計画では、これら指定等の措置が図られている文化財を「**指定等文化財**」と呼称します。

一方で、本町には、指定等文化財以外に、地域の歴史文化を物語るものとして受け継がれながら、これまで積極的に保存や活用の対象として扱われることがなかった文化財が多数存在します。その中には、前述の文化財6類型に該当するものの、その価値づけが国・県・町等において明確に行われていない、いわゆる「**未指定文化財**」があります。さらには、現在は文化財6類型に該当していないなくても、社会情勢や価値観の変化のなかで、文化財として認識されるものの対象（種別、時代など）は広がり続けており、地域の人々の長い営みの中で生み出され、醸成されて今日まで守り伝えられてきた文化財も多数存在します。それらは地域の歴史文化、生業を語る上で欠かせないものであるとともに、次世代に継承していくべきものです。本計画ではそれらも重要なものであると捉え、「**その他の文化財**」として位置づけます。

本計画においては、指定等文化財はもちろんのこと、未指定文化財、その他の文化財を含む本町の歴史文化の特性を語る上で欠かせないもの、地域の人々が守り伝えたいものをすべて含んで、「**長野原町の文化財**」と位置づけ、計画の対象とします。



図序-6 本計画における文化財の定義

5 本計画における地名・地形区分の表記方法

本計画において、長野原という地名を記述する場合に、どの地域を指すことになるのか、混同が起きやすいため、表現方法の原則的な概念を整理して示しておきます。

現代の記述においては「長野原町」と表現します。明治 22 年（1889）の合併以前の記述の際には「長野原」と表現し、特に断りのない場合は現在の町域全体を指すこととします。現在の大字地区単位での表現について、例えば「長野原地区」というように記述します。行政区単位での表現については、「羽根尾区」のように記述します。なお、合併以前の町・村の範囲は現在の大字地区と同じであるため、近世以前の記述では「川原畠村」のように記述する場合もあります。ただし、現在の大字単位の長野原地区に相当する合併以前の長野原町については、混同を避けて「旧長野原町」と記述します。また、川原畠地区・川原湯地区・横壁地区・林地区・長野原地区を「水没 5 地区」、あるいは「八ヶ場地区」と呼称します。

本町は地形の変化に富み、町内の標高差が 700～800 mもあるということが大きな特性です。北部を東西に流れる吾妻川とそれに流下する河川沿いの「吾妻川流域」と南部の浅間山の火山活動によってできた「浅間高原」に大きく分けることができます。その周囲には標高 1000～1800 m台の山岳がめぐる「山岳傾斜地域」があります。本計画においてもこれまで学術上長く使用されてきたこの呼称を使用します。



図序-7 地形ごとの定義のイメージ図

6 作成までの経過

(1) 実施体制

地域計画の作成に際して、法183条の9に基づき、「長野原町文化財保存活用地域計画協議会（以下、協議会）」を組織しました。長野原町教育委員会が事務局となって地域計画の素案を作成し、庁内関係者からなる「庁内ワーキンググループ（以下、庁内WG）」で素案の調整、協議会や長野原町文化財調査委員会からの意見聴取を行ない、計画案を作成しました。

表序-1 実施体制名簿

組織	所属・役職	氏名	分野
調査文化委員会	1 長野原町文化財調査委員会 委員長	豊田 拓司	学識経験者
	2 長野原町文化財調査委員会 副委員長	加邊 敏子	学識経験者
	3 長野原町文化財調査委員会 委員	鷲本 善太郎	学識経験者
	4 長野原町文化財調査委員会 委員	森原 正洋	学識経験者
長野原町文化財保存活用地域計画協議会	1 國學院大學観光まちづくり学部教授	西村 幸夫	学識経験者
	2 群馬県地域創生部文化財保護課長	橋松 啓祐（R6.1.～R6.3.） 石橋 幸子（R6.4.～）	関係行政機関
	3 群馬県文化財保護指導委員	船村 明	学識経験者
	4 群馬県立歴史博物館・群馬歴史資料継承ネットワーク	森田 真一（R6.1.～R6.3.）	学識経験者
	5 長野原町商工会 事務局長	小林 弘	商工、観光まちづくり団体
	6 一般社団法人つなぐカンパニーながのはら 会長	佐藤 修二郎	商工、観光まちづくり団体
	7 沢山山北麓ジオパーク推進協議会	中山 邦男	商工、観光まちづくり団体
	8 長野原町やんば天明泥流ミュージアム サポーターの会 会長	奈良 誠一	商工、観光まちづくり団体
	9 長野原町農林課長	WG 佐藤 信利	関係行政機関（町の職員）
	10 長野原町建設課長	WG 矢野 今朝治（R6.1.～R6.3.） 清水 洋介（R6.4.～）	関係行政機関（町の職員）
	11 長野原町未来ビジョン推進課長	WG 佐藤 忍	関係行政機関（町の職員）
事務局	1 長野原町教育委員会 教育長	小林 敏子	町の職員（特別職）
	2 長野原町教育委員会 教育課長	WG 藤原 真隆	町の職員
	3 長野原町教育委員会 文化財保護対策室 室長（～R6.3.） 教育課 参事兼文化財係長（R6.4.～）	WG 富田 孝彦	町の職員
	4 長野原町教育委員会 文化財保護対策室 主事	WG 高橋 人夢（R6.1.～R6.3.）	町の職員
	5 長野原町教育委員会 教育課やんば天明泥流ミュージアム係 主事（R6.4.～R7.3.） 係長（R7.4.～）	WG 藤野 麻子（R6.4.～）	町の職員
	6 長野原町教育委員会 教育課文化財係 会計年度任用職員（R6.4.～R7.3.） 主事（R7.4.～）	WG 田中 良大（R6.4.～）	町の職員
オブザバ	1 群馬県地域創生部文化財保護課 主任	川口 寛（R6.1.～R7.3.）	関係行政機関
	群馬県地域創生部文化財保護課 主幹	森田 真一（R7.4.～）	関係行政機関
	2 東吾妻町教育委員会社会教育課文化財保護係 係長	古田 智哉	関係行政機関
3 嫌恋郷土資料館 館長	間 俊明	関係行政機関	

(2) 計画作成

協議会は下表の通り開催しました。協議会、府内WG、パブリックコメント、長野原町文化財調査委員会の意見聴取を経て「長野原町文化財保存活用地域計画」として決定し、文化庁へ認定の申請を行いました。

表序-2 作成までの経過一覧（令和3年度<2021>～令和6年度<2024>）

年度	年	期日	内容
令和3年度	令和3年 (2021)	12月17日	長野原町文化財調査委員会への報告 ※文化庁アドバイザー・西村翠夫氏による指導
令和4年度	令和4年 (2022)	8月29日	長野原町文化財保存活用地域計画設置要綱の制定
令和5年度	令和5年 (2023)	4月21日 5月19日 6月27日 8月1日 ～令和6年1月31日	文化財調査委員会へ進捗報告 文化庁協議①（オンライン・藤岡市と合同） 文化財調査委員会へ報告（石造文化財調査実施について） 石造文化財調査（羽根尾・大津） ※業務委託先：技研コンサル（株）
令和6年度	令和6年 (2024)	1月18日 3月8日 4月25日 5月30日 6月18日 6月26日 ～令和7年1月31日 6月25日 6月28日 7月11日 8月5日 8月7日 (小中夏休み期間) ～8月30日 9月4日 9月5日～10月3日 9月17日 9月25日 10月18日～（随時） 11月3日 12月23日	第1回協議会 文化財調査委員会へ報告（協議会設置について） 文化財調査委員会へ進捗報告 WG打合せ ワークショップ①「文化財を見てみよう！」 ※高齢者教室事業連携 石造文化財調査（与喜屋・応桑・北軽井沢） ※業務委託先：技研コンサル（株） 文化財調査委員会で協議（計画素案について） 第2回協議会 ワークショップ②「文化財を見てみよう！」 ※高齢者教室事業連携 民間団体へのヒアリング① 民間団体へのヒアリング② 文化財ポスター募集「みんなで描こう！長野原の“たからもの”」 ワークショップ③「残したい長野原町の“たからもの”」 文化財ポスター展示 文化財調査委員会へ報告（ヒアリング・ワークショップ） 文化庁協議②（オンライン） “町のたからもの”に関する住民アンケート 長野原町文化祭で地域計画パネル・ポスター展示 WG打合せ
	令和7年 (2025)	1月24日 2月13日～14日 3月7日	第3回協議会 文化庁協議③（現地指導） 文化財調査委員会へ報告（協議会・文化庁協議・石造文化財調査）

表序-2 作成までの経過一覧（令和7年度<2025>）

年度	年	期日	内容
令和7年度	令和7年 (2025)	4月22日	文化財調査委員会で協議（関連文化財群について）
		4月24日～11月28日	石造文化財調査（水没5地区）・古道調査（全城） ※業務委託先：技研コンサル（株）
		5月19日	WG打合せ
		6月4日	第4回協議会
		6月24日	文化財調査委員会で協議（計画素案について）
		8月19日	文化庁協議④（オンライン）
		9月5日	WG打合せ
		9月16日	第5回協議会
		9月17日	文化財調査委員会で協議
		10月～11月	文化庁協議⑤（書面協議）
		11月18日	第6回協議会
		12月5日	文化財調査委員会で協議（計画素案について）
	令和8年 (2026)	12月17日～	パブリックコメント
		1月25日	
		月 日	文化庁協議⑥（オンライン）
		月 日	協議会に報告（書面）
		月 日	文化財調査委員会に報告
		月 日	議会説明・報告

令和3年（2021）に文化庁アドバイザーの西村幸夫氏にご指導いただき、令和4年（2022）に長野原町文化財保存活用地域計画設置要綱を制定、令和6年（2024）1月に協議会委員を委嘱して、第1回協議会を開催しました。

令和5年（2023）から3年間にかけて、昭和50年代に行われた調査によって町内に多数所在していることが分かっている石造文化財（石造物）の追跡調査を実施しました。

令和6年度（2024）には、文化財の保存・活用における課題を検討するため、長野原町の歴史文化を構成する自然や文化、歴史を守る・活かす活動を行っている団体に対してヒアリングを実施するとともに、各行政区ごとにアンケートによる意見聴取を行いました。また、保存・活用していく文化財を掘り下げるため、「長野原町のたからもの」と題して、一般公募による参加者を集めてワークショップを実施しました。



図序-8 第1回協議会

図序-9 ポスター展示
(第57回長野原町文化祭)

第1章 長野原町の概要

1 自然・地理的環境

(1) 位置

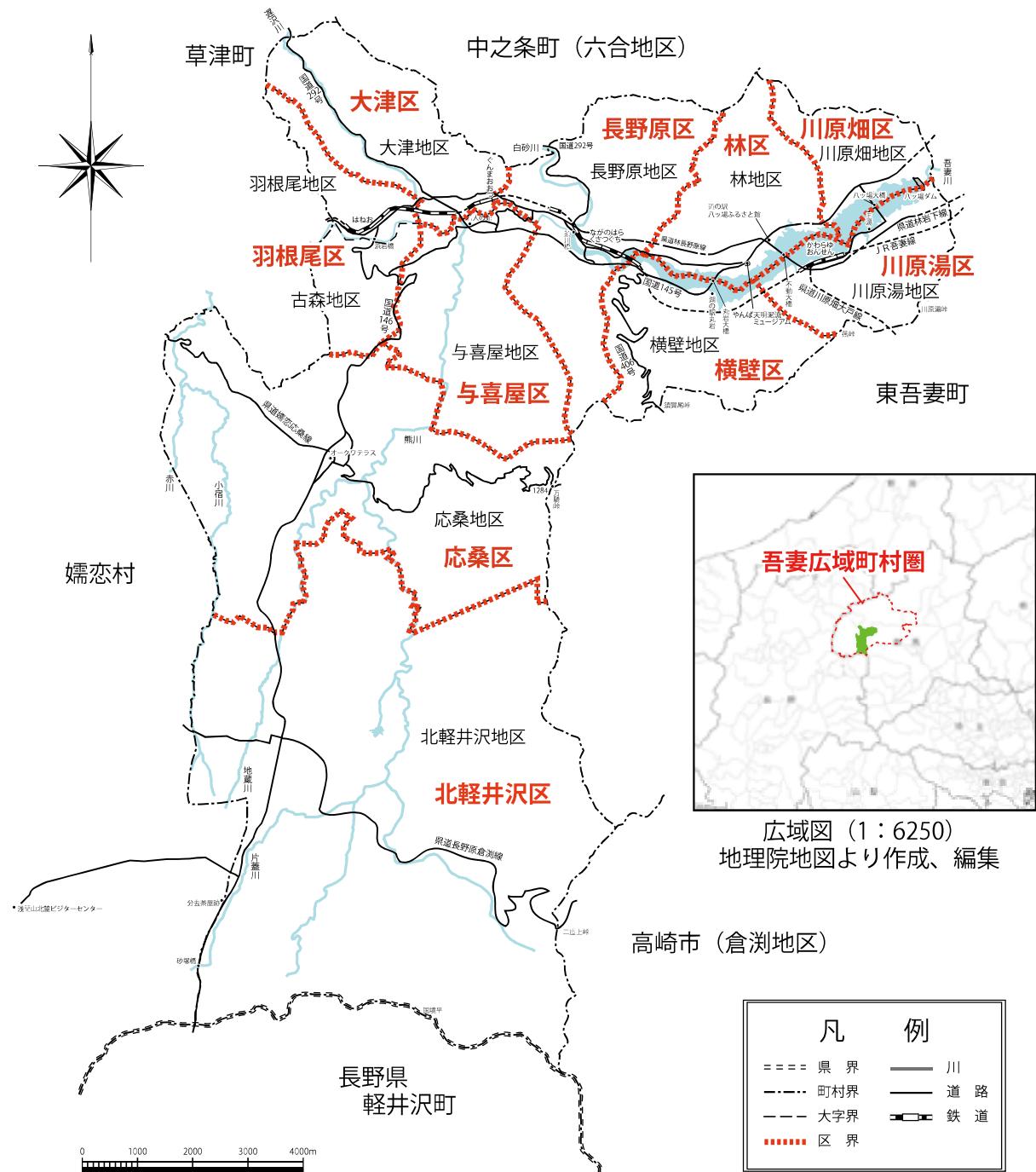


図 1-1 長野原町の位置

本町は群馬県の北西部の吾妻郡に位置し、西は嬬恋村、北は草津町、中之条町、東は東吾妻町、高崎市、南は長野県軽井沢町に接しています。現在の長野原町は明治22年に10町村が合併して誕生しました。面積は133.85km²で、東西に約12km、南北18kmの大きさで、町土の70%以上が山林原野です。

本町は吾妻広域町村圏（中之条町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村・東吾妻町）に属し、消防・福祉等に関する広域連携を結んでいます。

町内は川原畑・川原湯・横壁・林・長野原・大津・羽根尾・古森・与喜屋・応桑・北軽井沢の11の大字から成り立っています。区（自治会）はおおむね大字ごとですが、羽根尾地区と古森地区はあわせて羽根尾区となっており、合計10の区があります。

（2）地勢

本町は大きく高間・白根の両山系と大洞山系とに挟まれた吾妻川流域の北部と、浅間高原の南部とに分けられ、高原を除きほとんどが河川・溪流に向かう山岳傾斜地域です。

町の北西には草津白根山（標高2,170m）、南西には浅間山（標高2,568m）という2つの活火山が位置しています。北部は高間山（標高1,341.7m）や王城山（標高1,123.2m）、吾妻川より南に丸岩（標高1,124m）や菅峰（標高1,473.5m）など、南部は南東から南にかけて浅間隠山（標高1,756.7m）、鷹巣山（標高1,431.4m）、鼻曲山（標高1,655m）など、周囲を1,000m～1,800m級の険しい山々に囲まれています。

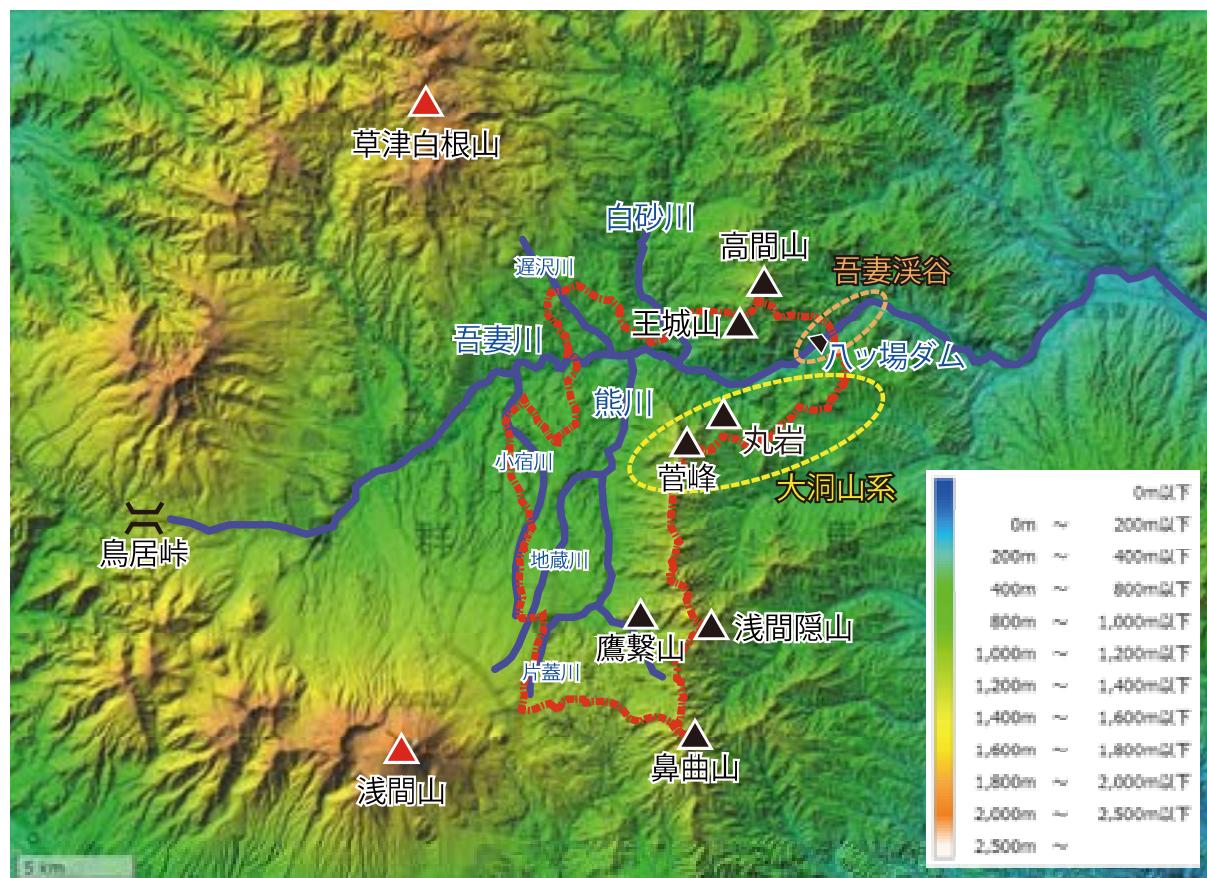


図1-2 長野原町の地勢（1:5000 地理院地図より編集、加工）

本町の河川は長野県境の鳥居峠付近（標高 1,362m）を水源とする吾妻川があります。吾妻川は本町を東に流れ、町内で熊川・白砂川など南北の山地に発する支流が注ぎ、渋川市街地付近で利根川右岸に合流します。町域は吾妻川の中流にあたりますが、かつて酸性を帯びた水質をもつ支流の流入により、町内の中流域から下流域にかけて魚類の生息に適さない状態がありました。しかし石灰投入による中和処理が開始されて以来、水質が改善しています。吾妻川流域は大字長野原付近でやや幅が広くなっています。河岸段丘が発達しています。大字川原湯から東では川幅が狭まり峡谷となっており、吾妻渓谷を形成しています。

（3）地質

本町は浅間火山の北東麓に位置し、北海道から榛名山に至る火山帯（那須火山帯）と、伊豆諸島から北上して富士山・八ヶ岳に至る火山帯（伊豆火山帯）が接合する地域に位置しています。

北部では、本町で最も古い時代に堆積した「川原畠層」が見られます。川原畠層は枕状溶岩と火山碎屑岩、緑色凝灰岩（グリーンタフ）などからできています。現在は川原畠地区で緑色凝灰岩の露頭を観察できます。その後、度重なる火山活動の末、約 120 万年～190 万年前に火山活動が活発化した菅峰や王城・高間火山による地質が形成されました。風化と浸食を繰り返し、浅間火山や草津白根火山の噴出物や泥流堆積物が積もり、吾妻川に沿う段丘面や緩斜面がつくりました。

南部では、主に浅間山の噴火に伴う溶岩や火碎流等の噴出物が堆積しています。新第三紀の上部に、仏岩火山の火碎流堆積物や黒斑山の岩屑なだれ堆積物が北軽井沢・応桑地区を覆っています。東側の山地は、浅間山よりも古い時代である浅間隕火山の噴出物に覆われ、浅間大滝（北軽井沢地区）は浅間隕火山の溶岩の上にできています。

なお、嬬恋村域にある町有地内に長野原町営浅間園があり、この付近では浅間山の噴火に伴う 3～4 世紀の火碎流（下の舞台溶岩）、天仁元年（1108）の溶岩（上の舞台溶岩）と火碎流、天明 3 年（1783）の溶岩（鬼押出し溶岩）の痕跡を観察できます。



図 1-3 川原畠層の地層



図 1-4 上の舞台溶岩と鬼押出し溶岩

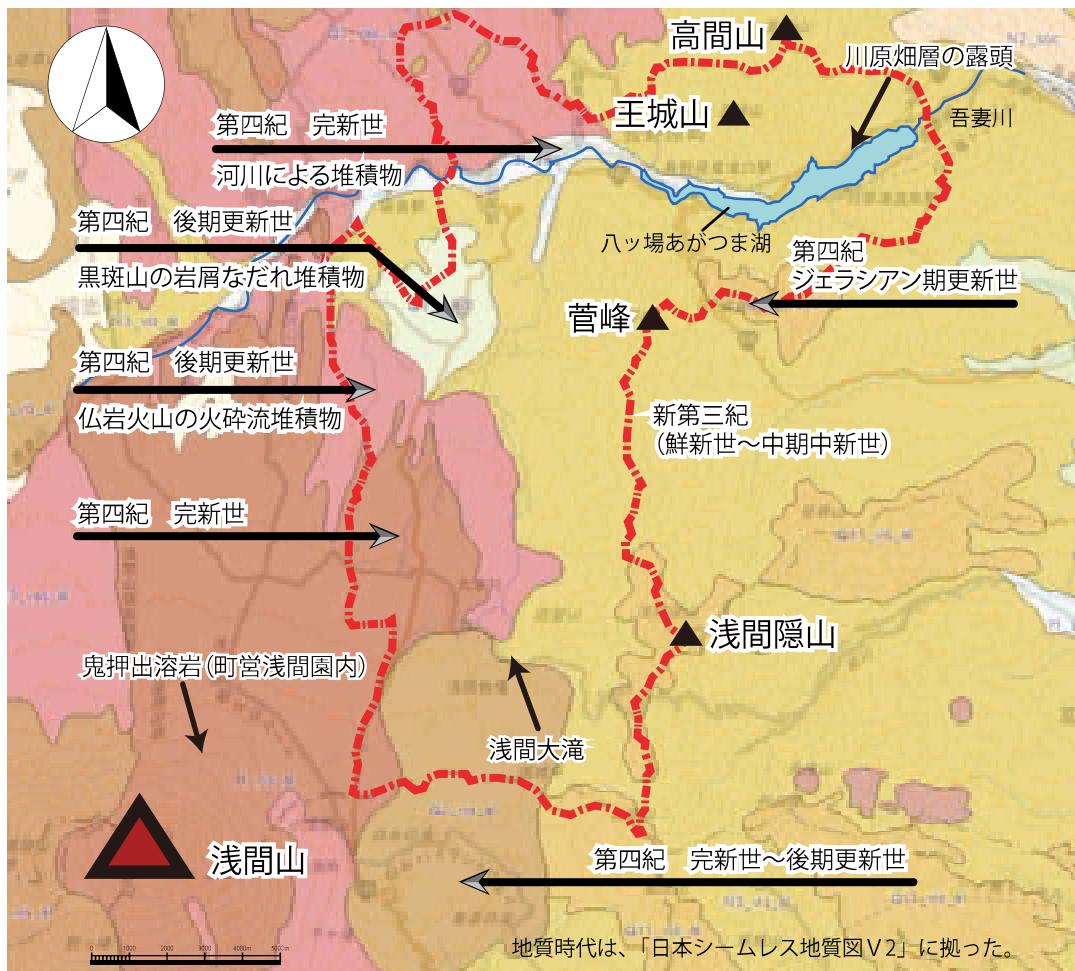


図 1-5 長野原町の地質
(1 : 200000 日本シームレス地質図V 2を基に作成)

(4) 植生

本町は、夏緑広葉樹林帯やブナ帯とも呼ばれるブナやミズナラなどの夏緑広葉樹（落葉広葉樹）が生育する植生帯に位置しています。その中でもコナラやミズナラ、アカマツ林などが広く分布しています。自然林および二次林の占める割合が高く植林地は比較的少ないと、植林地はスギ植林よりもカラマツ植林が多いことが特徴といえます。

南部は標高 800m から 1,300m の高地にあり、浅間山を中心として高山性の植物が見られ、また、夏季でも関東地方の平野部に比べ冷涼な気候のため牧草地が多く見られます。

北部では、吾妻渓谷の景観を特徴として、垂直に近い岩壁の存在がありますが、ここには多種のシダ植物を中心とした岩上・岩隙間の植物群落が成立し、群馬県内でもこれだけ多くのシダ植物が見られる地域は希少です。特にミョウギシダは本州最北の自生地といわれています。

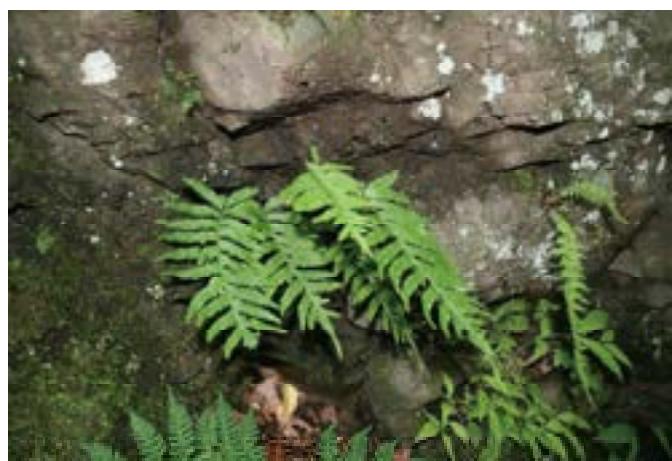


図 1-6 吾妻峡のミョウギシダ

標高 1000 m 付近の王城山や丸岩周辺は、浅間山や赤城山等の高山性気候の山地帯によくみられるミヤコザサやミズナラの自然林が多く、薪炭林として利用されています。堂岩山や高ジョッキ等の岩峰にはアカマツやヤマツツジが多く群生する景観をつくりっています。

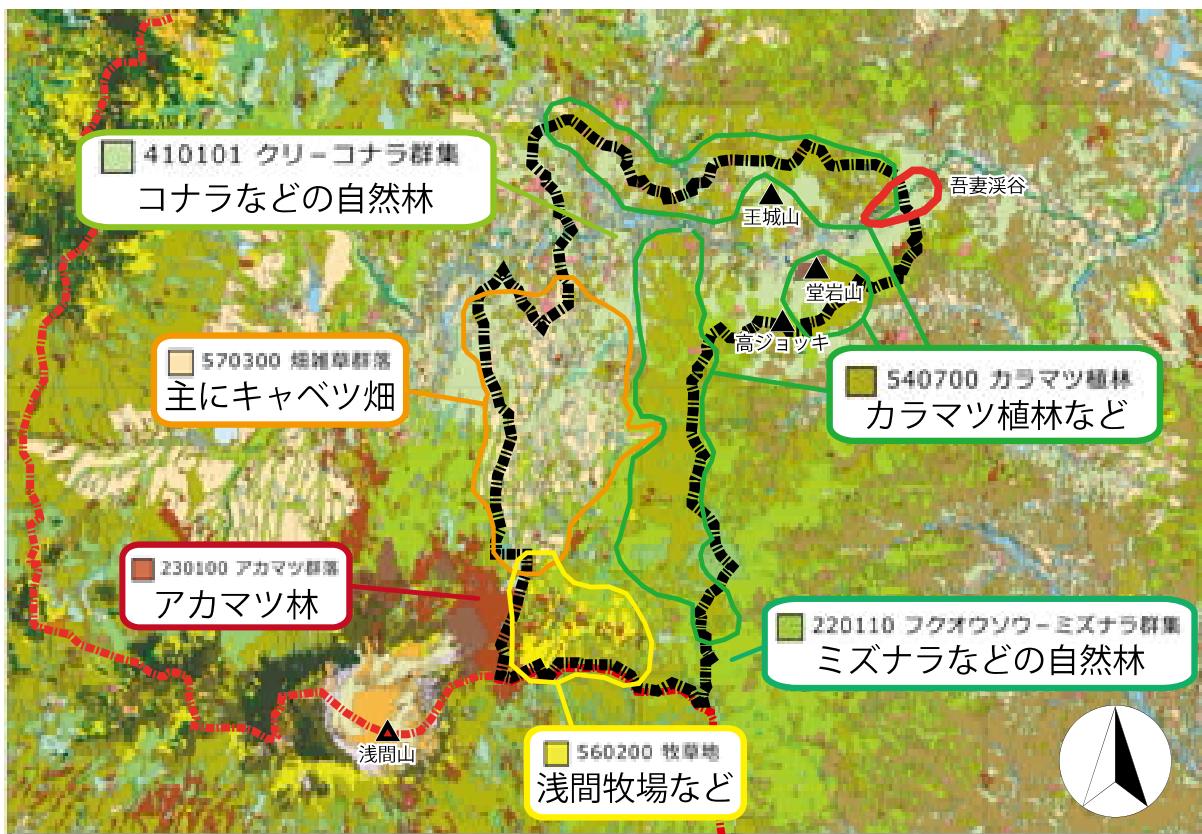


図 1-7 長野原町の植生

(環境省「自然環境調査 Web-GIS 第6～7回調査 植生図」を基に作成)

(5) 気候

本町は、太平洋側の気候区分に入りますが、南部は 1,000m を超える高地であることから寒冷な中央高地型の気候がみられます。町内に気象庁等の観測地点はありませんが、南部は嬬恋村に近いため田代を、北部は吾妻郡東部の気象条件に近いため中之条の気象データを、各々援用します。

南部の気温は、年平均気温で 7～8 度前後、最暖月（8 月）の平均気温は 20 度前後と、30 度を越えることは少ないです。

しかし、北部の標高 600m 付近では、南部に比べて平均で 2、3 度気温が高く、年間降水量は年間 1,200mm から 1,500mm で関東地方の平野部とほぼ同じです。降水量の年変化は太平洋側であるので、冬季に少なく夏季に多くなっています。1～3 月では降雪し、『長野原町地域防災計画』によると、積雪は平成 26 年（2014）2 月 16 日に記録した 162cm が最高積雪深となっています。

地点	年平均 (°C)
田代	7.4
中之条	12.2

図 1-8 田代・中之条の年平均気温

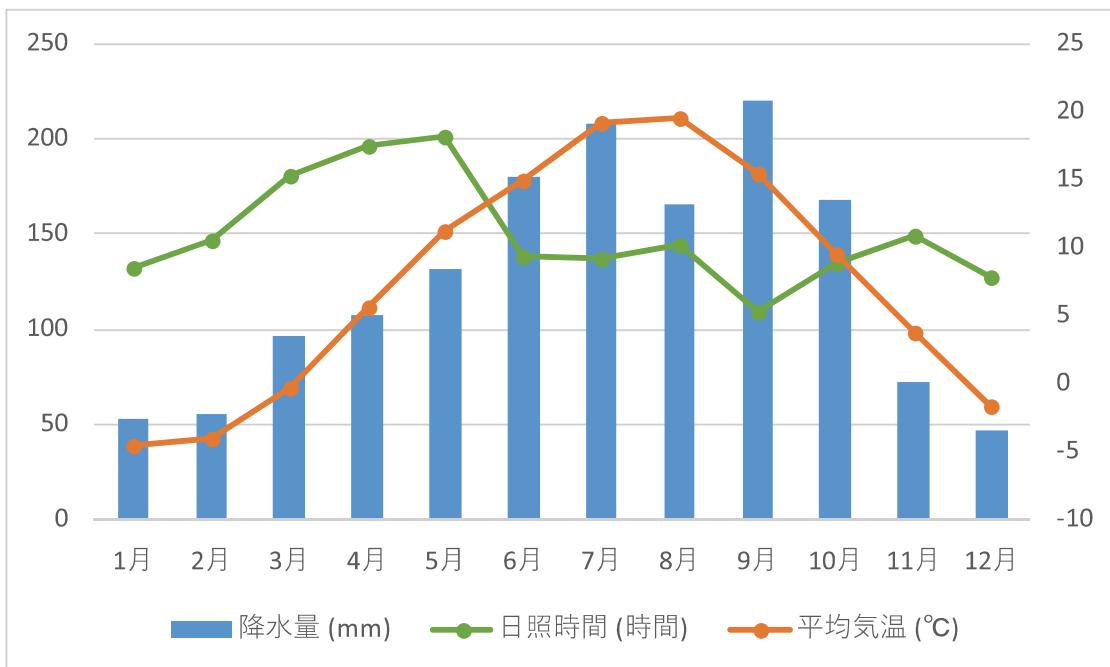


図 1-9 嬢恋村田代の月別平均降水量
(図 1-9、1-10 は気象庁「過去の気象データ (1991-2020)」を基に作成)

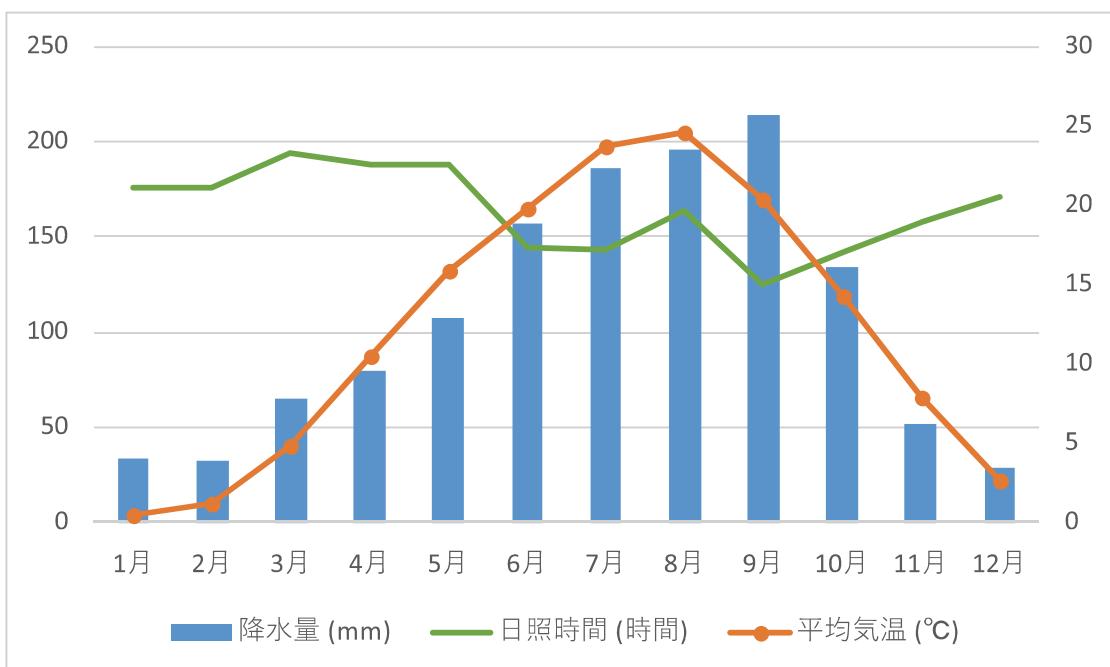


図 1-10 中之条町の月別平均降水量

2 社会的状況

(1) 行政区域の変遷

江戸時代の本町域には、河原畠村・河原湯村・横壁村・林村・長野原町・坪井村・勘場木村・立石村・羽根尾村・与喜屋村・新井村・古森村・小宿村・狩宿村の14町村がありました。

明治7年（1874）に狩宿村と小宿村が合併して応桑村に改称、明治8年（1875）に与喜屋村へ新井村が合併、同年、立石村・勘場木村・坪井村が合併し大津村になりました。明治22年（1889）の町村制の施行により、川原畠村・川原湯村・横壁村・林村・長野原町・大津村・羽根尾村・古森村・与喜屋村・応桑村が合併し、長野原町が誕生しました。昭和61年（1986）の大字名の変更により大字応桑から分かれて大字北軽井沢が誕生しました。本町は令和元年（2019）には町制130年を迎えました。明治22年（1889）以降、合併・分割・名称変更等をせず、単独で歴史を守り抜いてきた町は全国で本町と千葉県印旛郡酒々井町の2町だけとなっています。

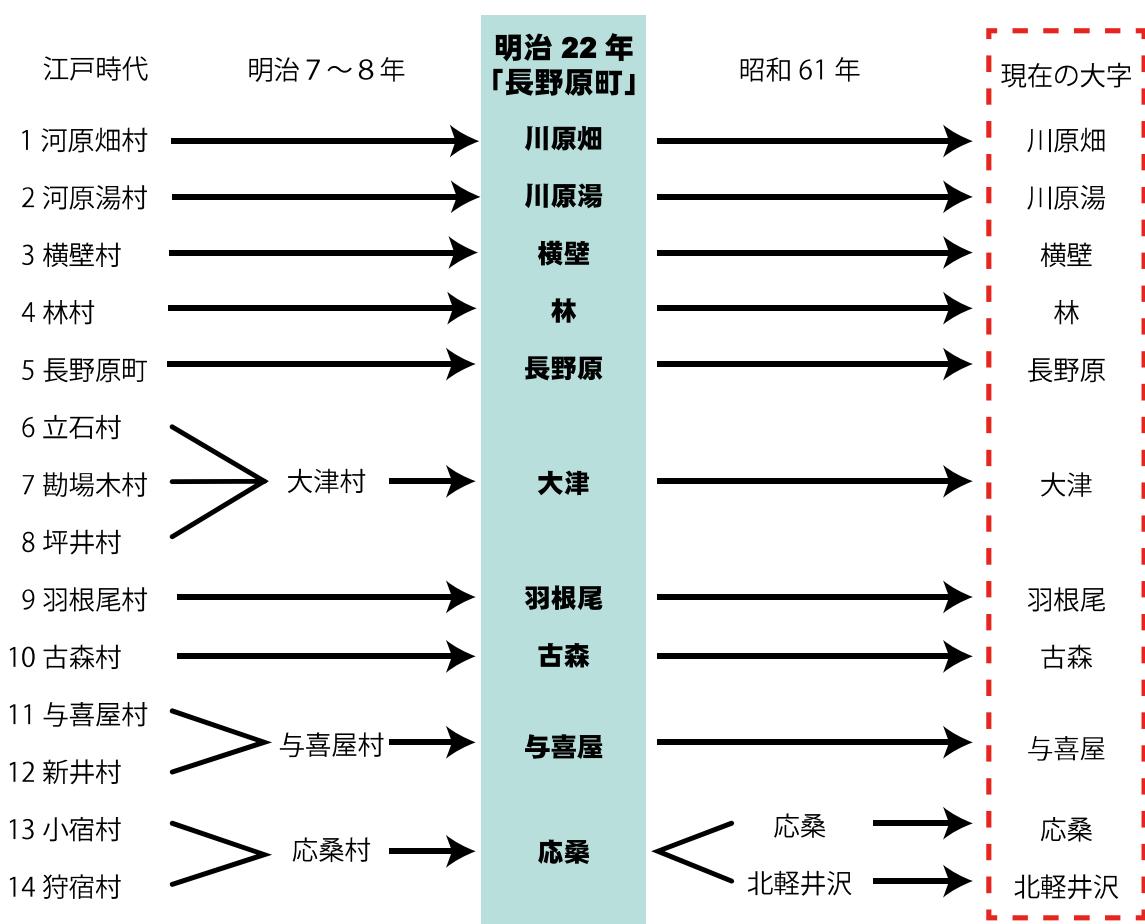


図1-11 長野原町の行政区域の変遷

(2) 人口

令和7年7月現在の人口は5,092人です。戦後昭和35年(1955)がピークで、8,000人を超えていましたが、その後減少し、令和5年(2023)には100年前と同様の5,200人になっています。地区別にみると、北軽井沢が最も多く、約1,600人と横ばいで推移しています。これに次ぐ応桑、大津は1,000人を下回っています。

昭和40年(1965)から平成12年(2000)の間はほぼ横ばいでいたが、平成17年(2005)以降は出生率の低下による少子化、八ッ場ダム建設に伴う転出者の増加、若年層の求職を目的とした転出などにより大きく減少傾向に転じています。高齢者比率の大幅な増加、若年者比率の大幅な減少による、少子高齢化が進行しています。

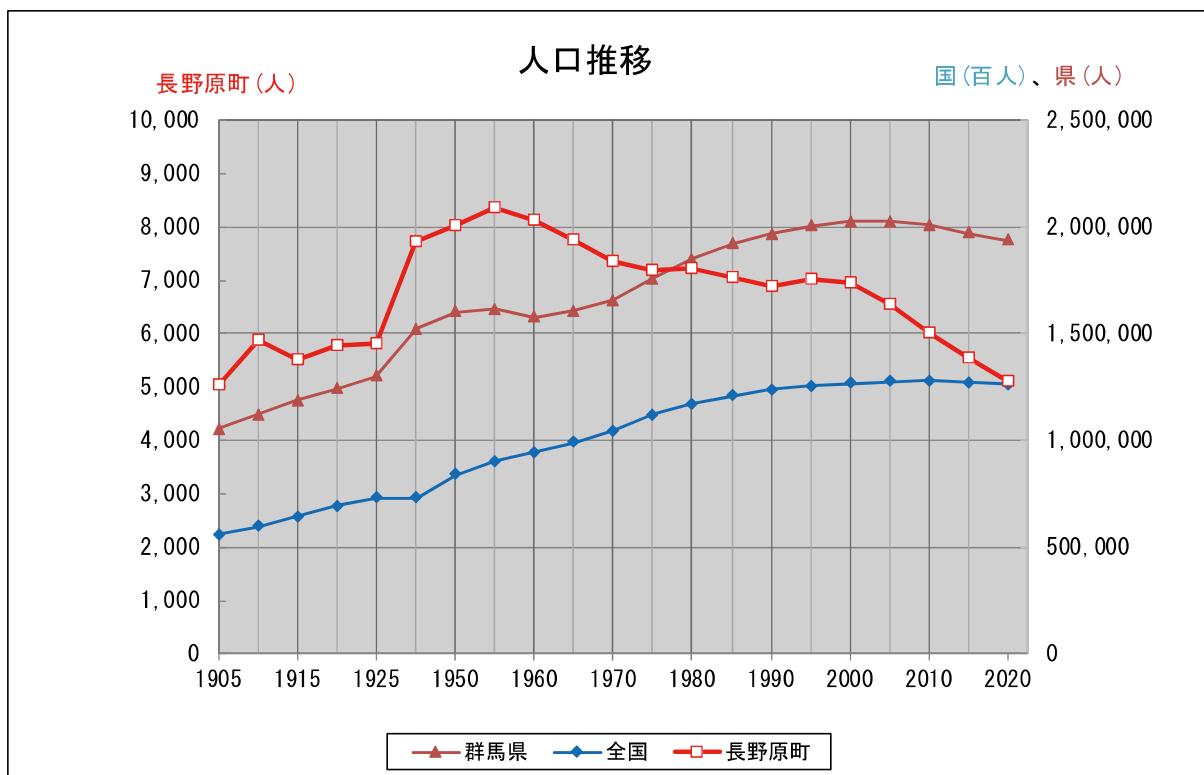


図1-12 長野原町の人口推移

(『第2期長野原町まち・ひと・しごと創生総合戦略』から転載、令和2年度国勢調査結果を加筆)

(3) 交通

本町は、群馬県の北西部に位置し、県庁所在地の前橋市まで約55km、東京都心まで約150kmと県都や首都圏に比較的近く、関越自動車道や上信越自動車道、また北陸新幹線、上越新幹線といった高速交通網へのアクセスは比較的良好です。主要道は国道144・145・146号の3つの国道の基点が羽根尾地区の交差点にあり、草津温泉や万座温泉、鬼押出し、軽井沢など、県内はもとより長野県を含めた主要な観光・リゾート地を結ぶほか、JR吾妻線が東西に走り、首都圏への鉄道網も整備されています。令和6年(2024)に路線バス「八ッ場ぐるりん」が開通し、八ッ場ダムと長野原草津口駅、草津温泉を結ぶ新たな公共交通網が整備されています。

さらに現在、群馬県渋川市と長野県東御市を結ぶ地域高規格道路「上信自動車道」の建設が進められ、令和11年度（2029）に群馬県渋川市と群馬県嬬恋村の間が開通予定となっており、本町において広域的アクセスの飛躍的向上と一層の経済的発展が期待されます。



図1-14 八ッ場ぐるりん



図1-13 長野原町周辺の主な交通機関 (1:720000)

(地理院地図より編集、加工)

(4) 産業

本町の産業は、令和2年（2020）の国勢調査によれば、産業別の就業者で第3次産業が69.6%と最も多く、次いで第1次産業が16.7%、第2次産業が13.7%です。平成27年（2015）で第2次産業は19.2%と増加していましたが、令和2年（2020）では減少しており、それに代わるように第3次産業が増加しています。

個々の産業別にみていきますと、町の基幹産業であった農業は、年々高齢化が進む中で後継者が不足しており、農林業センサスによると昭和50年（1975）に764戸あった農家戸数は令和2年（2020）に309戸と59.6%の減少となり、現在も減少し続けています。また酪農業は、平成17年（2005）に3,340頭の乳牛を飼育していましたが、令和2年（2020）に3,087頭と微減しています。

建設業従事者数は国勢調査結果をみると平成17年（2005）に450人でしたが、平成27年（2015）に462人と若干ながら増加、令和2年（2020）に302人と減少しています。こうした中、医療・福祉業などは国勢調査結果によると平成17年（2005）に277人、平成27年（2015）に309人、令和2年（2020）に322人と増加傾向にあります。八ッ場ダム建設事業が完了し、八ッ場あがつま湖周辺に新たな観光施設等が誕生したことから、第2次産業が減少し、第3次産業が増加したと思われます。今後も第3次産業で就業者の増加が予想されます。

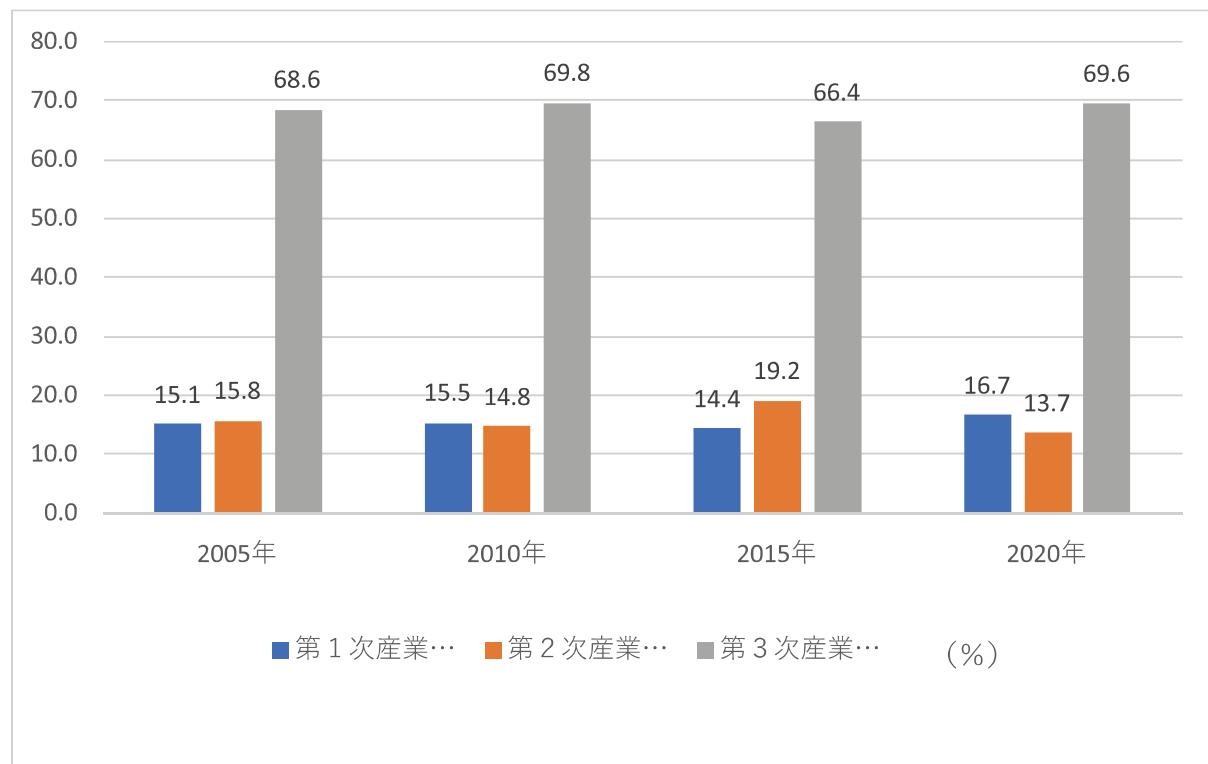


図1-14 長野原町の産業部門別割合
(e-start 政府統計の窓口「国勢調査結果」より作成)

しかし、本町における若年者比率は年々減少傾向にあり、産業の担い手が不足しています。本町が属する吾妻地域は、農業と観光業などの連携による地域の活力向上を目指しています。従来は八ッ場ダム建設に伴う建設業や高原地帯の気候や地形を活かした農業・酪農業、リゾート地として発展してきましたが、今後は八ッ場ダム等の新たに誕生した地域資源や浅間山麓の自然環境等を活用した観光業や農林畜産業の発展と移住定住施策により、地域経済の発展や地域活性化を図ることが求められています。

① 農業

本町では、主に応桑地区と北軽井沢地区を中心に、標高 1000 m を超える高山性気候を活かしたハクサイやキャベツなどの高原野菜の栽培や畜産業（酪農）が盛んです。夏秋キャベツの生産は、群馬県は 1970 年から 54 年連続で日本一の総出荷量（2023 年現在）で、そのうち長野原町は、嬬恋村に次いで県内 2 位、全国 4 位の収穫量と出荷量を占めています。夏ハクサイの生産は、県内 1 位、全国 6 位の収穫量と出荷量を占めています。



図 1-15 北軽井沢地区のキャベツ畑

表 1-1 夏秋キャベツの収穫／出荷量

市町村	収穫量 (t)	出荷量 (t)
1 群馬県 嬢恋村	233,500	203,500
2 長野県 南牧村	15,600	15,000
3 岩手県 岩手町	14,100	13,400
4 群馬県 長野原町	13,000	7,330
5 長野県 佐久市	7,280	6,730
6 北海道 芽室町	6,850	6,650
7 群馬県 昭和村	6,520	5,680
8 北海道 鹿追町	6,410	6,230
9 長野県 軽井沢町	5,080	4,710
10 長野県 萩原村	4,490	4,200

令和 4 年 (2022)

表 1-2 夏ハクサイの収穫／出荷量

市町村	収穫量 (t)	出荷量 (t)
1 長野県 南牧村	49,200	43,200
2 長野県 川上村	48,200	43,500
3 長野県 小海町	20,800	18,600
4 長野県 佐久市	6,970	6,330
5 長野県 南相木村	6,300	5,690
6 群馬県 長野原町	3,360	3,060
7 長野県 上田市	3,020	2,740
8 長野県 佐久穂町	2,700	2,440
9 北海道 岩見沢市	2,680	2,560
10 北海道 幕別町	2,300	2,150

令和 4 年 (2022)

② 商工業

本町の商業は、小売業を中心に町内のニーズに応えてきましたが、近年は人口と商店数の減少に加え、町外近郊の大型ショッピングモール等への買物客の流出、ネット通販の拡大等により、商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。八ッ場ダム完成以降は周辺の宿泊飲食業や製造業、建設業等が減少しています。ダム湖周辺の新たな地域資源の活用等、商工業の振興施策が求められています。

③ 観光業

本町の観光業は大きく標高 1000 m 台に位置する応桑・北軽井沢地区を中心とする南部の浅間高原と八ッ場ダムと八ッ場あがつま湖を中心とする北東部の地域に分けられます。

浅間高原は、浅間牧場や別荘地、町営浅間園（浅間山北麓ビジターセンター）といったリゾート地を有し、観光業を基幹産業として振興してきました。特に、夏は関東地方の平野部よりも涼しい高山性気候により観光客が多く、別荘地やキャンプ場が所在しています。

北東部では、八ッ場ダム建設完了により、川原湯温泉などの既存の観光資源に加えて、道の駅八ッ場ふるさと館、やんば天明泥流ミュージアム、湖の駅丸岩などの新たな観光資源が誕生しました。令和2年（2020）の新型コロナウイルス感染症（コロナウイルス2019）の感染拡大の影響をあまり受けず、年々観光入込客数が増加しています。

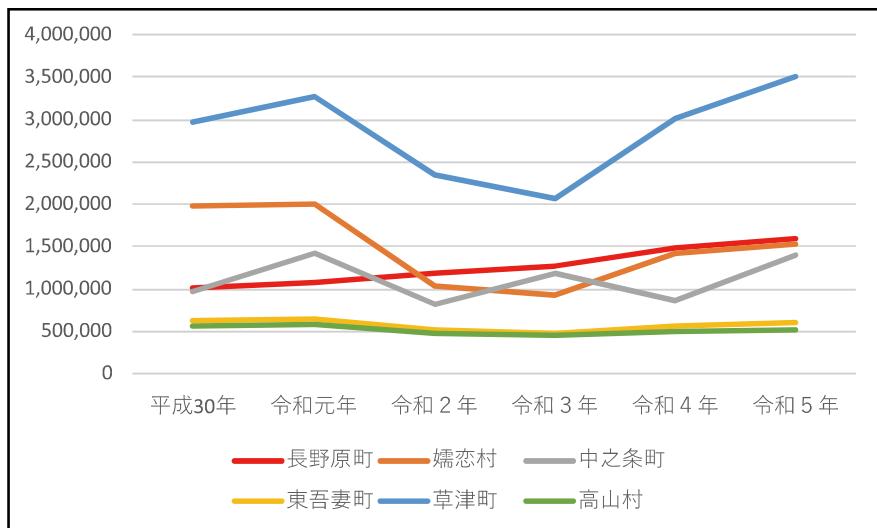


図1-16 吾妻郡内の年度別観光入込客数

（群馬県産業経済部『令和5年（2023）観光入込客統計調査報告書』より作成）

※町の調査地点：道の駅八ッ場ふるさと館

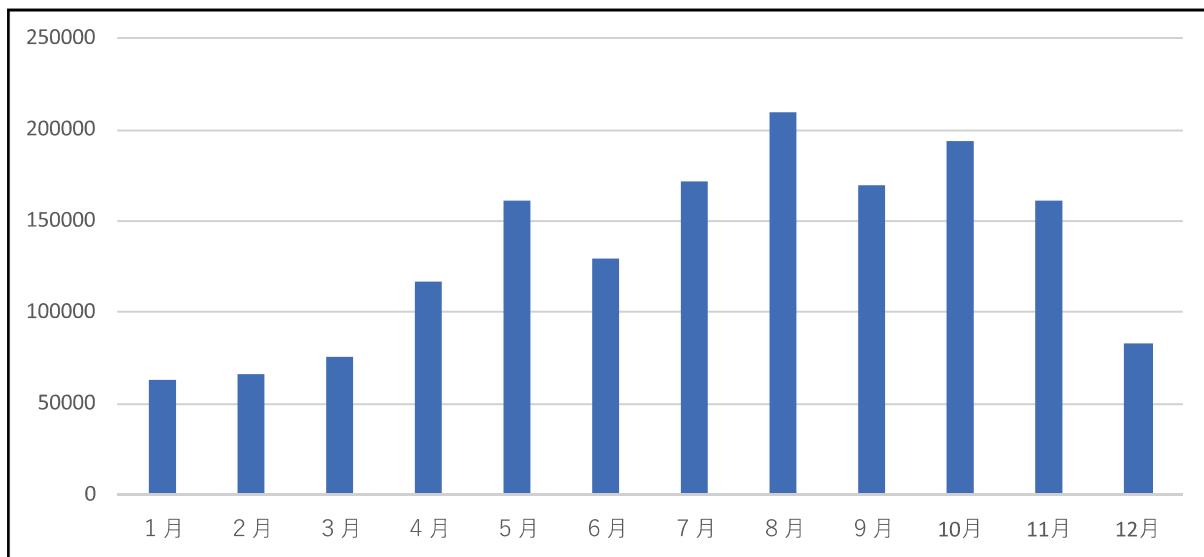


図1-17 町の月別観光入込客数

（『令和5年（2023）観光入込客統計調査報告書』より作成）

次頁に、町の主な観光イベントを掲載します。4月になると、冬季閉鎖していたゴルフ場やハイキングコースなどのサマースポーツのアクティビティが始まります。同時に各地域に伝わる神楽や獅子舞などの伝統行事が始まり、年間を通じてさまざまな行事が催されます。夏季には夏祭りや盆行事、秋季に町主催の文化祭が催され、多くの住民や町外住民が集まります。11月下旬以降の冬季は積雪期にあたるため、スキー場がオープンするなどのウィンタースポーツのアクティビティが始まります。

表1-3 町の主な観光イベント（年間行事予定）

月	イベント			
4月	カタクリ	渓流釣り	4月上旬	ゴルフ場オープン 喜妻峡ハイキングコース開放
			4月8日	水陸両用バス運行開始
			4月10・11日	川原湯諏訪神社春祭り（神楽）
			4月中旬	羽根尾諏訪神社春祭り（獅子舞）
			4月25日	カタクリの群生（開花） 浅間牧場解放区火入れ（野焼き）【北軽井沢観光協会】
			4月25日	長野原諏訪神社春祭り（獅子舞）
5月	登山	渓流釣り	5月5日	王城山神社春祭り（神楽）
			5月15日	与富屋養蚕神社（荒神様）春祭り（神楽）
			5月下旬	八ッ場ダム放流イベント【未来ビジョン推進課】
6月	キャンプ	小夕	6月下旬～7月上旬	ホタル飛翔（林・大津・広島など）
7月	・湖上アクティビティ			
8月	・高山植物	渓流釣り	8月5日	天明3年浅間山噴火物故者供養（雪林寺）
			8月8日	まるっとやんばフェスティバル【未来ビジョン推進課】
			8月中旬	おいですよ！きたかる夏まつり
			8月16日	酉八灯（川原燈三ツ堂）
			8月下旬	北軽井沢秋いちばんコンサート（北軽井沢ミュージックホール）
			8月26日	王城山神社奥宮祭
			8月28日	王城山神社のだんご相撲
9月	ティ	やんばスカイラン	9月中旬	やんばスカイラン
			9月21日	喜妻郡内の渓流釣り祭
			9月下旬	拓穂祭（北軽井沢・群馬満蒙拓穂之塔）
10月	スキー	狩猟	11月文化の日	長野原町文化祭【文化祭実行委員会】
11月	スキー		11月15日	狩猟解禁
12月	スキー	狩猟	11月下旬～12月上旬	スキー場のオープン
1月	スキー			
2月	スノボ	狩猟	1月14日	どんどん焼き・鳥追い祭り（川原燈・長野原）
			1月20日	川原湯温泉湯かけ祭り【川原湯温泉協会】
3月	スノボ	狩猟	2月上旬	北軽井沢炎のまつり【未来ビジョン推進課】
3月	スノボ	狩猟	3月1日	喜妻郡内の渓流釣り祭
			3月20日	桜岩地蔵尊春祭り（北軽井沢）



図1-18 北軽井沢炎のまつり



図1-19 浅間高原雪合戦

(5) 観光施設・文化財関連施設

北部には、八ッ場ダム事業に伴う代替地に生活再建施設も兼ねた「道の駅八ッ場ふるさと館」や「八ッ場湖の駅丸岩」などの観光施設があります。また、平成6年（1994）から26年間行われた発掘調査の成果を展示公開する施設である「長野原町やんば天明泥流ミュージアム」、八ッ場ダム建設の歴史を紹介している「なるほど！やんば資料館」という2つの博物館相当施設があります。

南部には、旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎に隣接し北軽井沢周辺の観光案内や旧草軽電鉄の資料を展示している「北軽井沢観光協会」、浅間火山レースの資料やバイクを展示する「浅間記念館」という郷土資料を展示する観光施設があります。

また、嬬恋村域の町営浅間園では「浅間山北麓ビジターセンター」で浅間山の地質や植生について展示しています。

これ以外にも町内には町民や町外住民が利用できる社会教育施設や観光施設があり、お互いのネットワークを構築しています。



図1-20 八ッ場湖の駅丸岩



図1-21 なるほど！やんば資料館



図1-22 北軽井沢観光協会



図1-23 浅間記念館

表1-4 町の主な観光施設・文化財関連施設

施設	概要
住民総合センター「@長野原」	役場庁舎新築とともに平成30年12月に建設された社会教育施設です。町民のコミュニティ活動の場を提供し、地域活性化の推進を目的としています。図書室・大ホール・研修室・調理実習室・多目的室などを備え、エントランスロビー床下には造成中に発見された「久々戸遺跡柄鏡形敷石住居跡」が移築展示されています。
やんば天明泥流ミュージアム	ハッ場ダム建設に伴い平成6年から令和元年までの26年間実施した発掘調査の成果を展示公開する施設として令和3年4月にオープンしました。天明3年（1783）浅間山大噴火により発生した泥流災害と復興をメインテーマとし、今から1万年前の縄文時代からの資料も展示しています。企画展・体験学習のはかボランティアガイドによる解説も行っています。また敷地内に水没地区から移築された第一小学校旧校舎があり、「上毛かるた」をはじめ長野原町ゆかりの資料が展示されています。
なるほど！やんば資料館	ハッ場ダム管理支所に隣接するガイダンス施設です。洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水・工業用水の補給、発電を目的とするハッ場ダム。ダム建設の歴史や技術、やんば周辺地域の情報などを分かりやすく紹介しています。
道の駅ハッ場ふるさと館	ハッ場あがつま湖周辺の振興施設の核となる道の駅です。地元の特産品や新鮮野菜が並ぶ農産物市場や食事処、コンビニ、足湯などがあります。
ハッ場湖の駅丸岩	長野原町役場旧庁舎をモチーフにデザインされた建物で水陸両用バスの発着所となっています。食事処や土産品が並ぶショップがあり、2階や裏庭からダム湖を一望できます。
川原湯温泉あそびの基地NOA	JR川原湯温泉駅に隣接した複合施設。キャンプ場・日帰り温泉・カフェ・観光案内所などを併設しています。
長野原町営浅間園 浅間山北麓ビジターセンター	上信越高原国立公園の中心部、浅間高原にある浅間牧場と鬼押し出しを結ぶ観光施設。浅間山の成り立ちや植生の変化をジオラマで展示解説しています。鬼押し出しの中を自由に探索できるウォルケーノウォーク（自然歩道）やジオパーク認定ガイドとともに歩くスカイロックトレイルを有しています。
浅間記念館 バイク博物館	1955年から1959年にかけて浅間牧場周辺で開催された、日本初の国産バイクの耐久レースである「浅間火山レース」の資料や往年の貴重なバイクなどが多数展示されています。
北軽井沢ミュージックホール	イベント開催時以外非公開。昭和43年（1968）に日本で初めて音楽学生のための夏季合宿施設として建てられた「山の音楽堂」です。設立のきっかけは、日本を代表する指揮者・音楽教育家であった斎藤秀雄氏による子どもを対象とした音楽合宿で、教え子の保護者が土地を寄付、桐朋学園がチャリティーコンサートを実施して、4年をかけて整備されました。昭和58年（1983）長野原町に寄贈されてからは地元の文化施設として、クラシック・ジャズなどさまざまなコンサートが開催されています。
北軽井沢観光協会	旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎（国登録有形文化財）に隣接し、旧路線上に建てられています。北軽井沢周辺の観光案内のほか、旧草軽電鉄の資料を展示しています。



図1-24 町営浅間園



図1-25 北軽井沢ミュージックホール

(6) 土地利用

本町の面積 133.85 m^2 のうち土地利用を地目別面積で見ると、山林が最も多く全体の 67.1 % を占めており、続いて畠 9.0 %、原野 7.1 %、宅地 5.7 % です。町域のうち北部の吾妻川流域は集落を囲うように山林が続き、南部の浅間高原は熊川とその支流沿いに山林が続いています。畠と宅地は山林の間を縫うように所在しています。

また、南部にある浅間牧場の周辺地域や嬬恋村域の町営浅間園は、上信越高原国立公園の特別地域に指定され、優れた自然の保護が図られています。

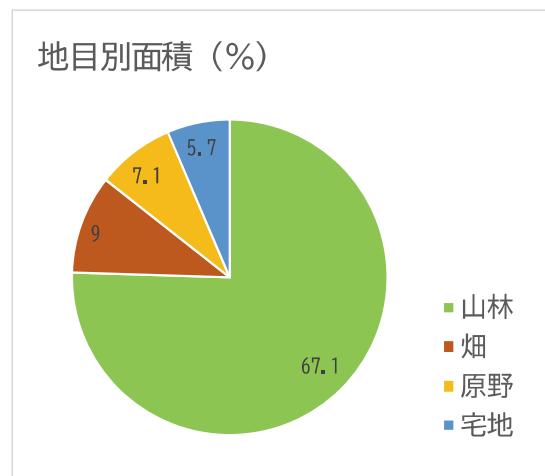


図 1-26 町の土地利用

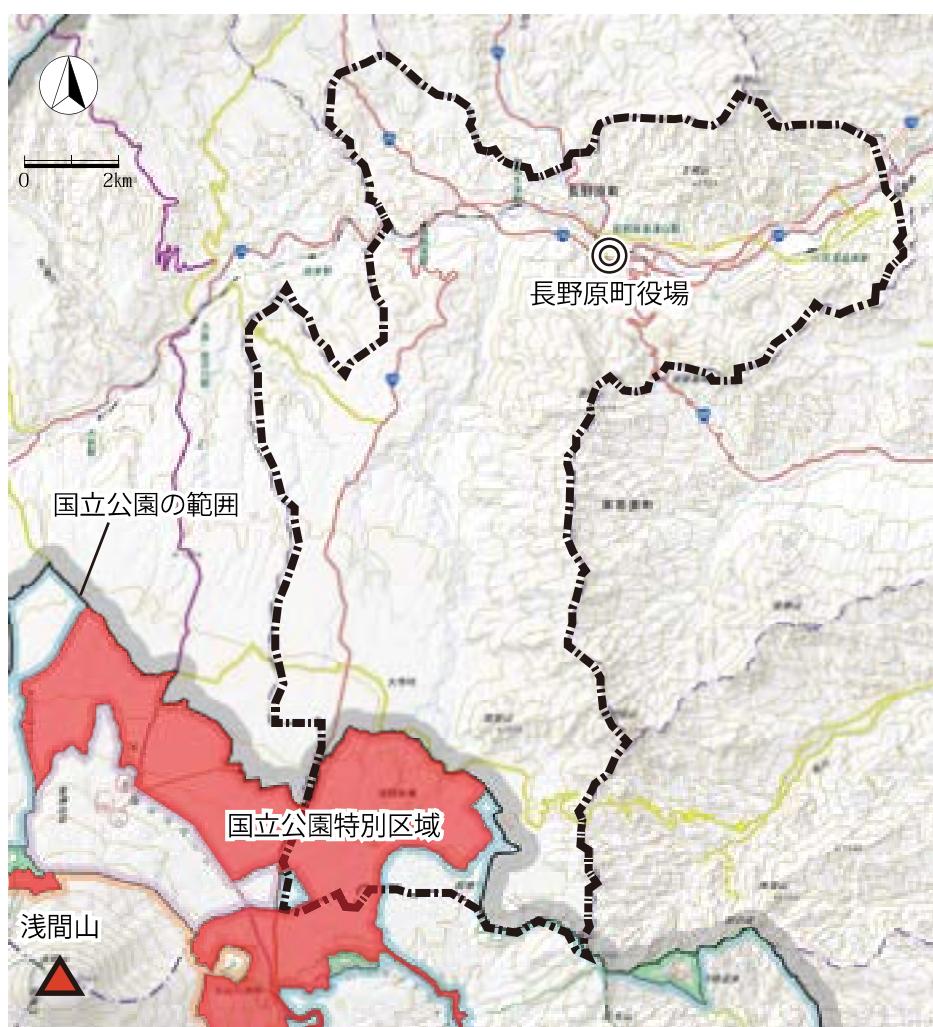


図 1-27 上信越国立公園指定範囲

3 歴史的背景

本町北部の吾妻川流域東部では八ッ場ダム建設に伴って、平成6年（1994）から令和元年（2019）までの26年間にわたり、総調査面積は約100万m²におよぶ大規模調査が継続して実施されました。八ッ場ダム建設工事にともなう発掘調査では、縄文時代草創期末（約12,000年前）から江戸時代後期までの様々な時代の遺跡が発見されました。その調査成果には、群馬県中央部とは大きく異なるこの地域特有の歴史が数多く含まれています。ここでは八ッ場地区の成果を中心に本町の歴史的背景を見ていきます。

（1）先史・古代

【旧石器時代】

これまでのところ、長野原町では旧石器時代の遺跡は見つかっていません。吾妻川流域は約13,000～14,500年前に浅間山から噴出した応桑泥流や浅間・草津黄色軽石（As-YPk）が厚く堆積しており、それより下の層の発掘調査が困難な状況があります。ただ、遺構外の遺物として柳沢城跡（横壁地区）で細石刃石器群に伴う可能性のある珪質頁岩製のスクレイパーが1点見つかっています。同じ吾妻郡内では旧石器時代の遺跡は高山村に所在する新田西沢遺跡しか見つかっていないというのが現状です。このことは長野県側の浅間南麓でも同様で、浅間山麓付近で発掘調査されている旧石器時代遺跡は、いずれも千曲川を挟み浅間山麓の対岸側で見つかっています。

【岩陰における人間活動のはじまり】

縄文時代の遺跡はその全時期で見つかっています。本町で見られる人々の生活の初見は、縄文時代草創期末～早期初頭（約12,000～9,000年前）からです。石畠I岩陰（川原畠地区）や居家以岩陰群（長野原地区）で草創期～晩期の土器片・獸骨・人骨等が出土しており、最初は岩陰を利用して生活していました。特に居家以岩陰群1号岩陰は早期後半に墓地として利用されていました。40体を越える埋葬人骨が良好な状態で発見されています。このような岩陰遺跡は本町の先史・古代の大きな特徴の1つです。また、榆木II遺跡（林地区）で早期初頭（約9,000年前）の竪穴建物跡が30棟以上見つかり、当時としては多くの人々が集まって暮らしていました。

【縄文時代の大規模集落の形成】

川原畠地区や林地区の丘陵上に、縄文時代前期（約7,000～5,500年前）の重複をもって竪穴建物跡が見



図1-28 石畠I岩陰調査風景



図1-29 竪穴建物跡（榆木II遺跡）

つかっています。早期に比べ遺跡数は多く、河岸段丘に広がっていきます。榆木Ⅱ遺跡や立馬Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ遺跡（林地区）、三平Ⅰ・Ⅱ遺跡（川原畠地区）のように早期から継続して集落が営まれました。前期初頭まで底が尖った土器を使っていましたが、上げ底・平底へ変化します。

縄文時代中期（約5,500～4,400年前）には、河岸段丘上に大規模集落が展開し始めます。前半は県内でも極めて限られた地域でしか発見されていませんが、後半には現在の大字ごとに大規模集落が営まれ、そのほとんどが後期前半にかけて数百年にわたって継続しました。こうした集落では、直径200mほどの範囲から100棟を超える竪穴建物跡が重なりあって発見されています。また中期後半から後期中葉にかけて、床面に板状の石を敷いた竪穴建物へ移り変わる様子が見られます。勘場木石器時代住居跡（県史跡 大津地区）や久々戸遺跡柄鏡形敷石住居跡（長野原地区）はこの時期のものです。大規模集落がつくられる直前から各地域では個性の強い文様で飾られた土器がつくられるようになります。群馬・長野・新潟の県境域にあるこの地域では各地の土器が1つの集落で見つかります。特に群馬県（関東地方）と長野県（中部地方）で多く見られる土器が両方見つかるのと同時に、これらの特徴が融合した土器が浅間山周辺の地域で使われていて、1つの文化圏を形成していたのも本地域の特徴といえます。

【大規模集落時代の終焉】

縄文時代後期（約4,400～3,200年前）後半以降は繁栄した大規模集落の時代が終わり、晩期（約3,200～2,400年前）の遺跡は減少します。石川原遺跡（川原湯地区）で中期後半から後期後半の水場遺構が3か所発見されており、発達しながら変遷する様子が窺え、トチ・クルミ・ドングリなどの木の実を加工する生業を中心とする生活へと変化していきました。土器も祭りや行事に使う精密につくられたもの（精製土器）と日常品（粗製土器）が明瞭に区分されました。また石川原遺跡からは土偶や石棒に代表される呪術具も発見されています。



図1-30 大規模集落の調査

（林中原II遺跡）



図1-31 柄鏡形敷石住居跡（久々戸遺跡）



図1-32 手燭形土偶（石川原遺跡）

【弥生時代】

弥生時代になると本町から継続的な集落が姿を消しました。平地が少なく稲作に適していなかったためです。弥生時代前期末から中期後半までの八ッ場地区では、数は多くありませんが、竪穴建物や土坑が見つかっています。この時期に特徴的に見られる、稲作が本格化する前に東日本で流行した埋葬法である再葬墓が川原湯勝沼遺跡（川原湯地区）や尾坂遺跡（長野原地区）、それに続く土器棺墓が立馬I遺跡（林地区）で発見されています。



図1-33 再葬墓（川原湯勝沼遺跡）



図1-34 土器棺墓（立馬I遺跡）



図1-35 竪穴建物跡（下原遺跡）

【古代】

古代の吾妻郡について記した文献はほとんど残っていないが、『倭名類聚抄』によると「長田」・「伊參」・「大田」の3郷があったと記載されています。この3郷は中之条町や東吾妻町の地域に位置していたと考えられ、吾妻峡を境にして西側の西吾妻地域はその外縁地域でした。それを裏付けるように町内



図1-36 墨書き土器「三家」



図1-37 陥し穴群（上ノ平遺跡）

における奈良時代の遺跡は、昭和63年（1988）の分布調査時の羽根尾Ⅱ遺跡（羽根尾地区）での地表面で採取された遺物以外見つかっていません。集落が見つかっていない状況は平安時代まで続きますが、9世紀頃になると突然数多くの集落が出現し、100年ほどの間は活発に活動していました。集落の規模は大きくはありませんが、出土する道具類は平野部の集落とほとんど変わりません。集落からは土器に文字が書かれた「墨書土器」が数多く見つかっており、文献史料ではわからないこの地域の様子が僅かながら窺えます。また、八ッ場地区の発掘調査で平安時代の狩獵のための陥し穴が1,000基以上も見つかっています。この頃の陥し穴は関東地方の平野部ではあまり見つかっていません。10世紀に成立した律令の施行細則である『延喜式』には上野国が中央に献じるものとしてカモシカの角や鹿皮などの動物資源が書かれています。その資源の獲得のために人々は西吾妻地域に移ってきました。ところが11世紀中頃までに竪穴建物は消え、再び人間の活動が見られなくなります。

（2）中世

【平安～鎌倉時代】

天仁元年（1108）に浅間山が大噴火し、上野国・信濃国は荒廃したといわれています。平安時代末期、信濃国海野荘（長野県東御市付近）を拠点とする滋野姓海野氏が西吾妻に勢力を及ぼしました。鎌倉時代、信濃国と上野国にまたがる地域は三原野と呼ばれ、長野原を含む西吾妻一帯に「三原荘」が存在しました。『吾妻鏡』に三原の狩りがみえ、『曾我物語』は源頼朝が三原の狩りに来たルートを記しています。町内には頼朝に関する伝承が多く残り、与喜屋や狩宿（応桑地区）は頼朝が来たことに由来する地名です。また、川原湯温泉（川原湯地区）は頼朝が発見したという伝説が残ります。「川原湯温泉湯かけ祭り」は、温泉がある日突然止まったので鶏を献げてお祈りをしたら再びお湯が湧き出したという言い伝えに由来しており、お湯をかけ合い祝う奇祭として有名です。また、鎌倉時代にわたる史跡には、和田合戦に敗れた和田義盛と巴御前の子といわれる朝比奈三郎義秀の墓（町指定史跡 応桑地区）があります。

【室町時代】

元弘3年（1333）に鎌倉幕府が滅亡します。その後の南北朝～室町時代を知る資料に、延文2年（1357）の紀年銘のある板碑（町指定重要文化財 大津地区）や仙峩滝不動堂の宝塔（町指定重要文化財 与喜屋地区）、外輪原の宝塔（町指定重要文化財 与喜屋地区）など仏教文化を示すものがあります。また、西吾妻は四阿山や草津白根山を靈場とする修験道が盛んで、山麓の本町にも本山派に属する大学院、金龍院、当山派に属する熊本院などの修験道寺院が分布していました。この頃の西吾妻は鎌倉時代に三原荘の地頭で



図1-38 林城跡

あった海野氏の後裔の一族のうち、本町周辺を羽尾氏や湯本氏が、嬬恋村周辺を鎌原氏や西窪氏などが治めていました。この頃の城館跡として八ッ場地区では林城跡（林地区）が発見されました。

戦国時代に羽尾氏が羽根尾城（羽根尾城跡＜町指定史跡 羽根尾地区＞）を築き、鎌原氏との間で攻防を繰り広げました。町内にはそのほかにも長野原城跡（町指定史跡 長野原地区）、丸岩城跡（横壁地区）、柳沢城跡（横壁地区）、金花山砦跡（川原湯地区）、林城跡（林地区）など、吾妻川に沿って中世城館が数多く残っており、城館沿いに街道が通っていました。柳沢城跡（横壁地区）の発掘調査で中国製の陶磁器等が発見されるなど、上野国の外からの人・モノの往来が盛んでした。特に、長野原地区の須川橋と琴橋は「両橋」と呼ばれ、戦略上の拠点になっていました。戦国時代、羽尾氏と鎌原氏の対立は武田家と上杉家という戦国大名の対立に発展し、本町域は大名勢力の境目の地域となりました。長野原合戦があった永禄6年（1563）以降は武田家の家臣であった真田氏が本格的に吾妻郡に進出しました。羽根尾城を拠点とした羽尾氏の一族である海野幸光は武田家に臣従して岩櫃城代（東吾妻町）となります。天正9年（1581）に謀叛の疑いをかけられて真田昌幸に討たれます。幸光の墓は羽根尾城の南麓にあります（「海野長門守の墓」町指定史跡 羽根尾地区）。天正10年（1582）に武田家が滅亡し、織田信長が本能寺の変で討たれると、真田氏が吾妻郡を攻略し、岩櫃城や沼田城（沼田市）を拠点として北毛地域を治めました。真田氏の信濃国の拠点である上田城と上野国を結ぶ真田道が整備され、本町はその重要なルート上に位置しました。

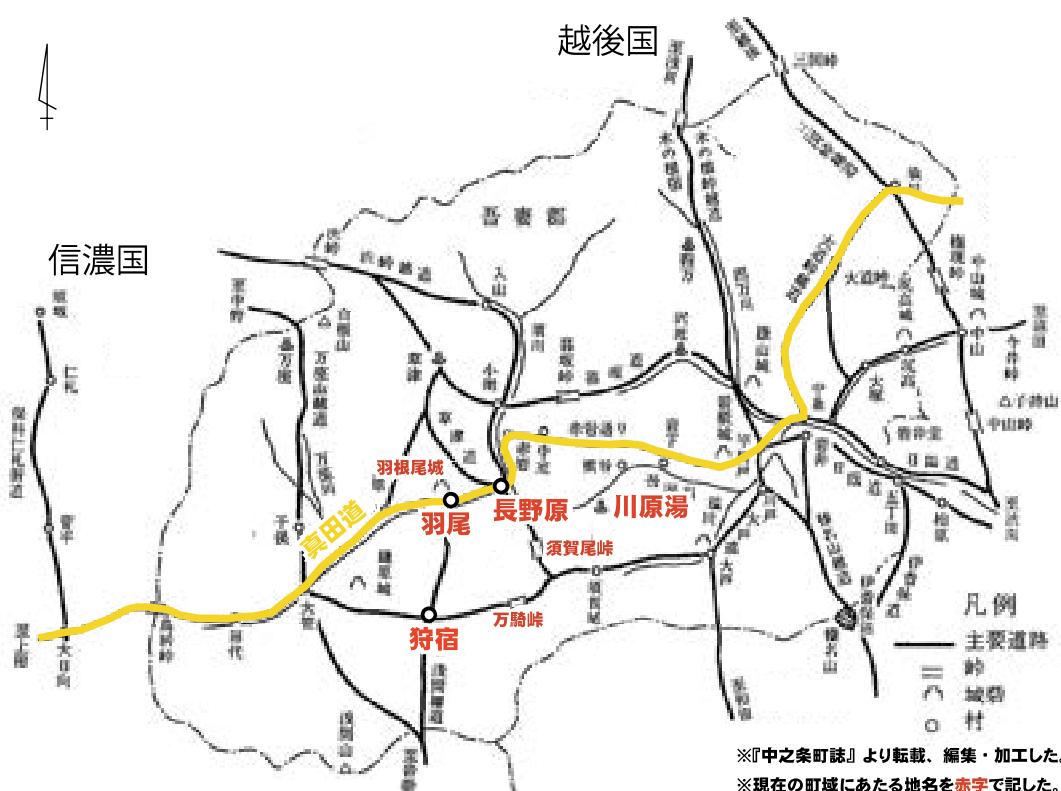


図1-39 長野原町周辺の中世城郭と真田道

(3) 近世

【徳川幕府による街道整備】

天正 18 年 (1590) 徳川家康の関東入封に伴い、真田昌幸の子の信之が沼田城に入城し、本町を含む吾妻郡は沼田藩領となりました。その支配は天和元年 (1681) に信之の孫の信澄が改易されるまで続き、その後は徳川幕府領となり代官の支配下となりました。



図 1-40 狩宿関所跡之碑



図 1-41 旧狩宿茶屋本陣と狩宿宿

徳川幕府は、高崎から万騎峠（応桑地区）を越え、浅間山麓を経て信州へと結ぶ信州街道を整備しました。寛文 4 年 (1664)、信州街道と沓掛道の交わる狩宿村の狩宿新田の地に狩宿関所が設置されました（町指定史跡 応桑地区）。信州街道は物品流通のルート、また善光寺の参拝道として、宿場であった狩宿宿は人馬の往来でにぎわい、大名や武士が休息するため「黒源」の屋号を有する旧狩宿茶屋本陣（国登録 応桑地区）が整備されました。浅間山北麓の六里ヶ原には、信州沓掛からの街道沿いに旅行者の道しるべになるよう丁杭式観音（町指定重要文化財 北軽井沢地区）を上州・信州の人々が寄進し、往来の人々を見守る桜岩地蔵尊（町指定有形民俗文化財 北軽井沢地区）が建立されました。また、信濃国の真田から鳥居峠を越えて吾妻川を沿って沼田に至る道は真田道（沼田街道）とも呼ばれ、川原畑・長野原・羽根尾は中世以来伝馬宿の機能をもっていました。吾妻峠は交通の難所で、久森峠（川原畑・林地区）は川原畑村出身の野口円心 (1781-1806) により開削されたと伝わります。また草津温泉への



図 1-42 桜岩地蔵堂境内の丁杭式観音



図 1-43 久森峠の開削記念碑

湯治客のなかには大柏木村（東吾妻町）や須賀尾峠（横壁地区）を越える「草津道」を利用した人もいました。また、近世後期から川原湯温泉は草津温泉の「上がりの湯」として利用されてきました。

【近世の村の生業と文化の振興】

生業は林業・山稼ぎのほか一般に畑作がメインで、水田はきわめて少なかったようです。浅間山北麓から四阿山に至る上州と信州の国境地帯は南木山といわれた広大な山林原野におおわれ、その利用をめぐっては近世初頭以来上州側の村と信州側の村との間で紛争が繰り返されました。また、長野原を含む吾妻郡では、麻の生産が繭や煙草などとともに、百姓の生産活動のうえで重要な役割をもっていました。吾妻麻というブランドの起源は不明ですが、遅くとも16世紀にはある程度の麻が栽培されていました。吾妻麻は江戸や越中・越後に輸出され、それに伴い、吾妻峠の難所を越えるために久森峠（林・川原畑地区）や道陸神峠（川原畑地区）が開削され、東西吾妻を結びつける役割を担いました。麻などの商品作物による現金収入によって、街道沿いの村々は文化的豊かさが育まれました。



図1-44 上野川原湯之図（版画）



図1-45 長野原町周辺の近世街道図 (1:513000)

(国土地理院「地理院地図 色別標高図」を基に作成、『嬬恋村誌』(下巻、1977年) 参照)

【浅間焼けからの復興】

天明3年（1783）の浅間山噴火で、鎌原土石なだれ・天明泥流が浅間山北麓・吾妻川流域にあった村々を襲い、町内では死者440人、被害家屋299戸の被害を出しました。小宿村の常林寺の梵鐘（町指定重要文化財）は、この時に伽藍ごと流出し、明治43年（1910）に15km下流の川原畠地区の吾妻川の河岸で発見されました。町内の発掘調査で天明泥流によって埋もれた村々が姿を現し、被害状況だけではなく、当時の農民の生活の様子や災害に襲われた際のとった行動などが明らかになりました。この噴火に関する記録は町内外に数多く残されており、杉田玄白の『後見草』には坪井村小林家屋敷（大津地区）の被災状況が記されており貴重な記録です。また、町内には今も泥流によって運ばれてきた浅間石や災害に関わる伝承と石造物等が残されています。



図1-47 西宮遺跡 被災家屋



図1-46 浅間焼け吾妻川・利根川筋被害繪図

【水戸藩士の刃傷事件】

現在まで伝えられている事件として、天保3年（1832）8月25日に立石村坂ノ上において、水戸藩士外岡龍三郎と、幕府勘定方山田寿之助及びその家来2名との下座触れを巡る刃傷事件（立石坂事件）があります。外岡龍三郎の遺骸は草木原観音堂に安置されて村人が昼夜交替で見守り、その後村人の手によって雲林寺境内に手厚く埋葬されました。雲林寺に現存する墓碑には「外岡龍三郎墓 水戸外岡豊之允建 天保三壬辰歳八月二十五日没」と刻まれています（長野原地区）。当時の水戸藩主斉昭は村人が示した誠意と憫情に対して金四両の御下渡金をもって応え、名主は戸数52軒にそれを平等に分配したことが史料に残っています（『黒岩今朝松家文書』）。



図1-48 外岡龍三郎墓

【村の信仰と石造文化財】

当時の信仰を物語る文化財として町内には石造文化財が数多く残されています。なかでも、川原畠諏訪神社の宝篋印塔（町指定重要文化財）は信州高遠の石工が造られ、笠の部分が蓮華を伏せた意匠をした珍しい作品です。三原郷三十四觀音札所は長野原を含む西吾妻をめぐる觀音札所で、町内では19か所の札所がありました。そのうち、作道觀音堂（長野原地区）が発願所となり、滝沢觀音石仏群（町指定史跡林地区）が結願所になっています。この地域は中世に引き続き修験道が盛んで、修験者が加持祈祷などの宗教的活動に加え、病気の治療などの活動を行っていました。町内では本山派の準年行事の大乗院（林地区）が代表的な修験道寺院でした。大乗院は近世初期の浦野村信以降、浦野家が代々の住職を務め、その浦野家の墓地である御塚（町指定史跡 林地区）には村信が即身成仏したという伝承が伝わります。



図1-49 滝沢觀音石仏群

（4）近現代

【長野原町の誕生】

明治4年（1871）の廢藩置県により本町域の村々は群馬県に編入しました。明治22年（1889）の町村制の施行により、旧1町9村が合併し群馬県吾妻郡長野原町が誕生しました。本町誕生当時の役場は雲林寺の本堂の一隅を借用して開庁し、明治35年（1902）に雲林寺参道下（現長野原字遠西67-3）に庁舎が建設されました。昭和4年（1929）に手狭になったため雲林寺の西隣（現長野原字遠西66-3）に新庁舎を建て、平成30年（2018）に現庁舎（現長野原字久々戸1340-1）に移るまで使用されました。

明治28年（1895）に野口茂四郎の功績により吾妻峠沿いの新道（国道145号線の前身）が開通すると東吾妻と西吾妻の東西交流が盛んになりました。中央から学者や文化人が多く訪れるようになり、大正元年（1912）には地理学者の志賀重昂が吾妻峠を九州の耶馬溪にも勝ると激賞し国指定のきっかけとなりました。また、若山牧水や徳富蘇峰、嘉納治五郎、与謝野鉄幹・晶子夫妻などの著名な文化人が訪れています。



図1-50 旧長野原町役場竣工式（昭和4年）



図1-51 野口新道（昭和28年頃）

【吾妻牧場から始まる開発】

明治 15 年（1882）北白川宮能久親王が応桑・北軽井沢地区に吾妻牧場を開設しました。能久は牧場主事に狩宿村出身の黒巖有哉を抜擢しています。親王は牧場を 4 回訪れ、そのうち 3 回は黒源（旧狩宿茶屋本陣）に宿泊しました。親王宿泊に伴い宮家の指示で建具が新調され、建物は一部改修されました。また明治政府による士族の救済策として、明治 16 年（1883）に吾妻牧場の一部、御所平（応桑地区）に旧館林藩の秋元氏が入植しました。当時の建物の一部が応桑諏訪神社社務所に移築されています。その後牧場は民間等に払い下げられ、その一部は昭和 23 年（1948）に群馬県に移管、昭和 27 年（1952）に群馬県浅間家畜育成牧場（北軽井沢地区）となりました。



図 1-52 吾妻牧場（吾妻避暑地南門）



図 1-53 草軽電鉄の旧路線範囲

【草軽電気鉄道の開通】

大正 6 年（1917）に草津軽便鉄道（のちの草軽電気鉄道）が新軽井沢 - 吾妻間、大正 15 年（1926）には全線開通し、それに伴い大正 12 年（1923）北軽井沢地区の別荘開発の先駆となる一匡邑（北軽井沢地区）が誕生しました。また昭和 3 年（1991）には避暑地の社交場として、法政大学学長室致らが法政大学村（北軽井沢地区）を開村しました。このことにより多くの文化人の別荘が建つようになり、アカデミックな地域環境を形成していきました。大学村が新築して寄付した旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎（国登録 北軽井沢地区）が往時の町並みを物語ります。昭和 25 年（1950）日本初のカラー映画「カルメン故郷に帰る」の撮影舞台となった草軽電鉄・浅間牧場は観光客を招くきっかけにもなりました。昭和 37 年（1962）に廃止されましたが、人や物資とともにこの地に文化を運び込む役割を果たし、北軽井沢地区の観光地としての礎となりました。



図 1-54
旧草軽電鉄
北軽井沢駅駅舎

【太平洋戦争と近代化】

昭和16年（1941）太平洋戦争が始まると、昭和19年（1944）12月に鉄鉱石の輸送のため太子線（昭和27年（1952）国鉄長野原線に編入）が敷設されました。同時期に未完成で終わった千俣鉱石輸送鉄道が計画され、現在でも所々に路線跡が遺されています。戦争中には敵飛行機の往来を監視するため、防空監視哨跡（聴音壕）（町指定重要文化財 大津地区）、旧陸軍浅間演習場東廠舎跡・旧海軍浅間山射場跡（ともに北軽井沢地区）が建造され、内陸にある本町にも戦争の影響が及んでいました。昭和20年（1945）に終戦を迎え、国鉄長野原線は鉄鉱石輸送から旅客輸送に変わりました。昭和42年（1967）に電化され、上野駅発の特急も走るようになりました。昭和46年（1971）に大前（嬬恋村）まで延伸されて国鉄吾妻線と改称されました。戦争とともに本町に鉄道網が伸び、近代化が加速し、産業が発展しました。

【浅間高原の開拓と発展】

戦後、八ッ場ダム建設設計画が策定されると、町の北部と南部は異なる歴史を辿ることになります。南部の浅間高原では、応桑・北軽井沢地区を中心に昭和21～22年（1946～1947）にかけて、戦争引き揚げ者による開拓が始まりました。水道も電気も住宅すらない、過酷な状況下での開拓で、「満洲開拓記念碑」・「群馬満蒙拓魂之塔」（北軽井沢地区）が当時の歴史を物語ります。現在の応桑・北軽井沢地区の酪農業の発展は当時の開拓者によるものです。また、その後、国営・県営の農地造成事業により耕地が拡大され、ジャガイモ・トウモロコシ・白菜・キャベツなど高原野菜の生産が進められました。

昭和28年（1953）長野原町区条例が出され、第1区～第10区まで設定され、昭和62年（1986）大字名の変更で大字応桑から分かれて大字北軽井沢が誕生しました。高度経済成長期に国内旅行ブームもあって、浅間牧場や町営浅間園（平成5年に浅間火山博物館）をはじめ、ゴルフ場・スキー場・キャンプ場を擁する一大レジャー観光地としての発展しました。



図1-55 防空監視哨跡（聴音壕）



図1-56 群馬満蒙拓魂之塔



図1-57 町営浅間園

【八ッ場ダム建設の歴史】

一方、北部の吾妻川流域では、昭和27年(1952)に建設省(現国土交通省)が利根川改修改訂計画の一環として、八ッ場ダム建設の調査を実施することになり、町にダム建設計画が示されました。突然の通知に当時水没5地区ではダム建設反対運動が起り、代議士に陳情を行うなど混乱が続きました。その後ダム建設は一時立ち消えとなりましたが、昭和40年(1965)ダム建設問題が再燃すると、反対運動が活発化し、建設に反対する地元と国との間で膠着状態が続きました。昭和55年(1980)、町と建設省との間に入って群馬県が「生活再建案」を提示し、町・地元住民への説明・協議を経て、平成4年(1992)長野原町長、群馬県知事、及び関東地方建設局長との間で「八ッ場ダム建設にかかる基本協定」に、水没5地区各代表と八ッ場ダム工事事務所長で「用地補償調査に関する協定書」を調印し、平成13年(2001)に「利根川水系八ッ場ダム事業の施行に伴う補償基準」の調印が行われました。平成17年(2005)に移転代替地の補償基準が妥結され、翌年から事業が本格的に動き出しました。その矢先の平成21年(2009)8月に民主党政権による「ダム建設中止」宣言、その2年後の平成23年(2011)12月に自民党政権による「ダム建設再開」が表明され、政権交代に翻弄されました。その後ダム事業が進められ、八ッ場ダムは令和2年(2020)に完成しました。水没5地区(八ッ場地区)は八ッ場あがつま湖を中心とした新しい地区として生まれ変わり、各地区に振興施設が建設されて新たな観光地として歩み出しました。



図1-58 ダム反対の小屋



図1-59 「八ッ場ダムにかかる基本協定」
調印式 (平成4年)



図1-60 八ッ場ダム

第2章 長野原町の文化財の概要

1 文化財の概要

本町には、文化財保護法及び群馬県文化財保護条例、長野原町文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財が令和8年(2026)3月現在で26件あります。

指定等文化財を種別ごとにみると、国指定4件、県指定1件、町指定19件、国登録2件です。類型別では、記念物が13件と最も多く、次いで有形文化財11件、民俗文化財1件です。無形文化財、無形の民俗文化財の指定、選択はありません。また、文化的景観、伝統的建造物群、文化財保存技術の選定はありません。

地区別にみると、川原畠地区1件、林地区5件、長野原地区1件、大津地区3件、羽根尾地区2件、与喜屋地区2件、応桑地区3件、北軽井沢4件です。このほか、国指定名勝の吾妻峠が長野原町(川原畠・川原湯地区)と東吾妻町にまたがり、国指定天然記念物の川原湯岩脈(昇龍岩および臥龍岩)が川原湯地区と林地区にまたがって指定されています。

表2-1 指定等文化財件数一覧(令和8年(2026)3月現在)

類型		国指定・選定	国選択	県指定	町指定	国登録	県登録	計
有形文化財	建造物	0	-	0	4	2	0	6
	絵画	0	-	0	0	0	0	0
	彫刻	0	-	0	0	0	0	0
	工芸品	0	-	0	0	0	0	0
	書跡・典籍	0	-	0	0	0	0	0
	古文書	0	-	0	0	0	0	0
	考古資料	0	-	0	1	0	0	1
	歴史資料	0	-	0	3	0	0	3
無形文化財		0	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	0	1	0	0	1
	無形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	0
記念物	遺跡	0	-	1	7	0	0	8
	名勝地	1	-	0	0	0	0	1
	動物	2	※2	-	0	0	0	2
	植物	0	-	0	3	0	0	3
	地質鉱物	1	-	0	0	0	0	1
文化的景観		0	-	-	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	-	0
総計		4	0	1	19	2	0	26

※2 動物のうち2件は地域を定めない。

2 指定等文化財

(1) 有形文化財

1) 建造物

建造物の指定等文化財は、町指定4件、国登録2件です。

町指定のうち、3件が石造物、1件が近現代の戦争に関わる建造物です。「仙峯滝不動堂の宝塔（与喜屋地区）」と「外輪原の宝塔（与喜屋地区）」は室町時代応永年間（1394～1427）のものでどちらも与喜屋地区に所在します。「川原畠諏訪神社の宝篋印塔（川原畠地区）」は文政12年（1829）に信州高遠の石工によって作られたものです。「防空監視哨跡（聴音壕）（大津地区）」は昭和初期のもので、レンガの二重積みで、壕の縁がラッパ状になって集音しやすくなっています。県内に作られた約40ヶ所のうちのひとつで、現存しているものは県内に3ヶ所だけです。状態がよく保存され、戦争を知る重要な建造物です。

国登録は、「旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎（北軽井沢地区）」と「旧狩宿茶屋本陣（応桑地区）」です。旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎は、昭和4年（1929）に開村した法政大学村（北軽井沢地区）が新築し、当時の草津電気鉄道株式会社へ寄付したものです。駅舎の正面玄関は和洋折衷の斬新なデザインで、欄間には駅舎を建設した法政大学を示す「H」の文字が白くデザインされています。旧狩宿茶屋本陣は江戸時代後期の本陣建築で、大きく減築されていますが、最も格式の高い上段の間とそれに続く中の間・表の間がよく残されています。また、明治時代中期に北白川宮能久親王の宿泊にあたって改修された建具類が残されています。これらは浅間高原の近代化の礎になった重要な建物です。



図2-1 外輪原の宝塔（町指定）



図2-2 川原畠諏訪神社の宝篋印塔（町指定）

2) 美術工芸品

美術工芸品の指定等文化財は町指定4件です。考古資料が1件、歴史資料が3件で、いずれも仏教文化にかかわる文化財です。

考古資料は「瓦塔・板碑（大津地区）」です。明治43年（1910）に現在の町立中央小学校を建設したときに発見されました。瓦塔は陶製で、文化財指定時に奈良～平安時代の作例という見解を示していましたが、研究者の間では中世以降のものという考え方もあり、いつ製作されたのかよくわかつていません。板碑は延文2年（1357）5月2日という紀年銘のある緑泥片岩製の石塔婆で、緑泥片岩を用いた板碑は関東でよく見られますが、町内で板碑は殆ど見つかっておらず、希少な中世の資料です。

歴史資料は「常林寺の梵鐘（林地区）」と「桜岩地蔵堂境内の丁杭式観音（北軽井沢地区、員数33基）」、「六里ヶ原丁杭式基点観音」です。常林寺の梵鐘は安永5年（1776）に信州上田（長野県上田市）の鋳物師により鋳造された梵鐘です。天明3年（1783）の浅間山噴火に伴う泥流によって一時流失しましたが、明治時代に吾妻川の河岸で発見されました。「桜岩地蔵堂境内の丁杭式観音（北軽井沢地区、員数33基）」と「六里ヶ原丁杭式基点観音」は、近世以降に浅間山北麓において道しるべの役割を果たしたもので、寄進者は狩宿（応桑地区）、羽根尾といった町内だけでなく、大笛村（嬬恋村）、草津村（草津町）、信州高井郡・佐久郡（長野県）などの近隣の村々を中心に、高崎（高崎市）や甲府（山梨県）の人の名前もあり、近世の浅間高原を知る貴重な歴史資料です。

（2）無形文化財

町内に指定・選定・選択・登録された無形文化財はありません。



図2-3 瓦塔（町指定）



図2-4 板碑（町指定）



図2-5 常林寺の梵鐘（町指定）

(3) 民俗文化財

1) 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は町指定1件です。「桜岩地蔵尊（北軽井沢地区）」は、寛延4年（1751）に狩宿村（応桑地区・北軽井沢地区）の村人が浅間越えの通行人のために祀った地蔵尊です。近代の草軽電気鉄道敷設に伴い、現在地に移設されました。

2) 無形の民俗文化財

町内に指定・選定・選択・登録された無形の民俗文化財はありません。



図2-6 桜岩地蔵尊
(町指定)

(4) 記念物

1) 遺跡

遺跡は県指定1件、町指定7件です。

縄文時代の遺跡は、「勘場木石器時代住居跡（県指定、大津地区）」があります。縄文時代中期後半の竪穴建物跡です。昭和28年（1953）に土地所有者が畠地を水田に造成中に土器を発見し、発掘調査を行いました。覆屋を建設し、遺構の保存を図っています。出土遺物は所有者宅で管理されています。

中世の遺跡は、戦国時代の山城跡の「長野原城跡（町指定、長野原地区）」と「羽根尾城跡（町指定、羽根尾地区）」、墳墓の「朝比奈三郎義秀の墓（町指定、応桑地区）」と「海野長門守の墓（町指定、羽根尾地区）」です。

近世の遺跡は、「御塚（町指定、林地区）」と「狩宿関所跡（町指定、応桑地区）」、「滝沢観音石仏群（町指定、林地区）」です。御塚は寛永2



図2-7 勘場木石器時代住居跡（県指定）



図2-8 長野原城跡（町指定）



図2-9 海野長門守の墓（町指定）



図2-10 御塚（町指定）

年（1625）に大乘院の浦野村信が即身成仏したと伝わる浦野家代々の墓所です。円形の墳丘周囲には近世以降の石造物や三原三十四番観音札所第32番の林寺（不動堂）があります。狩宿関所跡は寛文4年（1664）に徳川幕府によって設けられ、明治元年（1868）に廃止されるまで、草津温泉や川原湯温泉の湯治客の取り締まりなどにあたっていました。現在はオーケワテラスこども公園となっており、跡地に石碑が建っています。滝沢観音石仏群は西吾妻に展開する三原三十四番観音札所の結願所である滝沢観音堂に勧請または奉納された約80基の石造物群です。この場所は当初、八ッ場ダム建設の関連事業予定地であったので、この石仏群も移設対象でしたが、ダム事業の計画変更に伴って現地で保存されることになった稀少な文化財です。

2) 名勝地

名勝地は国指定1件です。

「吾妻峡（国指定、川原畑・川原湯地区）」は長野原町から東吾妻町へ流れる吾妻川の中流域の約3.5kmのこと、吾妻川が長い年月をかけて安山岩を中心とした火山岩類からなる地層を浸食してつくった渓谷です。八丁暗がり・鹿飛び・龍の髭・龍頭岩・龍尾岩等の奇勝、屏風岩・布袋岩・新蓬萊等の岩壁を挟んで形成する景観は、「関東の耶馬渓」と称される偉観を呈しています。

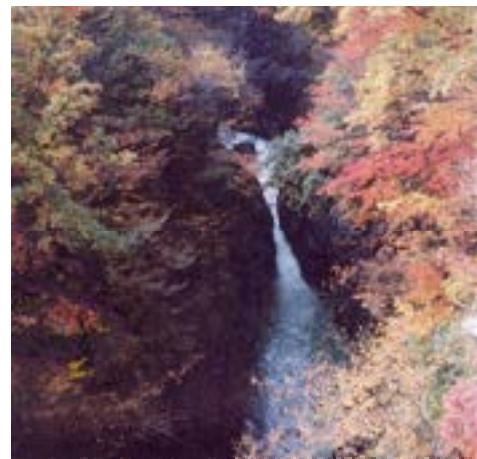


図2-11 吾妻峡（国指定）

3) 動物・植物・地質鉱物

動物・植物・地質鉱物は、国指定3件、町指定3件が指定です。

動物は、国特別天然記念物のカモシカ、国天然記念物のヤマネが生息し、県指定の高山蝶ミヤマモンキチョウ、ミヤマシロチョウ、ベニヒカゲが飛翔しています。



図2-12 カモシカ（国指定）

植物は「王城山神社の神杉（町指定、林地区）」、「大津のヒイラギ（町指定、大津地区）」、「御塚靈園境内のイタヤカエデ（町指定、林地区）」です。王城山神社の神杉は樹高36m・根元周5.1m・樹齢推定400年、大津のヒイラギは樹高8m・根元周2.55m・樹齢推定200年以上、御塚靈園内のイタヤカエデは樹高32m・根元周5.3m・樹齢推定300年と考えられています。



図2-13 御塚靈園内のイタヤカエデ（町指定）



図 2-14 王城山神社の神杉（町指定）



図 2-15 大津のヒイラギ（町指定）

に垂直な方向に柱状節理が発達し、露頭で見ると龍の背を連想させるところから、上流側を臥龍岩（幅 10～12 m）、下流側を昇龍岩（幅約 3.2 m・高さ 10 mほど）と呼んでいます。ただし現在は八ッ場あがつま湖に沈んでおり、渴水期でも全貌を見るることはできません。



図 2-16 川原湯岩脈「昇龍岩」（国指定）

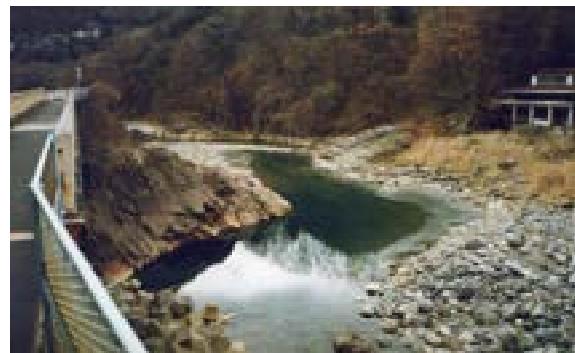


図 2-17 川原湯岩脈「臥龍岩」（国指定）

3 未指定文化財

本町で把握した未指定文化財は3438件です。未指定文化財の類型別では、民俗文化財が2975件（うち、有形の民俗文化財2943件、無形の民俗文化財35件）と最も多く、次いで記念物289件、有形文化財159件と続きます。

表2-2 未指定文化財件数一覧（令和7年（2025）7月現在）

類型	概要	件数	合計
有形文化財	近代建築	17	35
	寺社建築	7	
	土木構造物	5	
	民家等	6	
	絵画	39	
	彫刻	3	
	工芸品	0	
	書跡・典籍	40	
	古文書	35	
	考古資料	9	
無形文化財	歴史資料	2	0
民俗文化財	札所	17	2944
	石造物※1	1640	
	民具等	1287	
	民俗芸能	7	
	民間伝承	15	
	祭り	11	
	習俗	4	
	食文化	1	
記念物	包蔵地	201	245
	城跡	8	
	古道	10	
	廃線	3	
	その他遺跡	23	
	景勝地	12	16
	自然景観	4	
	動物	1	30
	植物	20	
	地質鉱物	9	
文化的景観		人文景観	5
伝統的建造物群		町並み	6
その他		観光地	3
総計			3450

※1 石造物は、有形文化財や記念物に類型される可能性があるが、未指定文化財は全て「有形の民俗文化財」とした。

(1) 有形文化財

1) 建造物

近代建築は町内最古である第一小学校旧校舎が八ッ場ダムの水没地区から部分移築されているほか、北軽井沢地区の別荘や戦後開拓に伴う建造物の近代建築が現存しております。本町の歴史文化と密接に関わっています。民家等は近世～近代の養蚕建築の農家や土蔵があります。寺社建築は、与喜屋地区の与喜屋本村観音堂など近世～近代の神社仏閣があります。その他、土木構造物は近代の鉄道の廃線遺構などがあります。



図2-18 第一小学校旧校舎
(部分、林地区)

2) 美術工芸品

絵画は、近世から近代の山水画や仏画があり、個人蔵のものが多いです。

彫刻・工芸品は現状ではほとんど把握できていません。

書跡・典籍は、近世から近代のものがあり、個人蔵のものが多いです。大学村ゆかりの谷川徹三・安倍能成などの著名人、萩原秋水などの郷土画家のものがあります。

古文書は、行政区有や個人蔵のものが多いです。中世文書から近世～近代の地方文書や絵図があり、町の歴史を知ることができます。

考古資料は、町内で発見、発掘調査されたものがあり、町内の収蔵庫等で保管しています。天明3年（1783）の浅間山噴火に関する資料の一部は長野原町やんば天明泥流ミュージアムで展示しています。特に東宮・西宮・石川原遺跡を中心とした天明泥流被災遺跡の出土遺物が江戸時代の生活を復元する学術的な資料として注目されています。

歴史資料は、天明3年の浅間山噴火に関する資料のほか、近代の吾妻牧場を開発した北白川宮家に関する資料があります。



図2-19 書 (萩原秋水)

(2) 無形文化財

本町では、無形文化財は現在までに把握していません。

(3) 民俗文化財

1) 有形の民俗文化財

札所は、町内に19箇所の三原三十四番観音札所があり、滝沢観音石仏群（町指定史跡）を除くと、札所跡も含めて17札所（1箇所合祀）が地域の人々によって守られています。



図2-20 与喜屋本村観音堂 (与喜屋地区)

石造物は、信仰に関わるものが多くあります。街道沿いに道祖神が多数確認されており、双体道祖神が多いです。天明三年浅間山噴火関連では、被災者の慰靈や災害の供養に関する供養碑や地蔵菩薩などがあります。道しるべを併用する馬頭観音や庚申塔などもあり、善光寺（長野県）や草津、川原湯などの温泉地を示す道しるべがあります。町内最古の道しるべは元禄5年（1692）の庚申塔で、現在は立石寺（大津地区）に所在しています。また、中世後期の五輪塔や宝塔が多く分布していて、中世城郭や根古屋との関係が注目されています。

民具は、本町による民具収集調査で住民から寄贈された民具・農具・生活用品等を1400点以上収集しており、町内の文化財収蔵庫で保管しています。小正月に豊穣を祈願して作られる「小正月のツクリモノ」は、その種類の豊富さ、中でも木像道祖神はその祀り方・処分の仕方、キジグルマは九州地方と関東甲信の一部の地域にのみ伝承するという特異な分布が民俗学的に注目されています。

2) 無形の民俗文化財

民俗芸能・祭りは、各地区の年中行事や神楽、獅子舞等があります。「王城山神社のだんご相撲（林地区）」と「川原湯温泉湯かけ祭り（川原湯地区）」は本町の歴史文化を特徴づける民俗文化財です。また、「堀の内のお茶講（林地区）」は吾妻郡内でも西吾妻に唯一残る地域行事です。

民間伝承は、浅間山の煙の向きから天気を予想する話や「つぶらっこさま」など民話が伝わっています。



図2-21 双体道祖神（川原湯地区）



図2-22 小正月のツクリモノ



図2-23 王城山神社のだんご相撲（林地区）



図2-24 川原湯温泉湯かけ祭り（川原湯地区）



図2-25 堀の内のお茶講（林地区）

習俗は「炭焼き」や「酪農」などがあります。食文化は、「えごまのおはぎ」があります。町内にはごまと里芋を作つていはいけないという言い伝えがあり、ごまの代わりにいくさ(荏胡麻)が栽培されてきました。各家庭の年中行事で食べられるおはぎには、小豆餡と荏胡麻をまぶすものの2種類が作られてきました。

(4) 記念物

1) 遺跡

縄文時代の遺跡のうち「居家以岩陰群(長野原地区)」は縄文時代早期の岩陰遺跡として注目されます。國學院大學によって平成26年(2014)から継続的に学術調査が実施されています。「久々戸遺跡柄鏡形敷石住居跡(長野原地区)」は縄文時代中期末の敷石が完全に残っていた住居跡で長野原町住民総合センターのエントランスロビー床下に移築して公開しています。

中世の遺跡は、山岳地形を利用した城館跡があります。発掘調査を実施した「柳沢城跡(横壁地区)」と「林城跡(林地区)」はその構造や出土遺物も含めてとても貴重です。真田氏が整備した真田道やその後整備された信州街道などの古道・街道は所々に今もその面影を残しています。

近世の遺跡は、天明泥流に被災した遺跡のうち水没地区のものがダム建設によって消滅する前に記録保存されました。それ以外の吾妻川流域に現存していることが重要です。宿場町であった長野原・羽根尾の市街地や旧坪井村の富豪であった小林助右衛門の屋敷と酒蔵2棟があったとされる「小林家屋敷跡(大津地区)」などがあります。

近代の遺跡は、北白川宮能久親王が開いた吾妻牧場が、その後分割され、民間に払い下げられましたが、牧場内に築かれた土壘が部分的に残っています。また、戦争関連の遺構は第1章で述べたとおりです。



図2-26 えごまのおはぎ

(画像は長野原町食生活改善推進協議会が
提唱した「えごまのまきおはぎ」)



図2-27 居家以岩陰群(長野原地区)



図2-28 小林家屋敷跡(大津地区)

その他の遺跡は、源頼朝が川原湯温泉に入湯する際に着衣をかけたといわれる「衣掛石（川原湯地区）」です。明治・大正時代の版画や絵葉書、町の昔ばなしに登場し、王石・玉石・神代石・よじゅう石等の異名をもっています。昭和5年（1930）に発生した土砂崩れによる道路拡幅工事で地中に埋没していましたが、平成30年（2018）に源泉公園整備事業にて道路を掘削した際に発見され、88年ぶりにその姿を現しました。全体的にひび割れが発生しているのが確認されたため移設は不可能と判断し、3Dデータの計測をした上で再び埋め戻しました。川原湯源泉公園に3Dデータから起こしたレプリカを設置しています。

2) 名勝地

名勝地は、浅間山をはじめ、歌に詠まれ、物語や紀行文の舞台として地域の人々に愛され、観光地としても賑わう山岳・高原・温泉地があります。自然景観は、浅間山から噴出した溶岩や火碎流に覆われて形成された台地状の高原地帯、高山植物などの稀少な動植物が生育する山岳、火山活動等の急な地質変化や急崖によって形成された滝などがあります。また、「熊川の氷壁（与喜屋地区）」は厳冬期の1～2月に熊川左岸の段丘崖からしみ出す湧水が凍って氷柱になり、それが重なって幅約40mにわたり氷が岩壁を覆う雄大な氷壁を出現させます。厳冬期ならではの自然美を見せているので、アマチュアカメラマンの人気スポットになっています。

3) 動物・植物・地質鉱物

動物は、大津・林・応桑地区では毎年ホタルが飛び交う沢があり、大津地区では「二勘ホタルの里」として保護活動を行っています。

植物は、浅間山麓で生育するものの他に、ダムによる水没を逃れた川原湯地区に隣接した沢沿いの「トチ・カツラ巨樹群」、林地区の「押手沢のカタクリ群生地」があります。

地質鉱物は、浅間山の噴火で発生した土石なだれ・泥流によって運ばれてきた浅間石が吾妻川流域に数か所あります。



図2-29 衣掛石（川原湯地区）



図2-30 不動滝（川原湯地区）



図2-31 熊川の氷壁（与喜屋地区）



図2-32 押手沢のカタクリ群生地（林地区）

(5) 文化的景観

選定された文化財はありませんが、応桑・北軽井沢地区の開拓地（酪農地帯・農業地帯）や浅間牧場、別荘地が本町の特色ある人文景観として挙げられます。

(6) 伝統的建造物群

選定された文化財はありませんが、応桑地区の滝原や長野原地区の貝瀬に幕末から明治時代の古民家が数軒残されていて伝統的な農村の町並みを作っています。また、近代になって草津街道の立場が設置された大津地区の洞口は水路沿いの町並みを残しています。

(7) その他

文化財としての把握調査は行われていませんが、本町を特徴づける観光地や観光施設、イベントなどがあります。



図 2-33 島木の浅間石（長野原地区）



図 2-34 浅間牧場（北軽井沢地区）

4 関連する制度

(1) ぐんま絹遺産

県知事がぐんまの「たからもの」として登録した絹の遺産です。県内に残る養蚕、製糸、織物などにかかる建物や場所、お祭りなどが対象です。群馬県ではこれから多数登録して、それらをネットワーク化することで地域振興、観光、文化的事業などに役立てることを目的として実施しています。令和5年度現在で106件が登録されています。本町では、「養蚕神社（猫石明神、与喜屋地区）」、「蚕神（川原畑地区）」が登録候補として調査中です。



図 2-35 養蚕神社（与喜屋地区）

(2) 浅間山北麓ジオパーク

ジオパークとは、地球科学的意義のあるサイトや景観が保護、教育、持続可能な開発のすべてを含んだ総合的な考え方によって管理された1つのまとまったエリアで、日本ジオパーク委員会（JGC）が認定する制度です。県内で認定されている日本ジオパークは下仁田ジオパークと浅間山北麓ジオパークの2件です。そのうち、本町全域が浅間山北麓ジオパークのエリア内となっています。

浅間山北麓ジオパークは、浅間山の活発な火山活動に伴い地域社会が破壊され、地域の人々の努力で再生してきた地で、浅間山と共に暮らしてきた人々の苦労や、現在の豊かな暮らしに至る一連のストーリーに焦点を当て、地域の未来を担う子どもたちや来訪者に伝えていくことを最重要テーマとしています。

大地の形成から現在の人々の暮らしに至るまでの物語を知ることのできる場所として、AからFの6つのジオパークエリアと39のジオ・エコ・カルチャーサイトとビュースポットを指定しています。そのうち本町が関わるものは、下記の3エリアです。

1) B. 鬼押出しエリア

浅間火山の火山活動を間近に感じることができるエリアです。浅間火山の中で最も新しい前掛火山の三大噴火とされる3世紀末、天仁元年(1108)、天明3年(1783)の堆積物を観察できます。エリア内の嬬恋村域に長野原町営浅間園・浅間山北麓ビジターセンターがあり、園内には国の特別天然記念物に指定されている「浅間山^{あさまやま}熔岩樹型^{ようがんじゅけい}」が点在^{あつ}しています。溶岩樹型は通常、粘り気の少ない玄武岩質の溶岩が森林を覆う際に樹木を焼失させてできる場合がありますが、これは天明3年(1783)の火碎流^{かさいりりゅう}が森林を覆った時に樹木を焼失させてできた痕跡^{こんせき}です。浅間山の溶岩は安山岩質^{あんざんがん}であり、かつ火碎流が森林地帯に流入してできた樹型が残ることは極めて珍しい現象であるので、学術研究で重要な資源となっています。また、現地では噴火によって放出されたマグマの塊が急速に冷え固まってできるパン皮状火山弾などの貴重な火山岩を見ることができます。

令和3年度にリニューアルした「浅間山北麓ビジターセンター」で、浅間山の火山活動が関係する地質鉱物や高山植物など、貴重な自然遺産を観察することができます。



図2-39 パン皮状火山弾



図2-36 鬼押出しエリア（町営浅間園）



図2-37 浅間山熔岩樹型（浅間園内）



図2-38 樹型内に自生するヒカリゴケ

2) C. 北軽井沢エリア

前掛山の三大噴火のうち、特に天仁元年(1108)の噴火による堆積物が見られます。また、大正から昭和初期にかけて旧草軽電鉄が運行していたほか、浅間高原の気候風土を求めて首都圏から多くの人が別荘を建て、一大別荘地として発展しました。エリア内にある「浅間大滝」は幅2m、高さ約10mの北軽井沢周辺で最大の滝です。浅間大滝の下流にある「魚止めの滝」は落差10mを3段にわたって流れる滝です。高原リゾートの冷涼なムードに適したサイトとなっています。また、エリアの中心部には「旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎」があります。国の登録有形文化財に登録されている建物で、北軽井沢エリアを知る上で重要でかつ人々に広く親しまれた建物です。このほかに、明治時代の北白川宮能久親王によって開かれた吾妻牧場を前身として現在に続いている「浅間家畜育成牧場」や2万4千年前の浅間山(黒斑火山)の山体崩壊によって流れてきた「流れ山」があります。

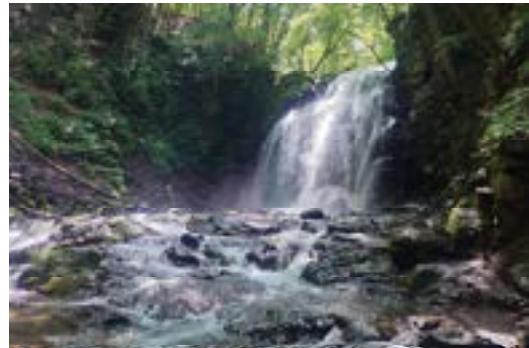


図2-40 北軽井沢エリア（浅間大滝）



図2-41 北軽井沢エリア（魚止めの滝）

3) F. 吾妻川エリア

吾妻川は、町内北部を西から東に流れ下っており、道路や鉄道等の交通網もこの河川沿いに敷設され、住居の多くが吾妻川流域の段丘に展開しています。エリア内には川の浸食による深い段丘崖が多くあり、東吾妻町との町境付近に関東の耶馬渓(やばけい)と言られた「吾妻峡」があります。過去の浅間山の火山活動の影響による浸食を受けた渓谷を見ることができます。この他にも天明3年の噴火災害によって生じた土石なだれや泥流の被害を受けた「常林寺」や「雲林寺」、「旧新井村」などの被災遺跡があります。拠点施設に「長野原町やんば天明泥流ミュージアム」があり、八ッ場ダムの建設工事に伴って26年間にわたり行われた発掘調査によって発見された考古資料や町内の民俗資料を展示しています。



図2-42 吾妻川エリア（吾妻峡・八ッ場ダム）

※国土交通省利根川ダム統合管理事務所提供



図2-43 常林寺（恋桑地区）

第3章 長野原町の歴史文化の特性

1 歴史文化の特性

本町の文化財はその由来や歴史的な事象、本質的な価値等によって、いくつかのまとまりになります。それらを分類すると本町の文化財の様相は、①山と川、②交通というキーワードを見出することができます。

本町は群馬県北西部に位置し、周囲は浅間山をはじめとする山々に囲まれ、北部は吾妻川流域、南部は浅間高原となっています。先史から関東・長野・新潟との交流で縄文文化が栄え、中世・近世には真田道・信州街道が通り、人・モノ・コト（文化）が行き交いました。近代には浅間高原に草軽電気鉄道が開通し、避暑地として別荘が建ち並び、戦後は開拓によって酪農や高原野菜の栽培が盛んになりました。

このように山と川の自然に育まれ、交流を通して発展してきた本町の歴史文化の特性を、文化財の様相を踏まえて歴史別、地形別に抽出していきます。

（1）歴史別の特性

本町の歴史別の歴史文化の特性は、以下の7つを挙げることができます。

長野原町の歴史文化の特性（歴史別）

- ① 関東と中部高地・越後をつなぐ縄文文化
- ② 平安集落の突然の出現—空閑地をもとめて—
- ③ 武士の進出と修験道の浸透、県外勢力との交流
- ④ 真田道・信州街道が結ぶ人・モノ・コト
- ⑤ 天明三年浅間山噴火に伴う被災と復興
- ⑥ 吾妻牧場からはじまる浅間高原の近代化と戦後開拓
- ⑦ 八ッ場ダム建設とこれから

① 関東と中部高地・越後をつなぐ縄文文化

本町は地理的に群馬・長野・新潟の県境付近に位置し、先史から山の尾根を利用した人々の活発な交流がありました。1万年以上続いた縄文時代のうち、今から約5000年前の中期後半には現在の大字ごとに大規模集落が営まれ、吾妻川流域の人口がピークを迎えます。そこで使われた土器は関東系・八ヶ岳系・浅間山周辺系・越後系に加え、越後・信濃を経由して入ってきた南東北系のものがあります。浅間山周辺系は関東系と八ヶ岳系が融合したもので、その分布は浅間山が眺望できる環浅間山地域に広がり、1つの文化圏を形成していました。弥生時代以降は稲作に適さない地形であったため、集落は積極的に営まれなくなりましたが、再葬墓には東海地方から南信を経由して入ってきていた土器が使用されました。山の尾根を利用した人・モノ・コトの交流があったことがこの時代の特性です。



図3-1 縄文時代中期後半土器群の系統別分布図（『やんば天明泥流ミュージアム図録』より 一部改変）

② 平安集落の突然の出現－空閑地を求めて－

古墳時代の遺構は少ないながら認められていますが、奈良時代の人々の生活の痕跡は見つかっていません。しかし平安時代の9世紀半ば、人々が集落を作り、狩猟のための^{おと}陥し穴を造りました。集落は9世紀後半から10世紀前半に増加し、ほとんどが10世紀後半に見られなくなります。出土した考古資料を見ると、県内平野部だけでなく長野県側からも人々が入っていました。このような経過からこれらの集落は自立的に成立したものではなく、中央に納めるための動物資源や鉄資源を獲得する目的で有力層が経営したと考えられています。周辺地域から人々が資源を求めて流入し、集落を形成したことがこの時代の特性です。



図 3-2 苧引金具（林宮原遺跡）



図 3-3 苧引金具出土遺跡の分布図
(原明芳 2011「長野県の古代生業」『一社法人日本考古学協会 2011年栃木大会研究発表資料』より一部改変)

③ 武士の進出と修験道の浸透、県外勢力との交流

天仁元年（1108）の浅間山噴火により荒廃していた平安時代末期、信濃国の豪族である海野氏の一族が浅間山を越えて進出し、「三原荘」を獲得しました。町内には源頼朝や朝比奈義秀など鎌倉武士に関する伝説・伝承が残っています。また、板碑や宝塔など仏教文化を示す石造物や西吾妻に広く分布していた修験道寺院の存在から、山岳信仰が浸透していたことが分かります。

戦国時代に戦国大名の勢力が相対する境目の地域となりました。長野原城や丸岩城などの急峻な岩山を利用した山城が築かれ、吾妻川沿いや周辺の山を真田道が通り、上野国の外からの人・モノの交流が盛んになりました。信濃国から武士が進出し山岳信仰が浸透し、人・モノの往来が旺盛になったことがこの時代の特性です。



図 3-4 丸岩城跡（林地区から撮影）



図 3-5 柳沢城跡出土遺物

④ 真田道・信州街道が結ぶ人・モノ・コト

本町は真田氏が岩櫃城（東吾妻町）や沼田城（沼田市）を拠点として上野国と信濃国を結ぶために整備した真田道のルート上に位置しています。近世には、高崎から万騎峠を越える信州街道、信州沓掛から鼻田峠を越える沓掛道（草津道）が整備されました。街道が交差する要衝であった狩宿に関所が設置されました。街道沿いには馬頭観音をはじめとする石造物や道しるべが残されています。物品の流通だけでなく、草津温泉の湯治や善光寺参りのルートとして人馬で賑わいました。交通網の整備により人・モノ・コトの往来が活発になり、文化的豊かさが育まれたことがこの時代の特性です。



図 3-6 作道の馬頭観音
(長野原地区)



図 3-7 善光寺・草津への道標
(林地区)

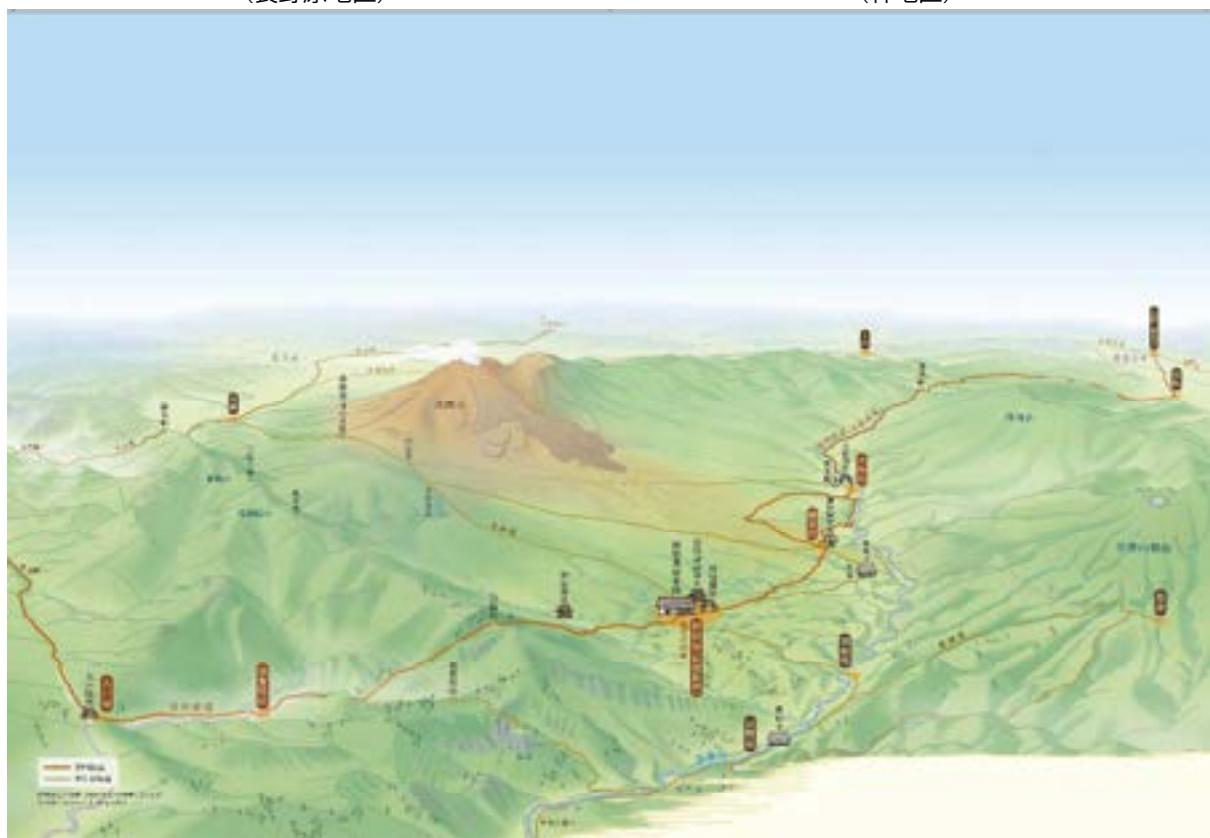


図 3-8 信州街道鳥瞰図（北東側から佐久平方面を望む）

⑤ 天明三年浅間山噴火の被害と復興

天明3年（1783）の浅間山噴火で、鎌原土石なだれ・天明泥流が村々を襲い大きな被害を出しました。八ッ場ダム事業に伴う発掘調査から天明泥流に埋もれた村々が姿を現し、農民の生活や被災時の農民の行動が明らかとなりました。埋没した畠に「復旧坑（溝）」と呼ばれる掘り込みが多数見つかり、埋土の上面から畠土を掘り上げたいわゆる「天地返し」という作業を村人が協力して行ったことを物語っています。また、幕府や近隣の富豪による救済措置などの記録が残り、発掘調査成果と記録内容が一致する事例もいくつか見られ大変貴重です。この他、町内には泥流が運んだ浅間石や災害に関わる伝承や石造物などが残り、毎年雲林寺境内で供養祭が開催され、災害が語り継がれています。自然災害による壊滅的な被害を受けた後、公的な救済措置を得て、生き延びた村人が協力して復興を遂げたことがこの時代の特性です。



図 3-9 復旧坑（西宮遺跡）



図 3-10 天明供養祭（雲林寺）

⑥ 吾妻牧場からはじまる浅間高原の近代化と戦後開拓

六里ヶ原の気候と広大で平坦な土地に着目した北白川宮能久親王は、明治15年（1882）に軍馬育成を目的に吾妻牧場を開設しました。能久の死後、牧場は民間等に払い下げられて細分化され、それが浅間牧場、別荘地（一匡邑・大学村）、草軽電気鉄道などとなり、浅間高原を特徴づけるエリアを誕生させるきっかけになりました。特に草軽電気鉄道の運行は電力インフラの建設を促進し、別荘地開発、観光地化と北軽井沢地区の近代化の足掛かりとなりました。戦後、周辺の未開発地が中国大陸からの引き揚げ者へ開拓地として提供され、過酷な状況下での開拓であったことが語り継がれており、現在の酪農業の発展は当時の開拓者による功績です。牧場開設を契機に浅間高原の近代化が始まり、戦後開拓による酪農業の発展に繋がり、リゾート地・北軽井沢への礎となったことがこの時代の特性です。



図 3-11 入植当初の様子（大屋原）



図 3-12 草軽電気鉄道

⑦ 八ッ場ダム建設とこれから

最初にダム建設計画が町に示された昭和27年（1952）から68年の歳月を経て八ッ場ダムは令和2年（2020）に完成しました。水没5地区では突然の計画の通知にダム建設反対運動が起り、一時計画は立ち消えとなりましたが、昭和40年（1965）にダム建設問題が再燃すると、反対運動が活発化し、建設に反対する地元と国との間で膠着状態が続きました。この状態は平成4年（1992）の協定書の調印まで27年間続き、最初の計画提示から実に40年が経過していました。文化財関係では、町が昭和61年（1986）に文化財総合調査を開始し、移設予定文化財の抽出と現地調査を実施し、県は平成6年（1994）から令和元年（2019）まで26年間にわたって大規模調査を実施しました。これらの調査成果を展示公開する施設として令和3年（2021）4月に長野原町やんば天明泥流ミュージアムがオープンしました。昭和の戦後復興期から平成・令和の3時代にわたって実施された国家プロジェクトであり、本町の現代史と八ッ場ダム建設とは切り離すことはできません。紆余曲折を経た八ッ場ダム建設の歴史と、これからの「あさま」と「やんば」を結ぶ地域振興が町の飛躍に重要なことが現代の特性です。



図3-13 八ッ場あがつま湖



図3-14 やんば天明泥流ミュージアム

(2) 地形別の特性

次に本町の地形別の歴史文化の特性は大きく以下の3つを挙げることができます。序章で述べた地形ごとの定義「吾妻川流域」「浅間高原」「山岳傾斜地域」それぞれの地形別の特性が見いだされます。

長野原町の歴史文化の特性（地形別）

- ① 周囲を囲む山岳地帯
- ② 火山活動により形成された浅間高原
- ③ 吾妻川とその支流により形成された段丘



図 3-15 地形別の特性のイメージ図

①周囲を囲む山岳地帯

町の西隣の嬬恋村越しに浅間山、四阿山、草津白根山など標高 2000 m 級の火山帯が続き、町の東を高間山、菅峰、浅間隠山、鼻曲山など標高 1100 ~ 1800 m 級の山々に囲まれている長野原町は、豊かな自然資源の恩恵を受けて発展してきました。人々はこれら山間部の資源を営みの中で多種多様に活用してきました。縄文時代に関東と信越の各地から人々が土器や石器を携えて尾根道や峠を越えて交流していました。その後、尾根道は古代中世以降、山岳信仰が浸透したことで信仰の道として利用され、山々は信仰の対象となりました。嬬恋村の万座山や白根山周辺では江戸時代から硫黄・ミョウバン・ろうせき蝶石が採掘され、特に火薬などの工業原料となる硫黄の採掘は近代産業の発展に貢献しました。戦後は、南部で上信越高原国立公園に指定されて優れた自然の保護が図られたことを契機に、登山・スキー・ゴルフや温泉地などの観光資源として活用されてきました。



図 3-16 硫黄が積み上げられた長野原駅

②火山活動により形成された浅間高原

浅間山北麓に広がる浅間高原は今から約 24,000 ~ 13,000 年前の古い浅間山による度重なる火山活動によって形成されました。江戸時代、荒涼とした原野は旅人にとって通行困難な場所であったことから分去茶屋を基点として沓掛・大笠・狩宿の 3 方面の道路沿いに道しるべの観音菩薩像が 33 体ずつ、基点の観音菩薩像を加えて合計 100 体の石仏が近隣の人々から寄進され、1 丁（約 110 m）間隔で建てられました。

明治政府による殖産興業政策の一環として高冷地で比較的平坦な地形が広がる六里ヶ原に着目した北白川宮が吾妻牧場を開設し、その一部である御所平に旧館林藩の藩士が入植しました。吾妻牧場は北白川宮の死後、民間に払い下げ・分割されて、浅間牧場、別荘地（一匡邑・大学村）、草軽電気鉄道などその後の北軽井沢を特徴づける場所へと変わっています。戦時中には本土決戦に向けた軍事活動の要衝として旧陸軍による演習や旧海軍によるロケット（ミサイル）実験が行われ、戦後は未開発地へ中国大陸からの引き揚げ者が入植し、酪農業が発展しました。その後の農地造成事業により耕地が拡大され、高原野菜の生産が進められました。



図 3-17 大正期の浅間高原の旅人

③吾妻川とその支流により形成された段丘

鳥居峠を水源とする吾妻川は町を西から東へ流れ、東吾妻町との町境付近に至り、大洞山系と高間山系を浸食して吾妻峡を形成しています。吾妻川の支流である熊川は鼻曲山の麓を水源とし、町の南から北へ流れて片蓋川や地蔵川と合流しながら吾妻川に流れています。吾妻川とその支流の段丘は、人々の生活の場として発達し、先史・古代からの集落跡や中世の城館跡が残されています。古道や街道も段丘上を通り、旧長野原町や羽根尾村、狩宿村は宿場として発展しました。こうした道が関東平野部と信越地方との繋がりをつくり、人・モノ・コトの交流をもたらしました。しかし、中世までは吾妻峠の通行が困難で峠道が主要ルートでした。近世に吾妻川左岸の山沿いに久森峠と道陸神峠の道が開削され、近代に現在のような東西吾妻を結ぶ新道が開削されました。吾妻川とその支流の熊川流域にはその水源からの標高差を活かして、大正末～昭和初期に発電所が次々に建設されました。本町に所在する大津・羽根尾・熊川第一・熊川第二の4つの発電所は人々の暮らしとともに町の近代化を促進させました。



図 3-18 大津発電所



図 3-19 羽根尾発電所



図 3-20 熊川第一発電所



図 3-21 熊川第二発電所

(3) 歴史文化の特性

これまで見てきた歴史別・地形別の特性を併せた様式図です。これらから抽出された本町の歴史文化の特性は以下の3つに集約されます。

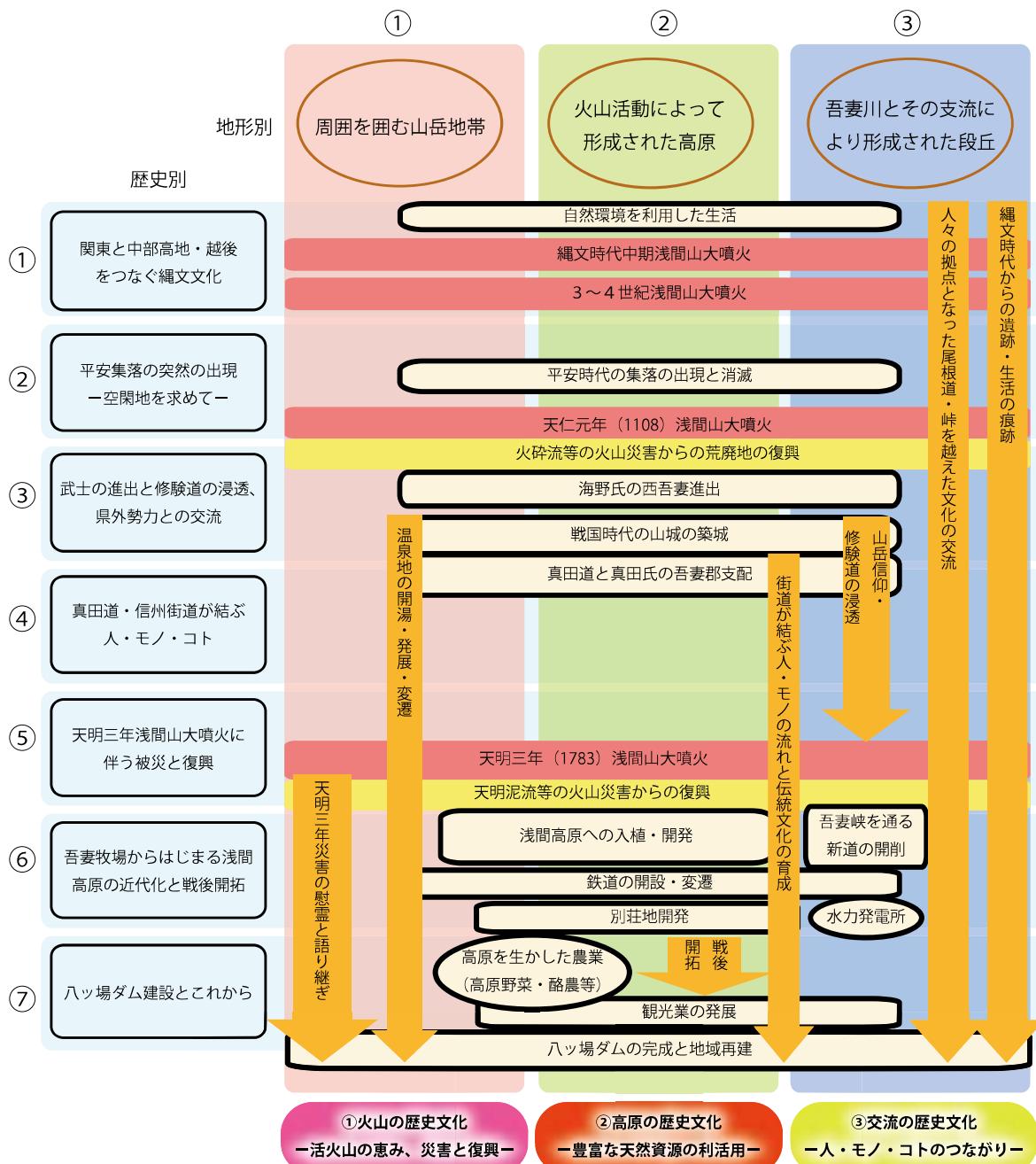


図 3-22 長野原町の歴史文化の特性 (様式図)

① 火山の歴史文化－活火山の恵み、災害と復興－

浅間山をはじめとする火山は、噴火や土砂・泥流など自然災害の脅威をもたらすものですが、その反面、温泉地や高原などの恵みも与えてくれます。大地と人の織り成す営みは、災害（破壊）と復興（再生）を繰り返し、火山と共生して歴史文化を育んできました。

本町では、天明三年浅間山噴火の痕跡とそこからの復興の足跡、慰靈（供養）と語り継ぎの取り組みが継続的に実施されています。天明三年の災害は浅間高原を襲った土石なだれが吾妻川に流れ込んで泥流となり、本町域の村々を呑み込みながら流れ下りました。その際に土石なだれや火砕流の被害があった浅間高原も度重なる噴火活動により形成された地形で、下流の吾妻川流域ではその泥流の上に人々は村を復興させました。さらに、その村々のうち八ッ場ダムの建設に伴う水没地区では、代替地に街区を移して生活を再建し、新たな産業・観光拠点が誕生しました。

② 高原の歴史文化－豊富な自然資源の利活用－

度重なる噴火活動によって形成された高原は周囲の山岳地帯と河川とを繋ぐ役割を果たしていました。これら豊かな自然環境は、鉱山資源や森林資源、水と水産資源、希少な動植物などの天然資源を供給し、先史・古代から人々の生活を支えてきました。

近世では荒涼な高原に沓掛道（草津道）が整備され人の行き来がありました。明治期になると牧場が開かれ、大正期には別荘開発のほか、草軽電気鉄道の敷設によって、町の近代化と観光業の発展が促進されました。戦後、高原では満洲引き揚げ者による開拓で酪農業が発展し、その後、高冷地の気候特有の風光明媚な景観資源、各種レジャー・リゾート資源を生かした観光業が発展しました。また、土壤改良による火山灰土壤に適した高原野菜の栽培など資源の利活用が進みました。

③ 交流の歴史文化－人・モノ・コトのつながり－

先史・古代から近現代にかけて人々は本町で交差するように山や峠を越え、川を渡り、交流していました。人が通る場所には道ができ、道が交わる場所には集落や宿場ができました。人の住まう場所には、普段の生活とともに山を越えた先とのつながりにより豊かな歴史文化が育まれました。

先史から人々は山の尾根や峠を越えて、モノや文化の交流をしていました。古代中世以降、尾根は信仰の道として利用され、峠を越えて人やモノの往来が頻繁になり、荒地の開発、村落の形成へと繋がっていきます。中近世に整備された真田道や信州街道は、馬を利用した更なる物流や人の往来を加速させ、交通の要所に宿場を発展、街道近くの村々では多様な伝統文化が育まれました。近代以降、吾妻峠を通る新道の開削を契機とし、道路や鉄道の整備のほか水力発電所が建設され、吾妻川流域の産業は発展しました。

第4章 文化財に関する既往の把握調査

1 総合把握調査

本町の文化財全般の所在や分布の把握調査は、昭和51年（1976）刊行の『長野原町誌』作成に伴って実施されたほか、昭和47～51年度（1972～1976）に実施された群馬県文化財総合調査があります。指定等文化財と一部の未指定文化財は、平成元年（1989）に刊行された『長野原町の文化財』に掲載されています。近年は『広報ながのはら』で「ふるさと再発見 文化財だより」として未指定文化財を含む文化財を町民に紹介しており、執筆の過程で未指定文化財を把握することもあります。

水没5地区は、昭和61年（1986）から建設省（現国土交通省）の委託を受けて町が「八ッ場ダムダム湖水没地及び関連地域の文化財総合調査（以下、ダム関連地域文化財総合調査）」を実施しています。これまでに民俗・石造物・自然・昔ばなし・古文書・農具民具・移設文化財の調査・収集・整理し、その成果報告書をそれぞれ刊行しています。特にダム本体及び関連事業地内から移設した石造文化財・神社・社宇・堂宇等は『八ッ場ダム地域移設予定文化財調査報告書』、『長野原町の文化財調査報告書I』、『長野原町の文化財調査報告書II』に移設文化財の概要と移設状況がまとめています。本節では、分類ごとの把握状況の概要を示します。これまでの把握調査進捗状況を一覧にすることによって、分類別、地区別の調査の進捗状況が異なることがわかり、今後の文化財調査の課題が見えてきました。なお、各調査報告書のリストは巻末資料に掲載します。

2 類型別把握調査

（1）有形文化財調査

1) 建造物

県が行った洋風建造物・近代和風建築調査により主に公共建築が把握されています。

寺社は、昭和53年度（1978）の群馬県近世寺社建築緊急調査、令和元～3年度（2019～2021）の群馬県近世寺社総合調査が行われており、報告書が刊行されています（『群馬県近世寺社総合調査報告書』令和4年〈2022〉刊行）。

近代化遺産は、平成2・3年度（1990・1991）に群馬県近代化遺産総合調査が行われ、町内の橋梁・駅舎・発電所・水門・水路等が報告されています（『群馬県近代化遺産総覧』平成4年〈1992〉刊行、『群馬県近代化遺産総合調査報告書』平成4年〈1992〉刊行）。また、近現代和風建築は、群馬県が実施した近代和風建築総合調査で主に公共建築等が把握されています（『群馬県の近代和風建築』平成24年〈2012〉刊行）。

民家は、科学研究費助成事業（科研費）基盤研究（A）「災害で埋没した建物による民家研究史の研究」（研究代表者 箱崎和久）で町内民家の主屋150棟、土蔵150棟を把握調査しています。

個々の調査では、「旧狩宿茶屋本陣（国登録 応桑地区）」の基礎調査（『狩宿茶屋本陣調査報告書』）および概要報告（『狩宿茶屋本陣（黒岩家）－基礎調査概要報告－』とともに平成27年（2015）刊行）が挙げられます。また、「旧長野原町役場（長野原地区）」は、解体時に記録保存を目的とした調査が行われました（『旧長野原町役場庁舎調査報告書』令和5年（2023）刊行）。

2) 美術工芸品

絵画、書跡・典籍は、昭和53年（1978）に群馬県教育委員会により行われた群馬県文化財総合調査（『吾妻地方の文化財』昭和53年（1978）刊行）で調査されて以降、まとまった調査は行われていません。

彫刻は現状ではほとんど把握されていません。

古文書は、平成9年度から平成12年度にかけて実施された八ッ場ダムダム湖予定地域及び関連地域文化財調査（古文書調査）により町内の古文書が総合的に調査されています。ただし、多くが詳細調査されていません（『長野原町の古文書』平成13年（2001）刊行）。

考古資料は、これまで発掘調査が実施された成果として八ッ場ダム建設に伴う発掘調査報告書、長野原町埋蔵文化財調査報告書等に掲載しています。

歴史資料は、廃校となった町立小学校などで所蔵していた資料を把握しています。

（2）無形文化財調査

工芸技術は昭和60年度（1985）に群馬県無形文化財緊急調査が実施され、『小正月のつくりもの（一）－吾妻編－』（昭和62年（1987）刊行）にまとめられています。また、平成3・4年度（1991・1992）に群馬県により諸職関係民俗文化財調査が行われ、『群馬県の諸職』（平成5年（1993）刊行）にまとめられています。町内では横壁地区で行われていた「炭焼き（白炭作り）」が取り上げられています。本書では「小正月のツクリモノ」「炭焼き」を民俗文化財として把握しています。

（3）民俗文化財調査

民俗文化財全般について、昭和47年度（1972）に群馬県民俗調査が行われています。また、昭和58・59年度（1983・1984）の群馬県民俗文化財分布緊急調査により、『群馬県民俗分布地図』としてまとめられ、各地域の傾向が分析されています。その後、本町の有形・無形の民俗文化財とともに八ッ場ダム地域文化財総合調査における民俗調査が行われ、『長野原町の民俗』（昭和63年（1988）刊行）にまとめられています。

1) 有形の民俗文化財

石造物は、町が八ッ場ダムの建設計画に伴って把握調査しています。（『長野原町の石造文化財』平成元年（1989）刊行）水没5地区の石造文化財は、前述のとおり調査が行い、移設等の処置を実施しています（『長野原町の文化財調査報告書I』平成25年（2013）刊行、『長野原町の文化財調査報告書II』令和4年（2024）刊行）。また、本計画作成に伴い、大津・羽根尾・与喜屋・応桑・北軽井沢地区の追跡調査、八ッ場地区の移設対象外の把握調査を実施しました。

民具は、散逸してしまう恐れのある農具・民具、生活用品等で寄贈を受け付けたもの、

収集したものは、ダム関連地域文化財総合調査の一環として、農具・民具及び生活用品等調査が行われています（『長野原町の農具・民具及び生活用品等報告書』平成24年〈2012〉刊行）。

2) 無形の民俗文化財

民俗芸能・祭りは、信仰・年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能として記録映像としてDVD『長野原町の伝統文化・芸能』（令和元年〈2019〉刊行）にまとめています。

民間伝承は、ダム関連地域文化財総合調査として昔話・伝説・世間話・ことば（方言・民謡・わらべ唄等）の調査が行われ、『長野原町の昔ばなし』（平成8年〈1996〉刊行）にまとめられています。また、さらに各地区に伝わる伝承地名に関する調査が行われています（『長野原町伝承地名地図』平成4年～平成6年〈1992～1994〉刊行）。

（4）記念物調査

1) 遺跡

包蔵地は、昭和46年度（1971）に群馬県により埋蔵文化財包蔵地調査が実施され、『群馬県遺跡地図』（昭和49年（1974）刊行）にまとめられ、本町で11遺跡が把握されています。その後、昭和62年～平成元年（1987～1989）に実施した町内遺跡詳細分布調査により199遺跡（指定文化財含む）を把握し（『長野原町の遺跡』（平成2年〈1990〉刊行）、現在は「マッピングぐんま」（<http://mapping-gunma.pref.gunma.jp>）にて調査の進捗に合わせて更新・公開しています。また、古墳は、昭和10年（1935）に群馬県古墳調査が実施され、『上毛古墳総覧』（昭和13年（1938）刊行）にまとめられており、本町で2基の古墳を把握しています。さらに平成24年～平成29年（2012～2017）に群馬県が古墳総合調査を実施しており、報告書を刊行しています（『群馬県古墳総覧』平成29年〈2017〉刊行）。

城跡は、昭和60年～平成元年（1985～1989）に群馬県により中世城館等の把握調査が行われ、『群馬県の中世城館跡』（平成元年〈1989〉刊行）にまとめられています。

古道は、昭和53年～平成12年（1978～2000）に群馬県により歴史の道調査が実施され、長野原町内を通る信州街道、真田道や草津道といった諸街道の把握が行われ、各歴史の道の報告書を刊行されています（『群馬県歴史の道調査報告書5 信州街道』〈昭和55年[1980]刊行〉、『群馬県歴史の道調査報告書15 吾妻の諸街道』〈昭和58年[1983]刊行〉）。また、本計画作成に伴い、町内全域の古道の把握調査を実施しました。

廃線は、旧草軽電鉄や千俣鉱石輸送鉄道が知られているものの、総合的な把握調査は行われていません。

2) 名勝地

景勝地・自然景観は、『長野原町の自然』（平成5年〈1993〉刊行）、『名勝「吾妻峡」保存管理計画書』（平成22年〈2010〉刊行）で、国指定名勝吾妻峡を中心に、水没5地区の主な名勝地を把握しています。

3) 動物・植物・地質鉱物

動物・植物は、上述した『長野原町の自然』で主に水没5地区を中心に把握しており、『浅間山周辺の植物標本写真目録』(平成27年<2015>)で浅間高原の高山植物について把握しています。

地質鉱物は、『長野原町の自然』で主に水没5地区を中心に把握しています。その後、平成9・10年度(1997・1998)に県により天然記念物(地質・鉱物)緊急調査が行われ、報告書が刊行されています(『群馬県天然記念物(地質・鉱物)緊急調査報告書』平成11年(1999)刊行)。本町の調査物件は、吾妻峡、川原湯岩脈、浅間山の鬼押出し溶岩(嬬恋村、町有地)、浅間山熔岩樹型(嬬恋村、町有地)を把握しています。

(5) 文化的景観調査

文化財としての把握調査は行われていません。

(6) 伝統的建造物群調査

文化財として把握調査は行われていません。

(7) その他

文化財として把握調査は行われていません。



図4-1 広報ながのはら
ふるさと再発見 文化財だより



図4-2 石造文化財追跡調査のようす

3 文化財の把握調査の課題

本町の文化財に関する既往の把握調査の進捗状況について、表にまとめました。

表 4-1 既往の把握調査進捗状況一覧

類型	種別	地区										典拠報告書等	
		川原郷	川原湯	轟社	柿	高野原	大津	羽根原	与賀原	立石	北郷洋次		
有形文化財	建造物	近代建築	○	○	○	○	△	△	△	△	△	「群馬県の近代和風建築」 「長野原町の文化財調査報告書Ⅰ－5 地区の石造物及び神社・社宇・堂宇の移設等保存移設について」 「長野原町の文化財調査報告書Ⅱ－5 地区の石造物及び神社・社宇・堂宇の移設等保存移設について」 「群馬県近世寺社総合調査報告書 本編」「群馬県近世寺社総合調査報告書 神社編」「群馬県近世寺社総合調査報告書 寺院編」 「災害で埋没した建物による民家建築史の研究」 「群馬県近代化遺産算定」 「群馬県近代化遺産総合調査報告書」	
		寺社建築	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		民家等	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	
		近代化遺産	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		彫刻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		工芸品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		書跡・典籍	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		古文書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	歴史資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
無形文化財		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
無形文化財	有形の民俗文化財	札所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		石造物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		民具等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	無形の民俗文化財	民俗音楽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		民俗伝承	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		祭り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		習俗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	食文化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
記念物	遺跡	包掘地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		城跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		古道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		廻塚	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		その他遺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	名勝地	名勝地	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	
		自然景観	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	
	動物、植物、地質植物	動物	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
		植物	□	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
		地質植物	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
文化的景観		人文景観	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
伝統的建造物群		町並み	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他		觀光地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

凡例 ○：調査が進んでいる、△：把握はされているものの調査が不十分、-：未調査

以上の整理から、本町における文化財の把握調査に関する課題は概ね次のような点が挙げられます。

- ・『長野原町誌』以降、町の歴史文化に関する総合的な把握調査が実施されていません。
- ・文化財類型別にみると、調査実施に偏りがあり、特に有形文化財と民俗文化財、記念物（遺跡、名勝地、植物）、文化的景観、伝統的建造物群に関する把握が十分であるとはいえず、計画的な調査実施が必要です。
- ・有形文化財のうち、絵画・書跡・典籍は調査が古く、現況調査が必要です。また、彫刻・工芸品はこれまで調査が行われておらず、把握に至っていません。さらに、古文書は把握調査が行われ、文書群として来歴等の目録化をしていますが、多くが内容の把握に至っていません。
- ・民俗文化財のうち、風俗習慣や民俗芸能について、過去に十分な把握が行われていますが、社会情勢や生活の変化で大きく変動するため、継承の問題とあわせて現況調査を行っていく必要があります。
- ・遺跡は、近代の吾妻牧場や鉄道に関する総合的な把握調査が行われていません。
- ・名勝地は、町内全域における総合的な把握調査は行われていません。
- ・植物は町内全域における総合的な把握調査にまで至っていません。
- ・文化的景観は文化財保護法で文化財の種別が設けられて以降、このような視点に立った調査が行われていません。
- ・伝統的建造物群は、有形文化財調査で民家の把握が行われていますが、伝統的建造物群としての視点に立った把握調査は行われていません。

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

1 文化財の保存活用に関する将来像と基本方針

(1) 将来像・基本理念

第五次長野原町総合計画では、本町の素晴らしい自然と歴史と人情を活かしたまちづくりの道筋として、「明るく活力のあるまちへ」を基本理念に掲げ、「オール長野原」の体制でまちづくりに取り組むとしています。本地域計画では、長野原町の先人たちがこれまで培ってきた歴史文化を構成する文化財を掘り起こし、それらの歴史的背景を理解することで、住む人の誇り、訪れた人の感動となるように、長野原町の歴史文化を「守る・伝える・育てる」ことを基本理念とし、以下の将来像の達成を目指します。

【将来像】

「自然と人と歴史が織りなすまち 長野原」

(『長野原町景観計画』より)

【基本理念】

長野原町の歴史文化を住む人の誇り、

— 訪れた人の感動となるように —

「守る、伝える、育てる」

図 5-1 将来像と基本理念

(2) 基本方針

上記に掲げた文化財の保存・活用に関する基本理念に基づき、文化財を「守る」、歴史文化の感動を「伝える」、ふるさとの誇りを「育てる」ことを基本方針とします。

文化財を「守る」ことでその価値や魅力を次世代へ遺すことになり、次世代へ遺した歴史文化の感動を「伝える」ことで、ふるさとへの誇りや愛着を「育てる」と同時に文化財を「守る」担い手や文化財を支える人の輪を広げることに繋がるサイクルを生み出します。この基本方針のサイクルによって、持続可能な文化財の保存・活用を進めます。

1) 文化財を「守る」

町の歴史文化を構成する文化財の所在や分布を計画的に把握し、価値や魅力を明らかにするための調査を継続して実施し、リスト追加・記録化を進めます。その上で、個別の文化財の指定・登録等の措置や、適切な保存管理の手順や方法を確立しながら、着実に文化財を守るための取組みを実践し、確実に次世代へ引き継ぎます。

2) 歴史文化の感動を「伝える」

文化財を展示・公開する場所の整備・維持管理を実行し、周辺環境と一体的に歴史文化を知る場所を整備します。また、歴史文化に触れる機会を創出し、多様な媒体で情報発信をするなどの普及活動を推進することで、町の歴史文化の価値や魅力を広く伝え、住民や町を訪れる人々の興味・関心を高めます。

3) ふるさとの誇りを「育てる」

文化財の保存・活用に関する一貫した取組みを推進するため、文化財に関わる府内各部局と連携した文化財部局の体制を整備して文化財保護の担い手を育てます。行政、専門機関、地域住民、所有者、関連団体など、多様な主体が連携し、活動を広げることで、町の歴史文化を誇りに感じる人を増やし、文化財を支える人の輪を広げます。

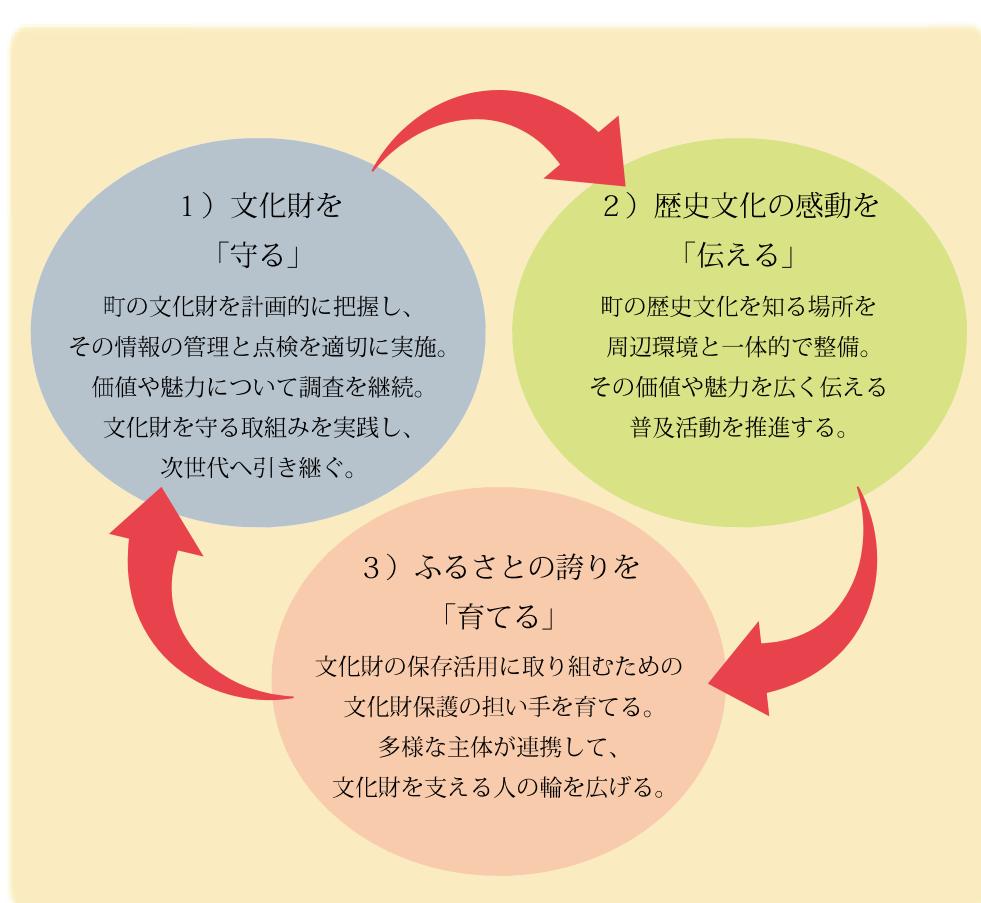


図 5-2 文化財保存活用の基本方針のサイクル

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

1 文化財に関するこれまでの取組み

これまで町で行っている文化財に関する基本施策の概要をまとめました。町の文化財に関する施策は、長野原町の文化財部局である教育委員会事務局（文化財係・やんば天明泥流ミュージアム係（以下、ミュージアム係））が執行しており、ミュージアムの管理・運営をミュージアム係、それ以外の文化財保護行政を文化財係が担当しています。

表 6-1 文化財に関するこれまでの取組み

基本施策		概要
文化財を 「守る」	・文化財の把握	文化財パトロールによる現状確認、指定文化財台帳の更新による管理
	文化財リストの作成	未指定も含む文化財の把握調査、把握した文化財のリストによる整理
	文化財パトロール	文化財調査委員・事務局による町内文化財の現状把握を目的としたパトロール（年3～4回）、群馬県文化財保護指導委員による国・県指定文化財及び、一部の埋蔵文化財包蔵地の巡視（毎月）
	指定文化財台帳の更新	指定等文化財の保存・活用の履歴記録や指定書の管理
	・文化財の調査	把握した個別の文化財の価値を明らかにするための専門調査 ・これまで水没5地区を中心とした文化財総合調査を実施し、各種成果報告書を刊行 ・石造文化財や神社・社宇・堂宇等の移設等に立会調査・記録調査を実施し、報告書を刊行
	・埋蔵文化財調査	「長野原町の文化財」・「マッピングぐんま」で把握された包蔵地に基づく保護措置、地図の更新、町広報・町HPで周知 ・これまで水没5地区を中心とした（公財）群馬県埋蔵文化財調査事業団、町教委で発掘調査を実施し、成果報告書を刊行
	・文化財の指定・登録等	長野原町文化財保護条例に基づく文化財の指定、文化財保護法及び群馬県文化財保護条例に基づく指定や登録等を目指す文化財の調査や準備
	・保存活用計画等の策定	指定等文化財の保存活用計画の策定・改定 ・「名勝「吾妻峠」保存管理計画書」（H21年度策定） ・「日野宿茶屋本陣保存活用計画」（R3年度策定）
	・文化財の保全・修理	指定等文化財の管理・修理、民間所有の文化財の管理・修理に対する助言 ・「群馬県指定史跡「勘場木石器時代住跡」保存修理事業報告書（R2年度） ・旧狩宿茶屋本陣保存活用検討委員会の運営
	・文化財の防災対策	「長野原町地域防災計画」に基づく、災害（風水害・雪害・火山災害・震災・火災）発生時の対応 ・基礎資料となる未指定文化財リストの作成（⇒「文化財の把握」） 文化財防火データ（1月26日）に向けた防災訓練・周知
	・文化財の収集・保管	文化財の収集、寄贈・寄託の受付、保存・管理
	やんば天明泥流ミュージアム	発掘調査で出土した遺物のうち、調査報告書掲載のもの、調査記録資料、町の文化財関連資料を保管
	長野原町文化財収蔵庫	発掘調査で検出された天明泥流下建築部材、石造文化財等を保管
	新井文化財収蔵庫	ダム関連で寄贈・収集された農具、民具・生活道具を保管
	旧長野原町文化財整理事務所	ダム関連で寄贈・収集された農具、民具・生活道具のうち大型品を保管
	旧浅間火山博物館	発掘調査で出土した遺物のうち、調査報告書未掲載のものを保管

基本施策		概要
歴史文化の 魅力を 「伝える」	・文化財の公開・展示	収集した文化財の公開・展示
	やんば天明泥流ミュージアム	常設展示及び企画展（天明三年関連、原始古代）、旧第一小学校校舎移築公開（民俗文化財、上毛かるた関連、旧第一小学校関連など）
	国登録有形文化財 旧草軒電鉄北軽井沢駅駅舎	保存修理後に公開、各種イベント開催、北軽井沢観光協会に管理委託（未来ビジョン推進課）
	国登録有形文化財 旧狩宿茶屋本陣	保存修理方法について検討中、希望者には担当立会で公開している
	群馬県指定史跡 勘場木石器時代住居跡	屋外半廻り展示。屋屋と櫛土による保護。出土遺物は隣接する所有者玄間に陳列、出土遺物を含めて所有者が日常管理
	久々戸遺跡柄鏡形敷石住居跡	屋内床下に移築展示。強化ガラス面から床下に見学できる。石棒も出土位置にて展示
	浅間山北麓ビジターセンター	浅間山の成り立ちや植生の変化をジオラマで展示・解説（未来ビジョン推進課）
	浅間記念館	昭和30年から34年にかけて浅間牧場周辺で開催された、日本初の国産バイクの耐久レース「全日本オートバイ耐久ロードレース（通称：浅間火山レース）」の資料や往年の貴重なバイク等を展示（未来ビジョン推進課）
	・文化財の整備・維持管理	文化財の環境整備（文化財説明板等の設置・更新等）や公開・活用のための維持管理、遺跡・旧跡の公有地化、国特別天然記念物カモシカの保護
	・文化財の普及活動	やんば天明泥流ミュージアムで講座やイベントの実施、調査成果の発表会や講演会、各種冊子・パンフレット等の作成、刊行、町広報・HP・SNS等での情報発信、有識者によるガイド付きの見学会の実施
ふるさとの 「誇りを 「育てる」	講座やイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・やんば天明泥流ミュージアムでの学芸員講座（R6～「やんばく講座」）、企画展示、サポーターによる解説、見学会の実施 ・発掘調査の公開・見学会の実施 ・文化財普及イベント（体験学習・ミュージアムキッズデー等）の実施
	冊子・パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財紹介冊子・パンフレット等の作成 ・「見る見る歩く ジオなまち ながのはら」（R2年度） ・「やんば天明泥流ミュージアム常設展示図録」（R3年度）
	WEB・モバイルコンテンツの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・町HP・ミュージアムHP・SNS・町公式アプリの運用と連携
	・文化財部局の体制整備	文化財係（2名）、ミュージアム係（6名）で教育委員会事務局に配置
	・文化財調査委員会の設置・運営	委員会を年5回、パトロールを年3～4回開催し、文化財保護行政の現状報告に対して各専門的知見からの指導助言、広報に文化財コラムの執筆・掲載
ふるさとの 「誇りを 「育てる」	・担い手の育成・支援	文化財部局の体制を補助する団体（ミュージアムサポーターの会など）の育成・運営
	・府内関係各課との連携	他課が実施している文化財関連イベント等への協力
	学校教育	小中学校や高校との連携による歴史教育や地域学習（土蔵扫一・体験発表・旧狩宿茶屋本陣見学等）
	生涯学習	公民館事業や各種団体による講演会・見学会等への講師派遣
	・専門機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・国学院大學文学部考古学研究室による居家以岩城遺跡の学術調査への協力 ・奈良文化財研究所・横浜国立大学・東京大学の共同研究「災害で埋没した建物による民家建築史の研究」への協力
	・文化財関係団体等との連携	地域で文化財の維持管理・活用等を行なう団体への活動協力・助言

2 文化財の保存・活用に関する課題

(1) 文化財を「守る」における課題

文化財の把握が不十分です

- ・これまでの把握調査は県が主体の古い調査で文化財類型別にみると偏りがあり、計画的な把握調査を実施する必要があります (①-1-a)。
- ・文化財リストを更新するとともに文化財情報（位置・来歴など）を一元管理するデータベースが必要です (①-1-b)。
- ・指定文化財台帳の更新（現況確認、整備や保存・活用の履歴記録）を継続する必要があります (①-1-c)。
- ・既存の遺跡地図は随時更新して「マッピングくんま」で公開していますが、八ッ場地区で発掘調査後に水没あるいは消滅したものについては未整理です (①-1-d)。

文化財の調査が不十分です

- ・近世・近代の民家に関してはこれまで調査されていませんでしたが、奈良文化財研究所・横浜国立大学・東京大学の共同研究で吾妻郡内の民家を調査しまとめているところです。この成果を地域計画に反映させるとともに詳細調査が必要な歴史的建造物は町で実施する必要があります (①-2-a)。
- ・県教委が昭和46年度から5カ年で調査して以降、絵画・書籍・彫刻等の美術工芸品に関する調査は実施されていません (①-2-b)。
- ・名勝地や文化的景観に関しては、そのような観点での調査は未実施です (①-2-c)。
- ・未だ地中に埋没している旧長野原宿・旧羽根尾宿・旧小宿村・小林家屋敷跡などは被災遺跡として再認識し、範囲を見直す必要があります (①-2-d)。
- ・水没5地区については、石造文化財をはじめ、神社・社宇・堂宇が移設・集約されたが、新しい街区での活用方法が決まっていません (①-2-e)。
- ・他地域との交流に使われてきた古道・街道は未確定箇所や水没箇所を含んでおり、詳細調査が必要です (①-2-f)。
- ・昭和51年の『長野原町誌』刊行から50年近く経過し、その間に八ッ場ダム本体や幹線道路、代替地、地域振興施設が完成し、吾妻川流域の東部地域は大きく様変わりしています。令和11年に町制140周年を迎えることから、新しい町史の編さんが望まれています (①-2-g)。

文化財の適切な保存管理ができていません

- ・指定・登録等を検討していく上で、種別ごとに統一的な指定等基準が必要です (①-3-a)。
- ・文化財の指定等を推進する必要があります (①-3-b~e)。
- ・個別の指定等文化財について保存活用計画を作成する必要があります (①-4-a)。
- ・指定等文化財は定期的な点検（パトロールによる現況確認）を行う必要があります (①-5-a)。

- ・文化財や収蔵施設の防災について対策を立てる必要があります (①-5-b)。
- ・平時からの備えとして発災時に対応する体制を構築する必要があります。また文化財の盗難や破損等を確認したときの連絡体制を検討する必要があります (①-5-c)。
- ・文化財の防災・防犯を啓発する必要があります (①-5-d)。
- ・文化財の防災に関して、現状とリスクを把握する必要があります (①-5-e)。
- ・文化財の保全・修理を計画的に進める必要があります (①-6-a)。
- ・収蔵庫の分散化を解消するため、新しい収蔵庫を新設する必要があります (①-7-a)。
- ・収蔵資料の台帳整理・更新を計画的に進める必要があります (①-7-b~f)。
- ・保存管理や継承が困難な歴史的建造物や伝統文化（祭り・行事）、民俗芸能等、保存継承の危機に瀕している文化財がありますが、次世代へ引き継ぐための方法が必要です (①-7-g)。

（2）歴史文化の感動を「伝える」における課題

文化財の公開・展示が限定的です

- ・「やんば天明泥流ミュージアム」は町全体の歴史文化を公開・展示する拠点施設という位置づけと展示コンセプトを定期的に再確認する必要があります (②-1-a)。
- ・ミュージアム敷地内に部分移築した長野原町立第一小学校旧校舎（以下、第一小学校旧校舎）は、本館で展示できない町の生業を支えた民俗資料、その小学校卒業生で「上毛かるた」を考案した浦野匡彦氏関係資料、学校教材などを展示していますが、展示資料の見直し・入替えなど定期的な再確認は必要です (②-1-b)。
- ・ミュージアムや第一小学校旧校舎の展示以外でも町の歴史文化を知ることができるサテライト展示を検討し、地域を巡るように促す取組みが必要です (②-1-c)。

文化財の整備・維持管理が不十分です

- ・文化財サインの所在や記載内容・設置状況を把握しきれていないものがあり、維持管理が不十分。またデザインや表記の統一化、多言語化対応といった更新と修正が必要です (②-2-a)。
- ・旧狩宿茶屋本陣は補助金を活用した整備事業が見直しとなり、建物の崩壊を防ぐための応急的な保全修理工事を実施しましたが、今後の活用や保存修理の方向性を定める必要があります (②-2-b)。
- ・國學院大學文学部考古学研究室が継続的に学術調査を実施している居家以岩陰群で遺跡をどのようになかたちで後世に残していくか決める必要があります (②-2-c)。
- ・国登録有形文化財草軽電鉄旧北軽井沢駅駅舎は観光協会に管理委託して活用されてきていますが、建物の定期メンテナンスは未実施です (②-2-d)。
- ・群馬県指定史跡勘場木石器時代住居跡は屋外半露出展示で、オリジナル面は覆屋と擬土により保護されています。久々戸遺跡柄鏡形敷石住居跡は屋内床下に移築展示しています。どちらもサテライト展示として活用していくが、定期メンテナンスなどは確立していません (②-2-e・f)。
- ・ダム建設や鉄道付け替えにより、以前と比べてカモシカの減失は少なくなっています

すが、より住民の近くで目撃・発見されるケースが増え、地域住民に安易に近づかないなど注意喚起する必要があります（②-2-g）。

・町域に所在する巨樹が倒木する事例が発生しています。事後報告が多く、事前に樹勢などを把握する必要があります（②-2-h）。

文化財の普及活動が不十分です

・地域住民の文化財に対する興味・関心が高いとは言えず、文化財に触れる機会を創出することから着手する必要があります（②-3-a）。

・町民をはじめ一般向けの文化財冊子や観光者向けのパンフレットがダム事業の関係でしばらく刊行されていないので作成する必要があります（②-3-b・c）。

・町の歴史文化の価値や魅力を広く伝えるためにはSNS等の多様な媒体による情報発信や多言語化対応が必要です（②-3-d）。

（3）ふるさとの誇りを「育てる」における課題

文化財部局や関連団体の人材・人員が不足しています

・文化財部局の人員不足のため、引継を見越した文化財専門職員の配置や、専門職員でなくとも業務を遂行できるよう業務のマニュアル化が必要です（③-1-a）。

・町だけでは賄えない業務の支援体制を整備する必要があります（③-1-b）。

・文化財調査委員会の委員の専門分野に偏りがあり、体制の強化が必要です（③-1-c）。

・文化財関連団体等の世代交代がうまくいっておらず、会員の減少、高齢化等による担い手不足や活動費の捻出が課題となっており、支援が必要です（③-2-a）。

多様な主体との連携が不足しています

・文化財に関わる庁内関係課との連携が不十分です（③-3-a）。

・地域住民の文化財に対する関心が高いとは言えず、将来を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代が町の文化財と関わる機会を創出する必要があります（③-3-b・c）。

・町外の人たちへ歴史文化の価値や魅力を伝えるために観光・交流・農振事業を関係各課や地元行政区と連携して実施する必要があります（③-3-d・e）。

・本町の歴史文化の特性には、浅間山を背景としたものや古道・街道によって結ばれて育まれたものなど、町外に向けて広域に広がるものが多いです。文化財の普及活動をより効果的に行うには近隣市町村との連携が必要です（③-4-a）。

・本町の歴史文化の価値や魅力をより広く伝え、文化財に関連する多様な主体と連携するためのツールが必要です（③-4-b）。

・地元の文化財を積極的に保存・活用しているジオパーク関係団体や文化財関連団体と文化財部局・庁内関係課の連携がとられておらず、効果的な取組みに結びついていません（③-4-c・d）。

3 文化財の保存・活用に関する方針

(1) 文化財を「守る」における方針

文化財を計画的に把握し、その情報の管理と更新を適切に実施します

- ・把握調査を計画的に実施します (①-1-a)。
- ・文化財リストの更新、GIS 地図と連動して一元管理するデータベースを構築します (①-1-b)。
- ・文化財の把握～指定文化財台帳の作成・更新という一連の業務サイクルをつくり、担当者が変わっても確実に引き継ぐ仕組みをつくります (①-1-c)。
- ・八ヶ場地区で調査後に水没あるいは消滅した範囲を遺跡地図から滅失し、事務処理の負担を減少させます (①-1-d)。

文化財の価値や魅力を調査します

- ・把握した文化財の価値や魅力を住民や町外から訪れた人に適切に伝えるために建造物の詳細調査を実施します (①-2-a)。
- ・古い調査の現状調査を実施します (①-2-b)。
- ・これまで行われていない類型の詳細調査を実施します (①-2-c)。
- ・古記録に記載があり、地中に埋没している天明三年関係の被災遺跡の範囲確認調査を実施します (①-2-d)。
- ・湖底に沈んだ歴史を記憶に残し、新しい街区での移設文化財の活用方法を検討するため、史資料をアーカイブします (①-2-e)。
- ・古道・街道の未確定箇所や水没箇所を明確にする詳細調査を実施します (①-2-f)。
- ・本計画期間内に審議会を設立し、編さん基本計画や編さん委員(案)の承認後に順次計画に基づいて新しい町史を刊行していきます (①-2-g)。

文化財を次世代へ引き継ぎます

- ・種別ごとに統一的な指定等基準を定めます (①-3-a)。
- ・文化財の指定等を推進します (①-3-b～e)。
- ・個別の指定等文化財保存活用計画の作成を推進します (①-4-a)。
- ・指定等文化財の定期的な点検を実施します (①-5-a)。
- ・文化財や収蔵施設の防災に関する対策を定めます (①-5-b)。
- ・平時からの備えとして発災時に対応する体制を構築します。また、文化財の盗難や破損等を確認したときの連絡体制を検討します (①-5-c)。
- ・文化財の防災・防犯の啓発をはかります (①-5-d)。
- ・文化財の防災に関して、文化財防災チェックリストを活用し、現状とリスクを把握します (①-5-e)。
- ・文化財の保全・修理を計画的に実施します (①-6-a)。
- ・収蔵庫分散化を解消するため収蔵庫を新設します (①-7-a)。
- ・各収蔵庫の基本台帳の整理・更新を計画的に進めます (①-7-b～f)。

- ・滅失の危機に瀕している有形文化財や、担い手不足が深刻な無形の民俗文化財は、記録保存等の次世代へ引き継ぐための方法を検討します（①-7-g）。

（2）歴史文化の感動を「伝える」における方針

歴史文化を知る場所を整備します

- ・「やんば天明泥流ミュージアム」は町全体の歴史文化を公開・展示する拠点施設という位置づけと展示コンセプトを定期的に再確認します（②-1-a）。
- ・第一小学校旧校舎では、本館と合わせて、収蔵資料に基づいた展示資料の定期的な見直し、季節テーマの展示などを推進します（②-1-b）。
- ・サテライト展示を検討し、実際に現地を訪れて町の歴史文化をより深く理解できる場所や提供する情報を充実させる（②-1-c）。
- ・文化財サインの適切な管理と内容の充実をはかります（②-2-a）。
- ・今後の活用や保存修理の方向性を定めて計画的な事業の推進と現状を踏まえた計画内容の改定を行います（②-2-b）。
- ・居家以岩陰群について現地の公開方法など整備の方向性を大学・地元と検討します（②-2-c）。
- ・ミュージアムや第一小学校旧校舎の展示以外に、実際に現地を訪れてより深く歴史文化を理解するためのサテライト展示となる歴史的建造物を維持管理するために、適切な定期メンテナンスの実施を検討します（②-2-d）。
- ・ミュージアムや第一小学校旧校舎の展示以外に、実際に現地を訪れてより深く歴史文化を理解することができるサテライト展示となる縄文住居跡を維持管理するために、適切な定期メンテナンスの実施を検討します（②-2-e・f）。
- ・地域住民にカモシカとの対応を周知します（②-2-g）。
- ・町域の巨樹・巨木のリスト化と樹勢の現況調査を進めます（②-2-h）。

歴史文化の価値や魅力を広く伝える普及活動を進めます

- ・地域住民が文化財に触れる機会を創出します（②-3-a）。
- ・一般向けの文化財冊子を刊行します（②-3-b）。
- ・文化財パンフレットの作成について庁内関係課の観光事業との連携を進めます（②-3-c）。
- ・町の歴史文化の価値や魅力を広く伝えるため、多様な媒体を活用した情報発信や多言語化対応を進めます（②-3-d）。

（3）ふるさとの誇りを「育てる」における方針

文化財保護の担い手を育てます

- ・文化財部局の体制整備や業務のマニュアル化を実施します（③-1-a）。
- ・文化財の保存・活用に係る関係人口を増やす制度を新設します（③-1-b）。

- ・文化財調査委員会の体制強化のため、近隣行政機関・専門家との連携を進めます(③-1-c)。
- ・文化財の保存・活用の担い手を育成・支援する体制を整備し、文化財関連団体等の活動を支援します(③-2-a)。

文化財を支える人の輪を広げます

- ・文化財に関する事業や将来像を共有化し、庁内関係課の協力体制を構築し、業務の効率化やより効果的な事業推進を行います(③-3-a)。
- ・住民が町の歴史文化に関心をもち、価値を知り、誇りを感じるように、学校教育や生涯学習と連携した普及事業を検討します(③-3-b・c)。
- ・町外の人たちへ歴史文化の感動を伝えられるように、観光・交流・農振事業を関係各課と連携して実施するとともに行政区とのつながりも強化します(③-3-d・e)。
- ・文化財の普及活動をより効果的に行えるよう近隣の関連自治体と連携します(③-4-a)。
- ・町の歴史文化の価値や魅力をより広く伝え、文化財に関連する多様な主体と連携するためのツールを整備します(③-4-b)。
- ・ジオパーク関係団体や文化財関連団体との協力的な関係を構築し、連携・相互支援体制を強化します(③-4-c・d)。



図 6-1 既存の文化財サイン
(仙峩滝不動堂の宝塔)



図 6-2 既存の文化財サイン
(三ツ堂)

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

1 文化財の保存・活用に関する措置

各措置は、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金、過疎対策事業債等）・県費・町費、その他の民間資金等を活用しながら進めています。

（1）文化財を守る措置

事業／事業内容	事業主体					事業期間（年度）	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	事業期間（年度）	後期 R13～R17
①-1 文化財情報の管理と更新							
①-1-a 計画的な把握調査の実施	○教	○	△	△	△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 文化財を把握するための調査の対象分野は、優先順位を検討し、地区ごとに計画的に推進する。 <p>調査対象分野：有形文化財（美術工芸品）、記念物（遺跡・名勝地・植物）、文化的景観、伝統的建造物群</p>							
①-1-b 文化財リストの管理（文化財データベースの構築）	○教	○	△			●	●
<ul style="list-style-type: none"> 未指定を含む文化財リストは、GIS地図を用いた一元管理とし、情報公開する基礎資料として作成・更新する。 地域住民の身近な文化財情報の把握手段の検討と、継続的に更新していく仕組みづくりを行う。 <p>⇒ ①-7-g 文化財の記録保存・②-2-a 文化財サインの管理・③-4-b (仮称)「ながのはら歴史文化サイト」の開設・運営</p>							
①-1-c 指定文化財台帳の管理	○教			△		●	●
<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財台帳や指定書等の書類整理とそのデジタル化を進め、適切な管理・更新を行う。 指定文化財台帳の更新方法のマニュアルや、学術利用の申請手続きのルールを作成し、管理体制を整える。 							
①-1-d 遺跡地図の更新	○教	△		△		●	●
<ul style="list-style-type: none"> 開発に対応した発掘調査、試掘確認調査、立会調査や範囲確認調査の結果を遺跡地図に反映させ、適正な管理・更新を行う。特にハッ場地区で調査後に水没あるいは消滅したものは滅失処理を実施する。 							
①-2 文化財の価値付けのための調査							
①-2-a 歴史的建造物詳細調査	○教	○		△	△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 町内に所在する近世以降の建造物のうち、地域的な特徴をよく遺した建造物やストーリー性をもつ建造物の詳細調査を実施する。これまで学生が論文作成のため調査にきていた別荘地（一匡邑・大学村など）も調査対象とする。 <p>⇒ ①-3-d 歴史的建造物の指定・登録等の検討</p>							
①-2-b 美術工芸品現状調査	○教	○	△	△	△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 以前の調査でリストアップされたものの現状調査を実施する。所在の有無（場所）と現所有者を調査し、記録写真を作成する。 							
①-2-c 名勝地・文化的景観詳細調査	○教未 農建	○	△	△	△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 名勝地や文化的景観の観点から候補地を検討し、詳細調査を実施する。その際に季節ごとの景観も考慮する。 							

○：主体（教＝教育課、未＝未来ビジョン推進課、農＝農林課、建＝建設課） △：協力者

事業／事業内容	事業主体					事業期間（年度）	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8～R12	後期 R13～R17
①-2 文化財の価値付けのための調査							
①-2-d 天明三年被災道路確認調査	○教	△	△	△	△	●	●
・古記録に被災状況の記載がある村がどの道路にあたるのが再確認する。地図があるものは参考にし、ないものは現地踏査や伍承などの聞き取りを実施する。可能であれば、地権者に了解を得て確認調査を実施する。							
①-2-e 湿底に沈んだ歴史の史資料詳細調査	○教未 農建	△	△		△	●	●
・移設文化財の新しい街区での活用方法を検討するため、ダム関連文化財聯合調査で収集した史資料の整理を実施する。古写真の収集、地図・地形図の保存、消えた街並・古道の記録などの資料リストを作成・保存する。							
①-2-f 古道・街道詳細調査	○教未 農建	○	△		△	●	●
・町域で他地域との交流に使用されてきた「歴史の道」を時代ごとに調査する。そのルートを石道文化財等で検証し、現存するのか否かを確認する。文献資料や記録写真などをアーカイブする。 ・特に吾妻川流域で江戸時代から明治時代にかけて開削された歴史古道を調査し、水没した箇所、現存する箇所を明確にする。							
①-2-g 地土史の調査・研究（町史編さん事業）	○教未 農建	○	△	△	△	●	●
・編さん基本計画に基づいて町史を刊行していく予定だが、その中で学校や家庭内で読める普及版として(仮称)「田嶺長野原町の歴史文化」を刊行する。 ⇒ ②-3-b 文化財冊子の作成・②-3-b 学校教育との連携・②-3-c生涯学習との連携							
①-3 文化財の指定・登録等							
①-3-a 指定等基準の見直し・更新	○教	△				●	
・「群馬県文化財保護条例施行規則第31条の規定による指定、登録、認定及び選定の基準」に準じて町の指定等基準を見直し、更新する。							
①-3-b 居家以岩陰群の指定等の検討	○教	○		△	△	●	●
・國學院大學文学部考古学研究室が学術調査を進めている居家以岩陰群1号岩陰の調査終了および報告書の作成後、既存の史跡との調整をはかった上で文化財の指定等の措置を検討する。⇒ ②-2-c 居家以岩陰群保存整備事業							
①-3-c 天明三年被災道路出土遺物の指定等の検討	○教				△	●	●
・東宮遺跡に代表される天明三年被災道路出土建築部材や各種遺物の文化財指定等の措置を検討する。⇒ ②-2-d 天明三年被災道路確認調査							
①-3-d 歴史的建造物の指定等の検討	○教未	○		△	△	●	●
・町内に所在する近世以降の建造物のうち、地域的な特徴をよく通した建造物やストーリー性をもつ建造物の詳細調査に基づき、文化財指定・登録等の措置を検討する。 例) 田中郷之助別荘、北軽井沢ミュージックホール、応桑謫居神社社務所など ⇒ ②-2-a 歴史的建造物詳細調査							
①-3-e 未指定文化財の指定等の検討	○教未	△	△	△	△	●	●
・未指定文化財一覧に基づく新規の文化財指定・登録等の措置を検討する。							
①-4 保存活用計画等の作成							
①-4-a 指定等文化財の保存活用計画の作成	○教	○		△	△	●	●
・指定等文化財を適切に保存・活用するための計画の作成を推進する。国県指定・登録等文化財で計画が作成されていないものは、優先的に作成を検討する。 ⇒ ②-2-d 「国登録有形文化財 旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎」維持管理事業・②-2-e 「群馬県指定史跡 路場木石器時代住居跡」維持管理事業など							
①-5 文化財の防災・防犯							
①-5-a 文化財パトロールの強化	○教		△	△	△	●	●
・これまでに実施してきた文化財パトロールの巡回箇所を見直し、指定等文化財を定期的に点検するようとする。 ※支援体制 ⇒ ②-1-b (仮称)「文化財センター」制度の新設・運営							

○：主体（教＝教育課、未＝未来ビジョン推進課、農＝農林課、建＝建設課） △：協力者

事業／事業内容	事業主体					事業期間（年度）	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8～R12	後期 R13～R17
①-5 文化財の防災・防犯							
①-5-b 文化財防災対策マニュアルの作成	○教		△	○	○	●	
<ul style="list-style-type: none"> 「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づく対策マニュアルを作成する。 「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく収蔵施設の防火対策を検討する。未指定文化財への対応も検討する。 							
①-5-c 文化財の防災・防犯体制の構築	○教	○	△	○	○	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に国や文化財防災センター、群馬県や周辺自治体や地域と連携して対応する体制を構築する。また、未指定も含めた文化財の盗難や破損等の確認をした際の連絡体制を検討する。 群馬県歴史資料継承ネットワーク（略称：ぐんま史料ネット）との連携により、災害発生時の史料救出・保管の体制を構築する。 							
①-5-d 文化財の防災・防犯の啓発	○教		△	○	○	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 所有者・管理団体への災害対策の支援、文化財の防災・防犯に関する地域への啓発活動を行い、災害発生時の文化財の避難や、情報収集、平時の見守りへの協力を依頼する。 							
①-5-e 文化財防災チェックリストの活用	○教		△	○	△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 「群馬県文化財防災ガイドライン」の文化財防災チェックリストを活用し、指定等文化財を中心に文化財の現状やリスクを確認し、対策を検討する。 							
①-6 文化財の保全・修理							
①-6-a 文化財の保全・修理の計画的な実施	○教			○		●	
<ul style="list-style-type: none"> 町指定文化財および未指定文化財の保全・修理については、適切な対応方針を検討し、計画的に実施する。 							
①-7 文化財の収集・保管							
①-7-a 長野原町文化財収蔵庫の新設	○教	△				●	
<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に同規模の収蔵庫を新設し、①-7-d～fの分散収蔵を解消する。 							
①-7-b やんば天明泥流ミュージアム収蔵資料の管理体制の強化	○教	△		△		●	
<ul style="list-style-type: none"> 文化財の収集・寄贈・寄託の受付と保管・管理体制の一元化、対応のマニュアル化、収蔵資料の基本台帳の作成を行う。 							
<ul style="list-style-type: none"> 地域に伝わる史資料の集積場所としての機能を質・量ともに向上させるため、改正博物館法に基づく所蔵資料のデジタルアーカイブ化や、検索機能・管理体制を強化する。 	○教	△		△	△	●	●
①-7-c 長野原町文化財収蔵庫の台帳整理・更新	○教	△			△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 収蔵資料の基本台帳を整理・更新する。 							
①-7-d 新井文化財収蔵庫の台帳整理・更新	○教	△			△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 収蔵資料の基本台帳を整理・更新する。 							
①-7-e 旧長野原町文化財整理事務所の台帳整理	○教	△			△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 収蔵資料の基本台帳を整理する。 							
①-7-f 旧浅間火山博物館の台帳整理	○教未	△			△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 収蔵資料の基本台帳を整理する。 							
①-7-g 文化財の記録保存	○教	○			○	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 記録保存は調査報告書を基本とするが、滅失の危機に瀕している建造物の解体調査や無形の民俗文化財の映像記録化による継承も推進する。 							
<ul style="list-style-type: none"> 住民撮影資料を含め、一元管理・公開する記録保存のあり方（GISソフトとの連動）を検討する。⇒「①-1-b 文化財リストの管理（文化財データベースの構築）」 	○教	○	○	△	△	●	●

○：主体者（教＝教育課、未＝未来ビジョン推進課、農＝農林課、建＝建設課） △：協力者

(2) 歴史文化の感動を「伝える」措置

事業案/事業内容	事業主体					事業期間(年度)	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8-R12	後期 R13-R17
②-1 文化財の公開・展示							
②-1-a やんば天明泥流ミュージアムの展示見直し	○教	△			△	●	●
<p>・常設展示は①天明泥流体感シアター、②天明泥流展示室、③テーマ展示室に分けられる。通してはインパウンド対応と、②・③はよりテーマに沿った遺物の差し替えの検討を定期的に実施する。企画展は普段収蔵庫の中にあって常設展示できないものを主体として、特色あるテーマを考える。</p> <p>※所蔵資料のデジタル化 ⇒ ①-7-a やんば天明泥流ミュージアム収蔵資料の管理体制の強化</p>							
②-1-b 長野原町立第一小学校旧校舎の展示見直し	○教	△			△	●	●
<p>・長野原町立第一小学校旧校舎(部分移築)は、それ自体が明治時代末期に建てられた学校建築であり、本館では展示できない町の民俗資料などを展示する場であることを再認識し、収蔵資料に基づいた展示資料の定期的な見直し、季節テーマの展示などをさらに推進していく。</p>							
②-1-c サテライト展示の検討	○教未 農建	△	△	△	△	●	●
<p>・やんば天明泥流ミュージアムや長野原町立第一小学校旧校舎の展示以外でも町の歴史文化を知ることができるサテライト展示を検討する。</p> <p>例) 住民総合センターエントランスや図書館郷土史コーナー、旧狩宿茶屋本陣、旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎、浅間北麓ジオパークビジターセンターや町営浅間園見晴台など</p>							
②-2 文化財の整備・維持管理							
②-2-a 文化財サインの管理	○教農建	△		△		●	●
<p>・文化財の既存サイン(標柱・説明板・道祖神・観音札所等)について、適宜設置・更新(デザインや表記の統一、多言語化対応)を進める。新設は関連文化財群の構成文化財を優先し、QRコードを用いたサインとする。サインの所在や設置時期、記載内容を把握し、文化財リストに記録して、不足箇所への設置、適切な更新時期の予測に役立てる。</p> <p>・GISソフトと連動させ、設置場所や数量、内容更新の来歴を一元管理する。</p> <p>⇒ ①-1-b 文化財リスト上の管理(文化財データベースの構築)</p>	○教	○		△		●	●
②-2-b (仮称)「黒源の里」整備事業(旧狩宿茶屋本陣保存整備事業)	○教未 農建	○	△		△	●	
<p>・整備コンセプトを「学びと交流の場」とし、地元住民が自由に使えるオープンスペースを兼ね備えた(仮称)「黒源の里」として整備する。</p> <p>・建物は展示・公開ができるよう、耐震診断、補強設計、構造検討を実施し、令和3年度刊行の「保存活用計画」・「基本設計」を参考に、実施設計を策定する。</p> <p>・地元住民と意見交換しながらイベントスペースを含む全体の設計を進め、保存検討委員会に確認した上で、保存修理工事を実施する。</p>							
②-2-c 「居家以岩陰群」保存整備事業	○教未 農建		△	△	○	●	●
<p>・文化財指定等の位置や土地の買い上げ、遺跡の整備を検討する。</p> <p>⇒ ①-3-a 居家以岩陰群の指定等の検討</p>							
②-2-d 「国登録有形文化財 旧草軽電鉄北軽井沢駅舎」維持管理事業	○教未	○			△	●	
<p>・建物の定期メンテナンスの実施を検討する。</p> <p>⇒ ①-4-a 指定等文化財の保存活用計画の作成・②-1-c サテライト展示の検討</p>							
②-2-e 「群馬県指定史跡 勝塙木石器時代住居跡」維持管理事業	○教	○		△	△	●	
<p>・覆屋の定期メンテナンスの実施を検討する。</p> <p>⇒ ①-4-a 指定等文化財の保存活用計画作成の検討・②-1-c サテライト展示の検討</p> <p>・出土遺物は所有者玄関先に展示してもらっているが、それを来訪者に知らせるサインを検討する。</p>	○教	○		△	△	●	

○: 主体者(教=教育課、未=未来ビジョン推進課、農=農林課、建=建設課) △: 協力者

事業／事業内容	事業主体					事業期間（年度）	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8～R12	後期 R13～R17
②-2 文化財の整備・維持管理							
②-2-f 「久々戸遺跡柄鏡形敷石住居跡」維持管理事業 ・目視による定期点検はしているが、来館者が見学あるいは移動で上を歩く強化ガラスの定期メンテナンスの実施を検討する。 ⇒ ②-1-c サテライト展示の検討	○教	○		△	△	●	
②-2-g カモシカの適正管理							
・「群馬県カモシカ適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）」に基づく対策を継続する。カモシカ保護のため、地域住民に対して、生態や遭遇時の対応等を周知する。	○教農		△			●	●
②-2-h 巨樹・巨木の保護							
・指定・未指定問わなく、町域に所在する巨樹・巨木をリスト化して定期的に巡査する体制づくりを検討する。また樹木医や造園業者との連携をはかる。	○教農	△		△		●	●
②-3 文化財の普及活動							
②-3-a 講座やイベントの実施 ・やんばく講座等で町の歴史文化にかかわるテーマの講座を開催する。 ・文化財を大切にする、守り継ぐ意識の高揚を図れるようなワークショップやイベントをミュージアムと協力して、企画・開催する。 例) 長野原町かるた等の地域住民に馴染み深いテーマによる企画、町の歴史文化の魅力を掘り下げた企画 など	○教	△	△		△	●	●
②-3-b 文化財冊子の作成 ・町民・一般向けに町の歴史文化を理解してもらえる文化財冊子を作成する。まずはダム完成後の主要文化財の位置が分かる概要版を刊行し、次の段階として、より詳しい町史の普及版を刊行する。 ⇒ ②-2-g 郷土史の研究・調査（町史編さん事業）	○教	△	△		○	●	●
②-3-c 文化財パンフレットの作成 ・観光者向けの各種パンフレットを作成する。地域住民の郷土学習・学習教材にもなる分かりやすく、見やすいものにする。	○教未	△	△		○	●	●
②-3-d WEB・モバイルコンテンツの作成 ・文化財のPR動画(町かるた巡りや関連文化財群のテーマをストーリー立てにするなど)を作成・公開する。 ・既存の動画に字幕を付けるなどの多言語化(インバウンド対応)を実施する。 ・長野原町公式アプリを活用する。 ⇒ ②-4-b (仮称)「ながのはら歴史文化サイト」の開設・運営	○教未	△		△	△	●	●

○：主体者（教＝教育課、未＝未来ビジョン推進課、農＝農林課、建＝建設課） △：協力者

(3) ふるさとの誇りを「育てる」措置

事業／事業内容	事業主体					事業期間（年度）	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8～R12	後期 R13～R17
③-1 文化財部局の体制整備							
③-1-a 文化財に関わる庁内体制の整備	○教未				△	●	●
・文化財部局の人材確保による体制強化（専門職員のほか、広報・資料整理等に携わる人材の配置）を行う。 ・文化財専門員でなくても業務が遂行できるように業務マニュアル化を実施する。							
③-1-b (仮称)「文化財サポーター」制度の新設・運営	○教		△	△	△	●	●
・地区の身近な文化財を把握することを目的に（場合によっては地区を越えて）文化財の保護活動を行なう（仮称）「文化財サポーター」を新設し、運営する。 例）文化財の日常管理や見守り（防犯対応を含む）、文化財パトロールの支援、収蔵庫 資料の基本台帳整理 など							
③-1-c 文化財調査委員会の体制強化	○教	○			○	●	●
・地元を知る学識経験者と、町の実情に沿った文化財専門分野の学識経験者で組織されるメンバー構成を検討する。 ・近隣行政機関・専門家との協働による体制補完を検討する。							
③-2 組い手の育成・支援							
③-2-a 文化財関連団体等への活動支援	○教		△		△	●	●
・区や活動団体が行う文化財の保存・活用の取組みへの支援体制を整備する。 例）取組みやイベントに関する広報の支援や、アドバイザー派遣 など							
③-3 庁内関係各課や地域との連携							
③-3-a 庁内WG・協議会の開催	○教未 農建	△	△	△	△	●	●
・文化財の保存・活用について、地域計画庁内WGと協議会を軸とした情報共有、体制整備を進める。措置の進捗管理と連携事業における情報共有、事業成果の評価を行う。							
③-3-b 学校教育との連携	○教		△		△	●	●
・町かるたを入口とした文化財や体験学習の活用を通して、学校教育における郷土学習を支援する。 例）資料(教材)の貸出し、教職員の研修、出前授業の実施 など							
③-3-c 生涯学習との連携	○教	○			△	●	●
・子どもから高齢者まで楽しみながら歴史文化を学べる学習教材を作成する。 ※歴史文化を理解するための自治体誌=(仮称)「図録長野原町の歴史文化」を刊行 ⇒ ③-2-g 郷土史の研究・調査 (町史編さん事業) ・やんばく講座との連携、高齢者教室や町村連携事業などで歴史文化を学べる講座・ツアーを企画・開催する。 ・文化財に関連する地域イベントとの連携、協力・支援を行う。	○教未農		△	△	△	●	●
③-3-d 観光・交流・農振事業との連携	○教未農		△	△	△	●	●
・教育旅行（見学・体験・アクティビティを取り入れた旅行プランの提案）の促進、交流連携事業や農振事業への協力、それらを通して観光協会との連携強化をはかる。 例）天明三年浅間山噴火災害を学ぶツアー、八ヶ場ダム下流都県との交流イベント、各種農業体験・バイオマス見学 など							
③-3-e 行政区との連携	○教		△		△	●	●
・10の行政区・区長会等とのつながりを作り、文化財の把握や郷土史調査の協力体制を整える。							

○：主体者（教=教育課、未=未病ビジョン推進課、農=農林課、建=建設課） △：協力者

事業／事業内容	事業主体					事業期間（年度）	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8～R12	後期 R13～R17
③-4 関連自治体や文化財関連団体との連携							
③-4-a 関連自治体との協働 ・生涯学習事業（講座・ツアー等）で近隣自治体と合同開催を検討する。 例）中世城郭、鏡音札所巡り、天明三年関連、吾妻峠 など	○教		△	△	△	●	●
③-4-b (仮称)「ながのはら歴史文化サイト」の開設・運営 ・地域の多様な主体との連携促進をはかるため、町の歴史文化を紹介するサイトであると同時に、文化財に関する多様な主体が行う各種活動や、行事・イベント開催等について、WEB上で情報交換できるシステムを整備する。 ⇒ ③-1-b 文化財リストの管理（文化財データベースの構築）・③-3-d WEB・モバイルコンテンツの作成	○教未 農建	○	△	△	△	●	●
③-4-c ジオパーク関係団体との連携 ・浅間山北麓ジオパーク関係団体が行うガイド養成講座・研修会・交流事業等への協力、イベント情報の共有化を検討する。	○教未	○	△	△	○	●	●
③-4-d 文化財関連団体との連携 ・地域住民や文化財関連団体が行う文化財の保存・活用の取組みへの支援体制を整備する。 例）取組みや企画・イベントに関する広報支援やアドバイザー派遣 など	○教未	△	△	△	△	●	●

○：主体者（教＝教育課、未＝未来ビジョン推進課、農＝農林課、建＝建設課） △：協力者

第8章 関連文化財群

1 関連文化財群の設定

関連文化財群とは、広域で多様な本町の文化財を、歴史文化に基づく関連性・テーマ・ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたものです。これらは地域の歴史的・空間的な関連性に基づき設定されますが、必ずしも連続した空間性や区域を伴うとは限りません。

関連文化財群を設定することにより、本町内に点在する文化財を、類型・種別や指定・未指定の別に関わらず、一体的・総合的に扱い、構成要素として価値づけることが可能になります。また相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにするとともに高めることで、町内外の人たちに文化財の価値をより深く伝え、魅力を理解してもらえます。

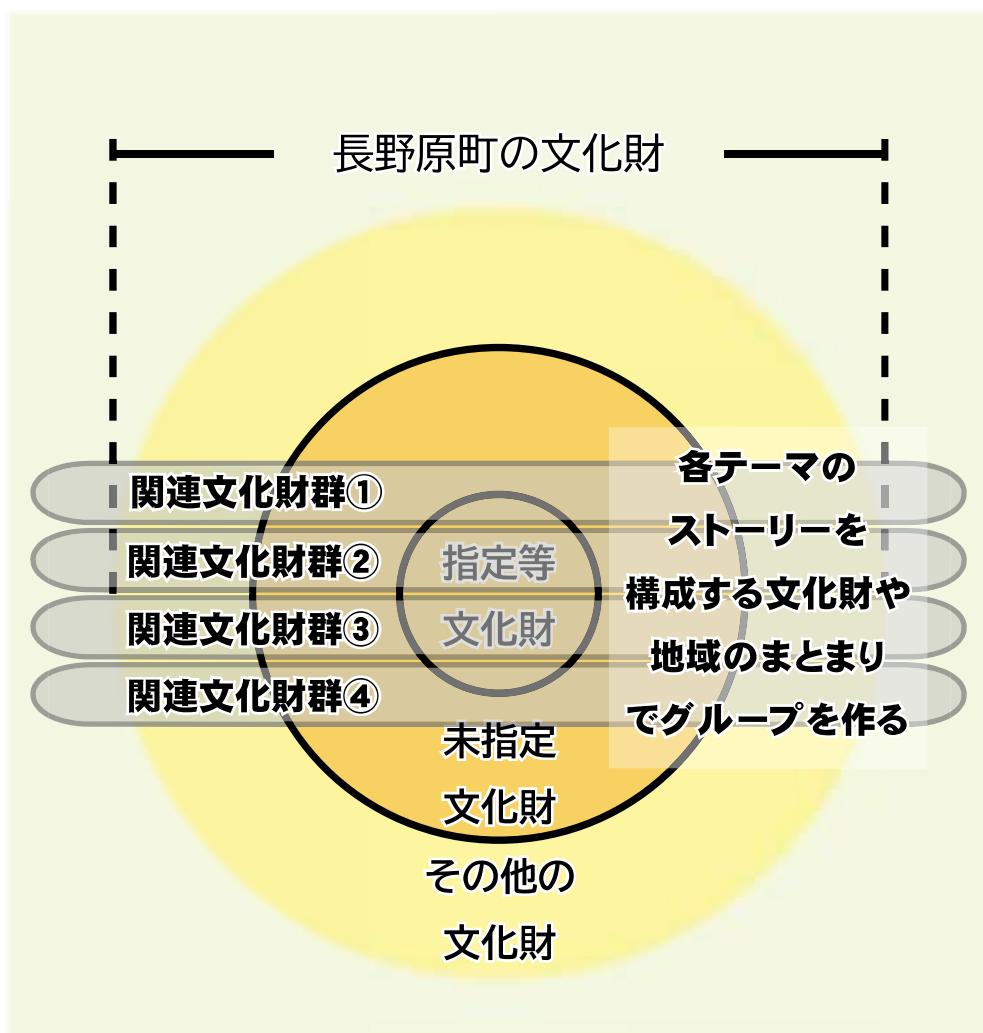


図 8-1 関連文化財群の考え方

2 関連文化財群のテーマとストーリー

本町の歴史文化の特性から、本計画の計画期間で一体的に保存・活用していく関連文化財群のテーマを4つ設定します。

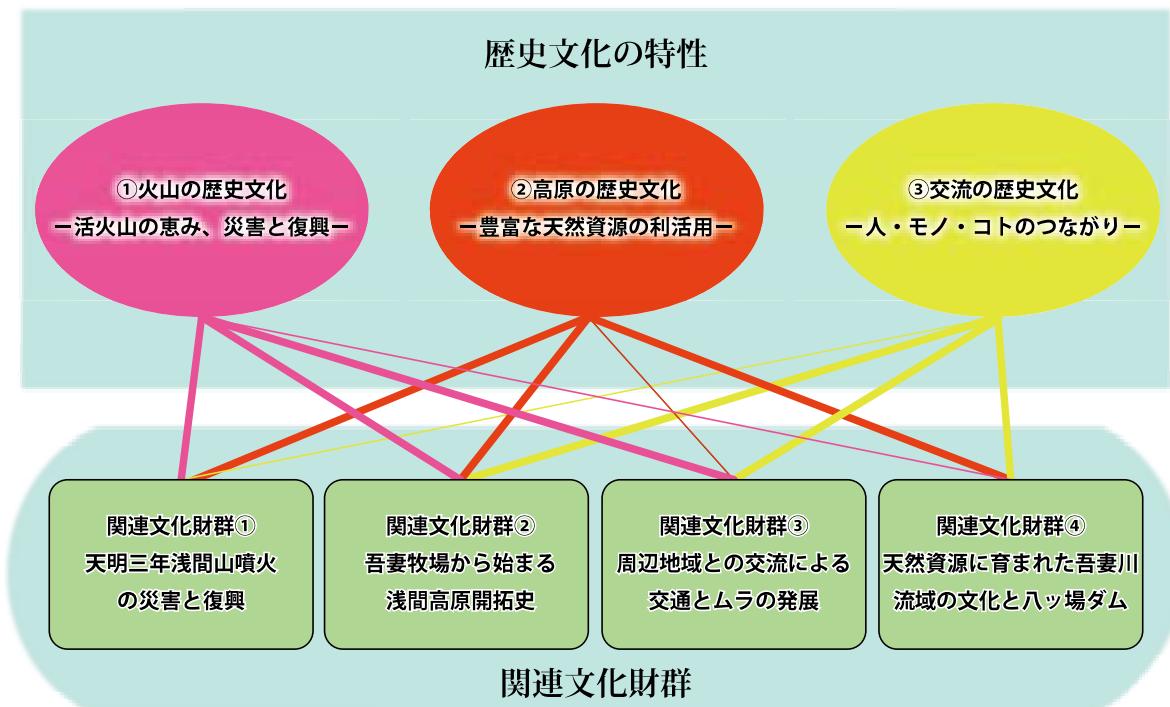


図 8-2 歴史文化の特性と関連文化財群



図 8-3 浅間山噴火 (1973年)

(1) 関連文化財群①「天明三年浅間山噴火の災害と復興」

●天明三年浅間山噴火の災害と復興の痕跡：噴火により発生した鎌原土石なだれにより旧小宿村（旧常林寺を含む）が被災し、土石なだれが吾妻川に流れ込んで泥流となって流域沿いの村々を呑み込んでいきました。
町内では「災害と復興」を伝える現地を実見できます。

■発掘調査によってわかった被災状況とその時の農民のとった行動、その後の復興と記録：やんば天明泥流ミュージアムのメインテーマであり、体感シアターと出土遺物の展示で学習できます。

表 8-1 関連文化財群①構成文化財一覧

番号	文化財の名称	類型	指定状況	所在地	参照(頁)
1	常林寺の梵鐘	有形文化財(歴史資料)	町指定	林	44
2	六里ヶ原丁杭式基点観音	有形文化財(歴史資料)	町指定	北軽井沢	44
3	接岩地蔵尊境内の丁杭式観音	有形文化財(歴史資料)	町指定	北軽井沢	44
4	旧狩宿茶屋本陣	有形文化財(建造物)	国登録	応桑	43
5	雲林寺	有形文化財(建造物)	未指定	長野原	59
6	羽根尾神社	有形文化財(建造物)	未指定	羽根尾	-
7	常林寺	有形文化財(建造物)	未指定	応桑	37
8	川原畠諏訪神社の宝篋印塔	有形文化財(建造物)	町指定	川原畠	43
9	旧新井村の墓碑	有形の民俗文化財	未指定	与喜屋	-
10	天 三ツ堂の馬頭観音	有形の民俗文化財	未指定	川原畠	-
11	明 川原湯の供養碑	有形の民俗文化財	未指定	川原湯	-
12	三 御塚の聖観音	有形の民俗文化財	未指定	林	-
13	年 御塚の馬頭観音	有形の民俗文化財	未指定	林	-
14	浅 旧小宿村の石造物群	有形の民俗文化財	未指定	応桑	-
15	間 入澤一族の墓碑	有形の民俗文化財	未指定	応桑	-
16	山 小宿の墓碑	有形の民俗文化財	未指定	応桑	-
17	噴 常林寺の供養碑	有形の民俗文化財	未指定	応桑	-
18	火 穴谷観音像	有形の民俗文化財	未指定	応桑	-
19	関 坪井の地蔵菩薩	有形の民俗文化財	未指定	大津	-
20	連 長野原の灯籠	有形の民俗文化財	未指定	長野原	-
21	石 青面金剛塔	有形の民俗文化財	未指定	長野原	-
22	造 作道観音堂	有形の民俗文化財	未指定	長野原	38
23	物 作道の馬頭観音	有形の民俗文化財	未指定	長野原	-
24	雲林寺の地蔵菩薩	有形の民俗文化財	未指定	長野原	-
25	雲林寺の供養碑	有形の民俗文化財	未指定	長野原	-
26	天明供養祭	無形の民俗文化財	未指定	長野原	59
27	和讃	無形の民俗文化財	未指定	長野原	-
28	長野原諏訪神社（鳥居）	無形の民俗文化財	未指定	長野原	-
29	瑠璃光薬師堂（石段）	無形の民俗文化財	未指定	長野原	-
30	養蚕神社（天明桜）	無形の民俗文化財	未指定	与喜屋	-

■火山災害の歴史と教訓を学べる場：天明三年浅間山噴火について、嬬恋村と相互補完的な関係にあり、現地に残る天明三年浅間山噴火関連の石造物などの被災者供養や地域の復興を伝える文化財の実見、やんば天明泥流ミュージアム＋浅間山北麓ビジャーセンター＋嬬恋郷土資料館の3館の見学で本災害の大局的把握ができます。

番号	文化財の名称	類型	指定状況	所在地	参照(頁)
31	東宮遺跡	記念物(遺跡)	未指定	川原畠	-
32	西宮遺跡	記念物(遺跡)	未指定	川原畠	59
33	八石畠遺跡	記念物(遺跡)	未指定	川原畠	-
34	二社平遺跡	記念物(遺跡)	未指定	川原畠	-
35	石畠1岩陰	記念物(遺跡)	未指定	川原畠	30
36	石川原遺跡	記念物(遺跡)	未指定	川原湯	31
37	下湯原遺跡	記念物(遺跡)	未指定	川原湯	-
38	西ノ上遺跡	記念物(遺跡)	未指定	川原湯	-
39	前原遺跡	記念物(遺跡)	未指定	川原湯	-
40	川原湯勝沼遺跡	記念物(遺跡)	未指定	川原湯	32
41	林下田遺跡	記念物(遺跡)	未指定	林	-
42	下原遺跡	記念物(遺跡)	未指定	林	32
43	中棚Ⅱ遺跡	記念物(遺跡)	未指定	林	-
44	尾坂遺跡	記念物(遺跡)	未指定	長野原	-
45	久々戸遺跡	記念物(遺跡)	未指定	長野原	31
46	西久保Ⅳ遺跡	記念物(遺跡)	未指定	横壁	-
47	長野原城跡	記念物(遺跡)	未指定	長野原	-
48	崎木1遺跡	記念物(遺跡)	未指定	長野原	-
49	東貝瀬Ⅲ遺跡	記念物(遺跡)	未指定	長野原	-
50	町遺跡	記念物(遺跡)	未指定	長野原	-
51	小林家屋敷跡	記念物(遺跡)	未指定	大津	51
52	草木原遺跡	記念物(遺跡)	未指定	大津	-
53	鹿生遺跡	記念物(遺跡)	未指定	大津	-
54	小滝Ⅱ遺跡	記念物(遺跡)	未指定	羽根尾	-
55	羽根尾Ⅱ遺跡	記念物(遺跡)	未指定	羽根尾	-
56	萩原1遺跡	記念物(遺跡)	未指定	与喜屋	-
57	旧新井村跡	記念物(遺跡)	未指定	与喜屋	-
58	旧常林寺跡	記念物(遺跡)	未指定	応桑	-
59	吾妻峠	記念物(名勝地)	国指定	川原畠・川原湯	46
60	浅間山	記念物(名勝地)	未指定		53
61	竜燈の松	記念物(植物)	未指定	応桑	-
62	旧琴橋	記念物(地質鉱物)	未指定	長野原・与喜屋	-
63	浅間石	記念物(地質鉱物)	未指定	長野原・羽根尾	37,52
64	押しぎっぱ	記念物(地質鉱物)	未指定	北軽井沢	-
	八ッ場ダム	観光拠点・文化財関連施設		川原畠・川原湯	27
	やんば天明泥流ミュージアム	観光拠点・文化財関連施設		林	27
	浅間山北麓ビジャーセンター	観光拠点・文化財関連施設		嬬恋村(町有地)	27

表8-2 関連文化財群①課題と方針

課題	方針
①文化財を「守る」	
<ul style="list-style-type: none"> 八ヶ場地区は発掘調査が実施されたが、その他の地区の天明三年関連文化財群は、来歴も含め、現状調査が十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 群を構成する文化財の来歴・現状調査を行い、ストーリーと絡めながら価値や魅力を発信していくための材料集めをする。
<ul style="list-style-type: none"> 被災記録のある旧村や宿場の範囲を再確認する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災記録のある旧村や宿場の範囲を再確認する。
②歴史文化の感動を「伝える」	
<ul style="list-style-type: none"> 「やんば天明泥流ミュージアム」は町全体の歴史文化を公開・展示する拠点施設という位置づけと展示コンセプトを定期的に再確認する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「やんば天明泥流ミュージアム」は町全体の歴史文化を公開・展示する拠点施設という位置づけと展示コンセプトを定期的に再確認する
<ul style="list-style-type: none"> 現地に群を構成する文化財のサインを設置する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地を訪れて体感できるように群を構成する文化財のサインを新たに設置する。
<ul style="list-style-type: none"> 現地にて散策できるようにマップを作成する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地にて散策できるように町域における「天明三年散策マップ」を作成する。
③ふるさとの誇りを「育てる」	
<ul style="list-style-type: none"> 関連自治体やジオパーク関係団体・町内外の文化財関連団体との交流が不十分である。 浅間山の天明三年浅間山噴火災害の供養を伝承する人々の高齢化が進んでおり、活動に協力・支援して連携の強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連自治体やジオパーク関係団体・文化財関連団体との積極的な交流を推進する。 天明三年浅間山噴火災害の供養を伝承する団体の活動に協力・支援して連携を強化していく。

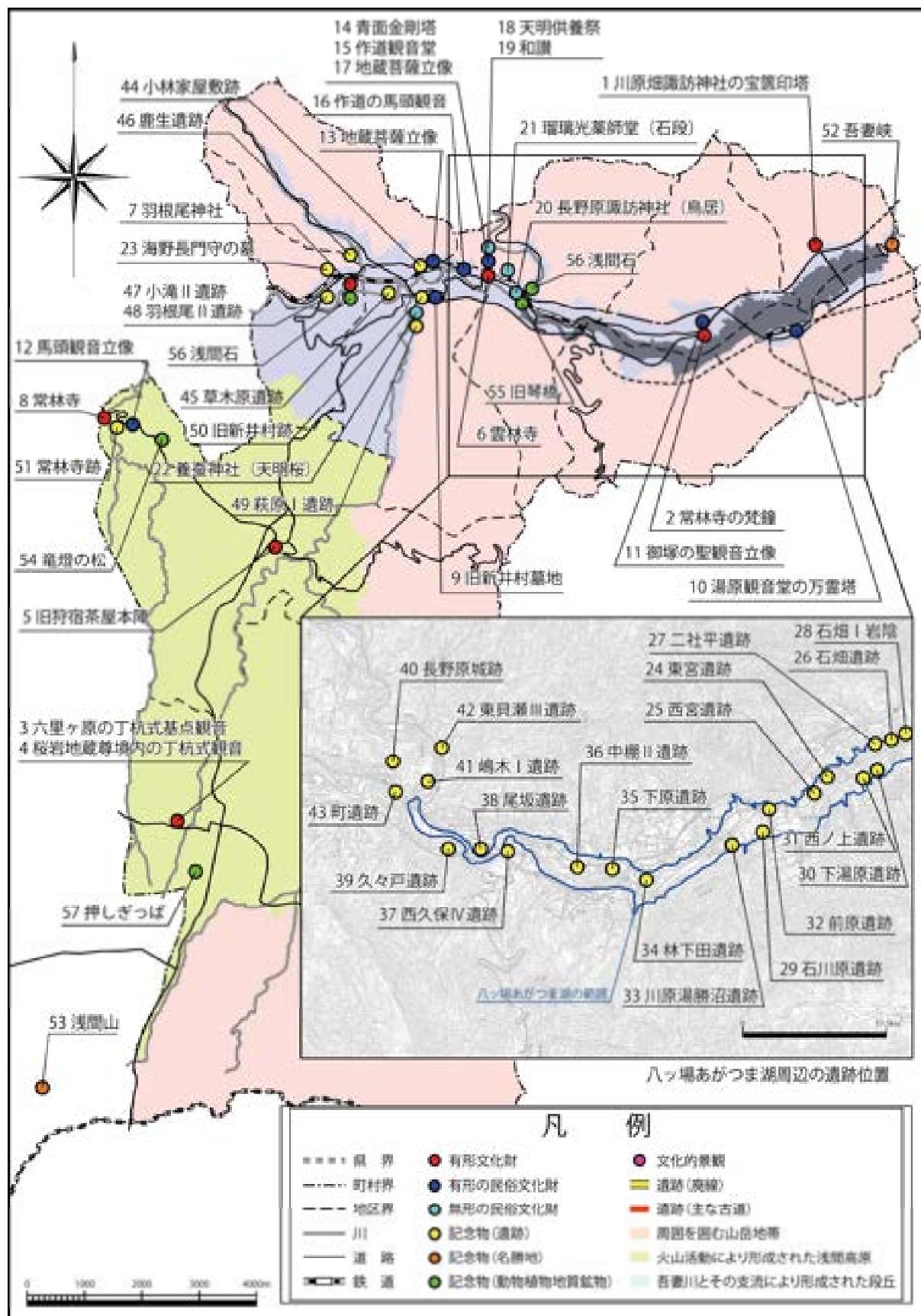


図 8-4 関連文化財群①分布図

(2) 関連文化財群②「吾妻牧場から始まる浅間高原開拓史」

●北白川宮能久親王による吾妻牧場の開設にはじまる浅間高原の近代化へのストーリー：牧場開設時の黒源家との関わり。同時期に旧館林藩の秋元氏の入植。北白川宮の逝去後、牧場は民間に払い下げられ、浅間牧場、一匡村・大学村別荘地、草軽電鉄など、その後の北軽井沢を特徴づけるエリアを誕生させています。

表 8-3 関連文化財群②構成文化財一覧

番号	文化財の名称	類型	指定状況	所在地	参照(頁)
1	旧狩宿茶屋本陣	有形文化財(建造物)	国登録	応桑	35,43
2	旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎	有形文化財(建造物)	国登録	北軽井沢	39,43
3	応桑歓訪神社社務所	有形文化財(建造物)	未指定	応桑	39
4	田中銀之助別荘	有形文化財(建造物)	未指定	北軽井沢	-
5	北軽井沢大学村組合管理事務所	有形文化財(建造物)	未指定	北軽井沢	-
6	南紀俱楽部	有形文化財(建造物)	未指定	北軽井沢	-
7	旧谷川俊太郎別荘	有形文化財(建造物)	未指定	北軽井沢	-
8	軽石ブロック住宅	有形文化財(建造物)	未指定	北軽井沢	-
9	群馬満蒙拓魂之塔	有形文化財(建造物)	未指定	北軽井沢	40
10	北軽井沢ミュージックホール	有形文化財(建造物)	未指定	北軽井沢	28
11	牧宮神社本殿・拝殿	有形文化財(建造物)	未指定	北軽井沢	-
12	北白川宮家からの御下賜金伝達文と御紋章	有形文化財(歴史資料)	未指定	応桑	49
13	吾妻牧場碑	有形の民俗文化財	未指定	応桑	-
14	北軽井澤開拓之碑	有形の民俗文化財	未指定	北軽井沢	-
15	青山孝吉翁之像	有形の民俗文化財	未指定	北軽井沢	-
16	濱州開拓記念碑	有形の民俗文化財	未指定	北軽井沢	40
17	開拓地蔵尊	有形の民俗文化財	未指定	北軽井沢	-
18	旧草軽電鉄鹿線遺構	記念物(遺跡)	未指定	応桑・北軽井沢	-
19	浅間演習場東兵舎跡	記念物(遺跡)	未指定	北軽井沢	-
20	馬見塚	記念物(名勝地)	未指定	応桑	-
21	浅間大滝・魚止めの滝	記念物(名勝地)	未指定	北軽井沢	54
22	天丸山	記念物(名勝地)	未指定	北軽井沢	-
23	応桑新田の大クワ	記念物(植物)	未指定	応桑	-
24	三太郎松	記念物(植物)	未指定	北軽井沢	-
25	浅間牧場	文化的景観	未指定	北軽井沢	39,52
26	一匡邑	文化的景観	未指定	北軽井沢	39
27	大学村	文化的景観	未指定	北軽井沢	39
28	照月湖	文化的景観	未指定	北軽井沢	-
	北軽井沢観光協会	観光拠点・文化財関連施設		北軽井沢	27
	浅間記念館	観光拠点・文化財関連施設		北軽井沢	27
	浅間山北麓ビジターセンター	観光拠点・文化財関連施設		嬬恋村(町有地)	27

- 戦時中：広大で見通しの効く浅間高原では戦時中、旧陸軍による演習や旧海軍によるロケット（ミサイル）発射実験が実施されました。
- 戦後：満蒙地区からの引き揚げ者の入植と開拓：水道も電気も住宅すらない、過酷な状況下で開拓を進め、高原野菜産地・酪農地帯へと発展させました。
- 高度経済成長期以降：ゴルフ場・スキー場に代表されるレジャー施設、リゾートマンションやホテル・旅館・ペンションなどの宿泊施設、近年ではキャンプ場・遊園地などのレジャー観光業が相次いでオープンしました。

表 8-3 関連文化財群②課題と方針

課題	方針
①文化財を「守る」	
・群を構成する文化財の来歴・現状を明らかにする必要がある。	・群を構成する文化財の来歴・現状調査を実施する。
・群を構成する文化財のうち、建造物について詳細調査を進める必要がある。	・群を構成する文化財のうち、建造物について詳細調査を進める。
②歴史文化の感動を「伝える」	
・ミュージアムの展示以外でも町の歴史文化を知ることができるサテライト展示を検討し、地域を巡るように促す取組みが必要である。	・サテライト展示を検討し、実際に現地を訪れて町の歴史文化をより深く理解できる場所や提供する情報を充実させる。
・現地に群を構成する文化財のサインを新たに設置する必要がある。	・現地に群を構成する文化財のサインを新たに設置する。
・浅間高原の開拓の歴史、構成する文化財群の価値や魅力を発信しきれていない。	・文化財の価値や魅力を伝える場となる歴史的建造物を整備・公開する。
・現地にて散策できるようにマップを作成する必要がある。	・現地にて散策できるように散策マップを作成する。

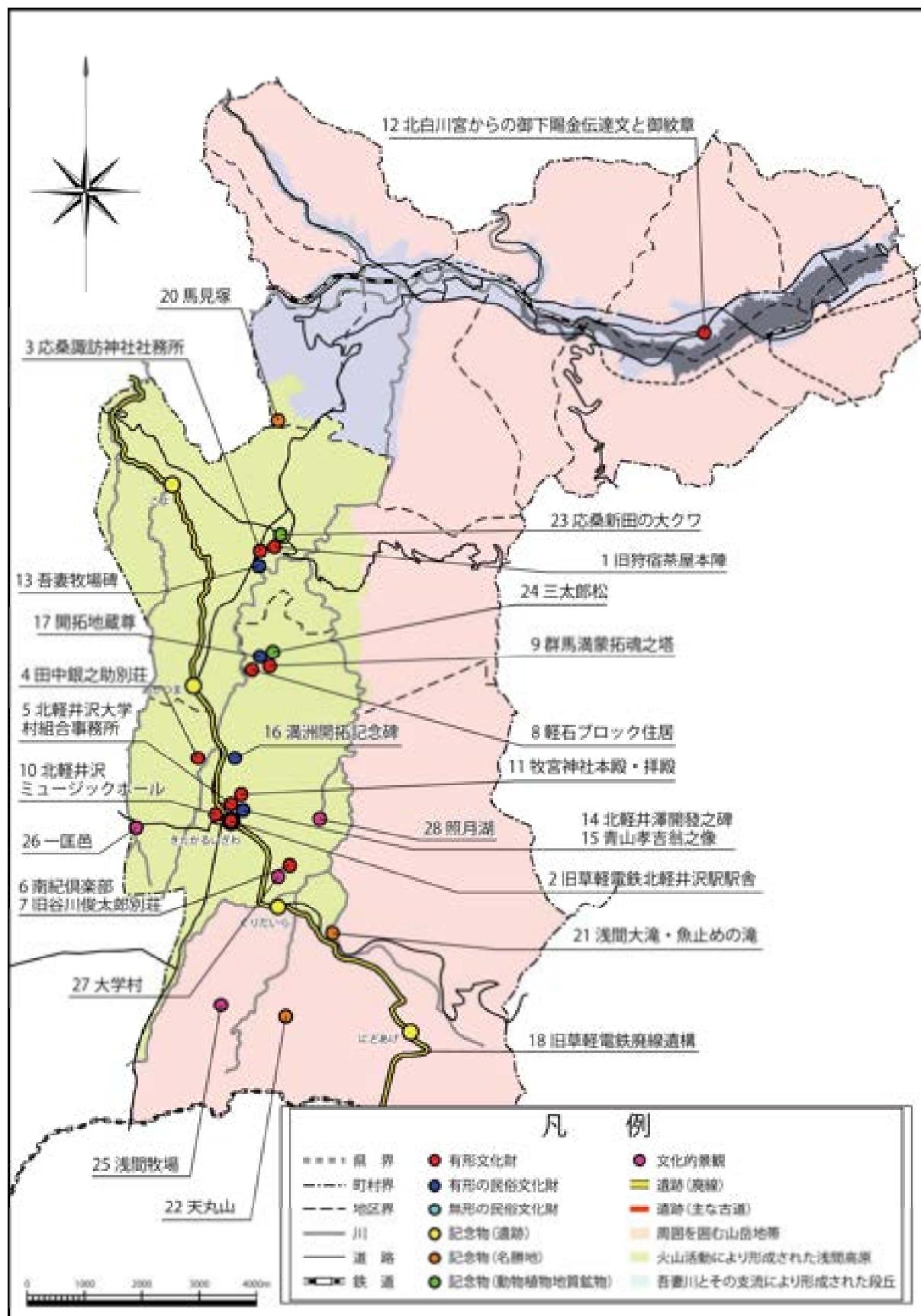


図 8-5 関連文化財群②分布図

(3) 関連文化財群③「周辺地域との交流による交通とムラの発展」

●時代とニーズに応じて、交通の手段が尾根道、信仰の道、街道、馬車軌道、鉄道、自動車道へ段階的に発展していき、それに伴いムラが形成された、交流のストーリー：本町の地理的環境から主に長野県を介して中部高地、関東・北陸地方との交流がうかがえます。

■縄文時代：周辺環境が安定した中期後半は現在の大字単位で大規模集落が造営され、吾妻川沿いの人口が最も増える時期であり、交流の痕跡は考古資料から窺い知ることができます。発掘調査で出土した土器には、関東系・八ヶ岳系・浅間山周辺系（関東系と八ヶ岳系の融合型式）・越後系・南東北系といった少なくとも5系統が確認されています。この頃は主に山の尾根道を利用し峠を越えた交流でした。

表 8-4 関連文化財群③構成文化財一覧

番号	文化財の名称	類型	指定状況	所在地	参照（頁）
1	桜岩地蔵尊境内の丁杭式観音	有形文化財（歴史資料）	町指定	北軽井沢	35,44
2	六里ヶ原丁杭式基点観音	有形文化財（歴史資料）	町指定	北軽井沢	35,44
3	旧狩宿茶屋本陣	有形文化財（建造物）	国登録	応桑	35,43
4	与喜屋本村観音堂	有形文化財（建造物）	未指定	与喜屋	49
5	桜岩地蔵尊	有形の民俗文化財	町指定	北軽井沢	35,45
6	顕彰碑	有形の民俗文化財	未指定	長野原	-
7	立石の庚申塔（元禄5年銘）	有形の民俗文化財	未指定	大津	-
8	勘場木石器時代住居跡	記念物（遺跡）	県指定	大津	31,45
9	長野原城跡	記念物（遺跡）	町指定	長野原	34,45
10	羽根尾城跡	記念物（遺跡）	町指定	羽根尾	34,45
11	海野長門守の墓	記念物（遺跡）	町指定	羽根尾	34,45
12	狩宿関所跡	記念物（遺跡）	町指定	応桑	35,46
13	東宮遺跡	記念物（遺跡）	未指定	川原畠	49
14	道陸神峠	記念物（遺跡）	未指定	川原畠	36,63
15	久森峠	記念物（遺跡）	未指定	川原畠・林	35,36
16	石川原遺跡	記念物（遺跡）	未指定	川原湯	49
17	川原湯城跡（金花山砦跡）	記念物（遺跡）	未指定	川原湯	34
18	川原湯峠	記念物（遺跡）	未指定	川原湯	-
19	丸岩城跡（丸屋の要害）	記念物（遺跡）	未指定	横壁	34,57
20	柳沢城跡（横壁城）	記念物（遺跡）	未指定	横壁	34,51
21	須賀尾峠	記念物（遺跡）	未指定	横壁	36
22	横壁中村遺跡	記念物（遺跡）	未指定	横壁	-
23	林中原Ⅰ遺跡	記念物（遺跡）	未指定	林	-
24	林中原Ⅱ遺跡	記念物（遺跡）	未指定	林	31
25	林城跡	記念物（遺跡）	未指定	林	33,51
26	王城山烽火跡	記念物（遺跡）	未指定	林	-

- 古代中世以降：山岳信仰が活発になり、尾根道は信仰の道（参道）として利用されるようになりました。
- 中世後期～近世：上野国と信濃国を結ぶ真田道が吾妻郡に整備されたことから、その道沿いに集落が形成され、城郭も築かれました。この頃、須川橋と琴橋の2つの橋が町内外を結ぶ交通や戦略上のポイントになり、羽根尾・長野原・川原畠は伝馬宿の機能もありました。近世には信州街道、沓掛道（草津道）が整備され、街道の交差点である狩宿には関所が設置されて宿場町として賑わいました。
- 近代以降：町民有志の功績により吾妻峠沿いの新道開削を契機として吾妻郡内東西の文化交流が進展し、馬車軌道、次いで鉄道やバス等の公共交通網が整備されました。こうした交通網の近代化は町の発展に繋がりました。

番号	文化財の名称	類型	指定状況	所在地	参照（頁）
27	尾坂遺跡	記念物（遺跡）	未指定	長野原	-
28	長野原一本松遺跡	記念物（遺跡）	未指定	長野原	-
29	須川橋橋台の石積み	記念物（遺跡）	未指定	長野原	-
30	旧吾妻線廃線遺構	記念物（遺跡）	未指定	長野原	40
31	旧太子線廃線遺構	記念物（遺跡）	未指定	長野原	-
32	干俣鉾石輸送鉄道路線跡	記念物（遺跡）	未指定	長野原	40,68
33	須川橋	記念物（遺跡）	未指定	長野原	34
34	琴橋	記念物（遺跡）	未指定	長野原・与喜屋	34
35	旧草津街道立場跡	記念物（遺跡）	未指定	大津	-
36	柳II遺跡	記念物（遺跡）	未指定	大津	-
37	坪井遺跡	記念物（遺跡）	未指定	大津	-
38	浜岩橋	記念物（遺跡）	未指定	羽根尾	-
39	真田道	記念物（遺跡）	未指定	水没5地区・大津・羽根尾	34,35
40	草津道	記念物（遺跡）	未指定	長野原・大津・羽根尾	36
41	信州街道	記念物（遺跡）	未指定	応桑	35,36
42	万騎峠	記念物（遺跡）	未指定	応桑	35,36
43	沓掛道	記念物（遺跡）	未指定	羽根尾・応桑・北軽井沢	35,58
44	旧草軽電鉄廃線遺構	記念物（遺跡）	未指定	応桑・北軽井沢	-
45	下の分去茶屋	記念物（遺跡）	未指定	北軽井沢	-
46	上の分去茶屋	記念物（遺跡）	未指定	北軽井沢	-
47	万騎峠のブナ	記念物（植物）	未指定	応桑	-
	やんば天明泥流ミュージアム	観光拠点・文化財関連施設		林	27
	住民総合センター"@長野原"	観光拠点・文化財関連施設		長野原	28
	北軽井沢観光協会	観光拠点・文化財関連施設		北軽井沢	27

表 8-6 関連文化財群③課題と方針

課題	方針
①文化財を「守る」	
<ul style="list-style-type: none"> 群を構成する文化財の詳細・来歴を明らかにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 群を構成する文化財の詳細・来歴調査を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 本町の文化財は古道や街道に関連するものが多く、時代別・分野別の精査、ルートの確定や旧道の存否の確認が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 古道・街道の詳細調査を行い、時代別・分野別の精査、ルートの確定や旧道の存否を確認する。
②歴史文化の感動を「伝える」	
<ul style="list-style-type: none"> ミュージアムの展示以外でも町の歴史文化を知ることができるサテライト展示を検討し、地域を巡るように促す取組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> サテライト展示を検討し、実際に現地を訪れて町の歴史文化をより深く理解できる場所や提供する情報を充実させる。
<ul style="list-style-type: none"> 現地に群を構成する文化財のサインを設置する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地に群を構成する文化財のサインを新たに設置する。
<ul style="list-style-type: none"> 現地にて散策できるようにマップの作成やサインの設置が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地にて散策できるようにマップを作成する。
③ふるさとの誇りを「育てる」	
<ul style="list-style-type: none"> 真田氏関係の自治体連携の観光振興事業が行われてきたが、ブームが去ってもイベントを開催するなどの工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 街道以外でも文化財を活用した観光振興事業を継続して実施することで地方の活性化に繋げていけるよう、関係自治体と連携していく。

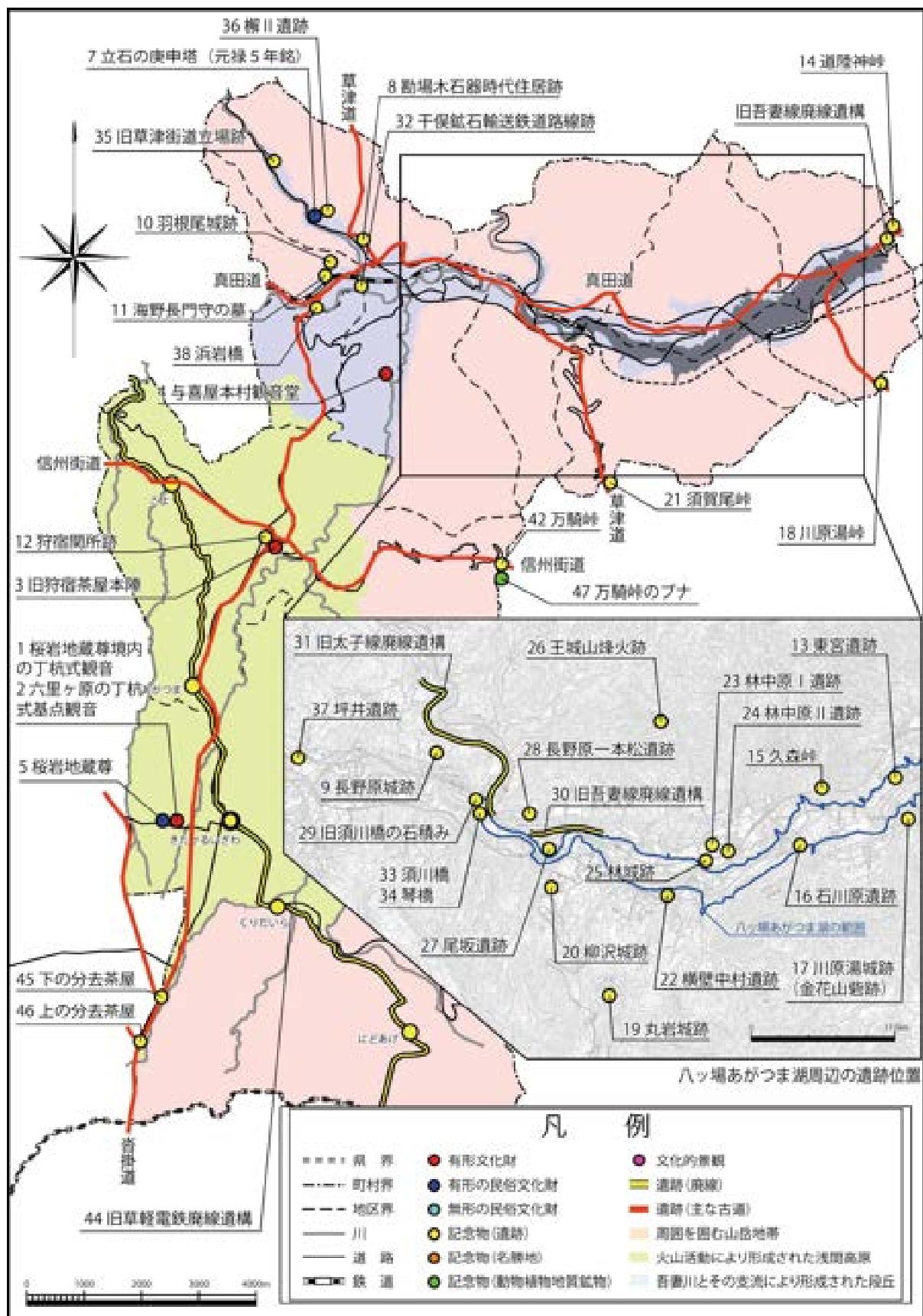


図 8-6 関連文化財群③分布図

(4) 関連文化財群④「天然資源に育まれた吾妻川流域の文化と八ッ場ダム」

- 吾妻川の天然資源を利用した文化と八ッ場ダムにつながるストーリー：本町北部には利根川支流の吾妻川が東西に流れ、人々は周囲を取り巻く森林やそこを水源とする湧水や河川などの天然資源を利用した生活を営みました。昭和27年（1952）に計画された八ッ場ダム事業に伴う水没地区もあり、南部と異なる歴史を辿りました。
- 天然資源の利活用：川原湯温泉が湧出し、中世以降温泉文化が発展しました。また、狩宿湧水などの湧き水が古くから生活に利用され、水資源を活用する酒造業や森林資源を活用する炭焼きなどの生業もありました。
- 文化：村々では天然資源を利用した生活の中で山村独自の文化を営みました。年中行事が各地区で継承され、湯かけ祭りや鳥追い祭りなどの風俗習慣、獅子舞や神楽といった民俗芸能が行われています。また、川沿いに発展した街道や集落には道祖神等の多様な石造物が残り、人々の信仰の厚さを感じられます。

表 8-6 関連文化財群③構成文化財一覧

番号	文化財の名称	類型	指定状況	所在地	参照（頁）
1	川原畠諏訪神社の宝篋印塔	有形文化財(建造物)	町指定	川原畠	43
2	金子治平旧宅土蔵	有形文化財(建造物)	未指定	川原湯	-
3	旧長野原町役場庁舎（部分）	有形文化財(建造物)	未指定	横壁	27,38
4	松谷発電所水路橋	有形文化財(建造物)	未指定	長野原	-
5	羽根尾発電所	有形文化財(建造物)	未指定	羽根尾	63
6	熊川第一発電所	有形文化財(建造物)	未指定	与喜屋	63
7	熊川第二発電所	有形文化財(建造物)	未指定	与喜屋	63
8	三ツ堂石仏群	有形の民俗文化財	未指定	川原畠	-
9	湯原観音堂の石造物群	有形の民俗文化財	未指定	川原湯	-
10	滝無不動尊の石造物群	有形の民俗文化財	未指定	横壁	-
11	小正月のツクリモノ	有形の民俗文化財	未指定	全域	50
12	道祖神	有形の民俗文化財	未指定	全域	50
13	馬頭観音	有形の民俗文化財	未指定	全域	58
14	百八灯	無形の民俗文化財	未指定	川原畠	-
15	鳥追い祭り	無形の民俗文化財	未指定	川原畠、長野原	-
16	神社神楽	無形の民俗文化財	未指定	川原湯～与喜屋	50
17	川原湯温泉湯かけ祭り	無形の民俗文化財	未指定	川原湯	50
18	堀ノ内のお茶講	無形の民俗文化財	未指定	林	-
19	長野原獅子舞	無形の民俗文化財	未指定	長野原	-
20	羽根尾獅子舞	無形の民俗文化財	未指定	羽根尾	-
21	神社祭礼・地域行事	無形の民俗文化財	未指定	全域	50

- 近代化：明治時代以降、新たな天然資源の活用が始まりました。生活インフラへの活用のため発電所や用水、水道、小規模ダムが整備されました。こうした活用は、鉄道や新道の開通につながり、町の近代化につながりました。
- 生活再建：八ッ場ダムは紆余曲折を経て令和2年（2020）に完成しました。水没5地区では代替地への生活再建が進み、温泉などの既存産業に加えて道の駅などの振興施設が整備され、新たな観光産業が始まりました。開発予定地にあった地域の文化財は移設ないし記録保存され、生活再建とともに文化も次世代へ継承されていきます。

番号	文化財の名称	類型	指定状況	所在地	参照（頁）
22	滝沢観音石仏群	記念物（遺跡）	町指定	林	38,46
23	川原湯温泉	記念物（遺跡）	未指定	川原湯	33,50
24	衣掛石	記念物（遺跡）	未指定	川原湯	50
25	炭焼窯	記念物（遺跡）	未指定	横壁・林	50,67
26	王城山神社	記念物（遺跡）	未指定	林	50
27	久々戸遺跡柄鏡形敷石住居跡	記念物（遺跡）	未指定	長野原	31
28	長野原塙	記念物（遺跡）	未指定	長野原・与喜屋	-
29	小林家屋敷跡	記念物（遺跡）	未指定	長野原	51
30	櫻井家酒蔵跡	記念物（遺跡）	未指定	大津	-
31	大津用水（頭首工・沈砂池等）	記念物（遺跡）	未指定	大津・長野原	-
32	大津ダム	記念物（遺跡）	未指定	大津・与喜屋	-
33	吾妻峠	記念物（名勝地）	国指定	川原畠・川原湯	46
34	葉隠れの滝	記念物（名勝地）	未指定	大津	-
35	狩宿湧水	記念物（名勝地）	未指定	応桑	-
36	川原湯岩脈（昇龍岩・臥龍岩）	記念物（地質鑑物）	国指定	川原畠	42,47
37	カツラ巨樹群	記念物（植物）	未指定	川原湯	52
38	トチ巨樹群	記念物（植物）	未指定	川原湯	52
39	一万本桜	記念物（植物）	未指定	水没5地区	-
	八ッ場ダム	観光拠点・文化財関連施設		川原畠・川原湯	27
	やんば天明泥流ミュージアム	観光拠点・文化財関連施設		林	27
	住民総合センター“@長野原”	観光拠点・文化財関連施設		長野原	28

表8-7 関連文化財群④課題と方針

課題	方針
①文化財を「守る」	
・群を構成する文化財の史資料を収集・整理するとともに、各テーマの詳細を明らかにする必要がある。	・群を構成する文化財の史資料を収集・整理するとともに、各テーマの詳細調査を行う。
・水没5地区については、石造文化財をはじめ、神社・社宇・堂宇が移設・集約されたが、新しい街区での活用方法を検討するための詳細調査が必要がある。	・湖底に沈んだ歴史を記憶に残し、新しい街区での移設文化財の活用方法を検討するため、史資料をアーカイブする。
・滅失の危機に瀕している建造物の解体調査や無形の民俗文化財の映像記録化が必要である。	・滅失の危機に瀕している建造物の解体調査や無形の民俗文化財の映像記録化を検討する。
②歴史文化の感動を「伝える」	
・長野原町立第一小学校旧校舎の展示以外でも町の歴史文化を知ることができるサテライト展示を検討し、地域を巡るように促す取組みが必要である。	・サテライト展示を検討し、実際に現地を訪れて町の歴史文化をより深く理解できる場所や提供する情報を充実させる。
・現地に群を構成する文化財のサインを設置する必要がある。	・現地に群を構成する文化財のサインを新たに設置する。
・現地にて散策できるようにマップを作成する必要がある。	・現地にて散策できるようにマップを作成する。
③ふるさとの誇りを「育てる」	
・これまで文化財としての把握が不足していたため、関連自治体やジオパーク関係団体・文化財関連団体との交流が不十分である。	・文化財の保存・活用に繋がる活動を各種団体と協働していくことを推進する。

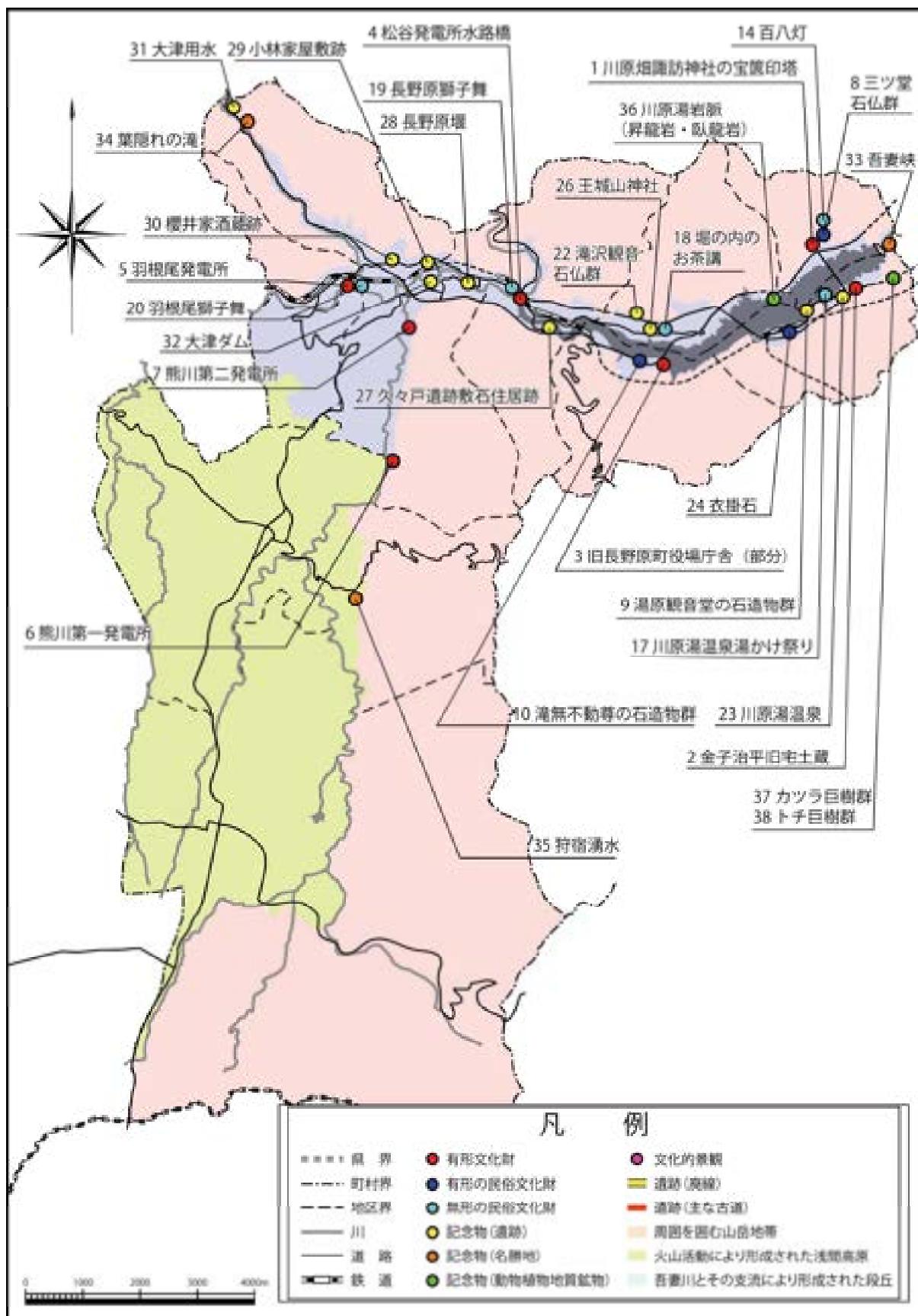


図 8-7 関連文化財群④分布図

3 関連文化財群に関する措置

(1) 関連文化財群①「天明三年浅間山噴火の災害と復興」

事業／事業内容	事業主体					事業期間（年度）	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8～R12	後期 R13～R17
関連文化財群①「天明三年浅間山噴火の災害と復興」							
①-2 文化財の価値把握調査							
①-2-h 「天明三年浅間山噴火の災害と復興」の来歴・現状調査	○教未 農建	△	△		△	●	●
・常林寺（来歴調査）・雲林寺（来歴調査） ・天明三年あるいは被災供養の石造物（現状調査） ・六里ヶ原の道しるべ観音（来歴調査）・古記録（現状調査）・伝承（現状調査）							
①-2-d 天明三年被災遺跡図確認調査	○教未 農建	△	△	△	△	●	●
再 ・古記録に被災状況の記載がある村がどの道路にあたるのかを再確認する。絵地図があるものは参考にし、ないものは現地踏査や伝承などの聞き取りを実施する。可能であれば、地図者に了解を得て範囲確認調査を実施する。							
②-1 文化財の公開・展示							
②-1-a やんば天明泥流ミュージアムの展示見直し	○教	△			△	●	●
再 ・常設展示は①天明泥流体感シアター、②天明泥流展示室、③テーマ展示室に分けられる。通してはインバウンド対応と、②・③はよりテーマに沿った遺物の差し替えの検討を定期的に実施する。企画展は関連文化財群に特化したテーマを考える。							
②-2 文化財の整備・維持管理							
②-2-a 文化財サインの設置と更新	○教建	△		△		●	●
再 ・文化財の既存サインについて、適宜更新（デザインや表記の統一、多言語化対応）を進める。新設は関連文化財群の構成文化財を優先し、QRコードを用いたサインとする。							
②-3 文化財の普及活動							
②-3-d 散策マップの作成	○教未	△	△		○	●	●
再 ・歴史文化の特性から設定した関連文化財群のテーマごとに「散策マップ」を作成する。構成文化財を紹介し、見学コースを設定するなど、観光事業と連携して普及啓発を推進する。							
③-4 関連自治体や文化財関連団体との連携							
③-4-a 関連自治体との協働	○教			△	△	●	●
再 ・天明三年浅間山噴火災害に関連する他自治体との協働事業を行う。 ・生涯学習事業（講座・ツアー等）で近隣自治体と合同開催を検討する。 例）天明三年噴火、六里ヶ原道しるべ観音 など							
③-4-b ジオパーク関係団体との協働	○教未	○	△	△	○	●	●
再 ・浅間山北麓ジオパーク関係団体が行うガイド養成講座・研修会・交流事業等への協力。イベント情報や来歴・現状調査結果の共有、新しいジオサイトの検討など連携強化をはかる。							
③-4-c 文化財関連団体との連携	○教未	△	△	△	△	●	●
再 ・天明供養の会やミュージアムサポーターの会の活動に協力・支援し、連携を強化する。 ・町外の天明三年浅間山噴火災害を語り継ぐ団体との積極的な交流をはかる。 例）御涼観音奉仕会（猪空村）、戸谷保地区（伊勢崎市）など							

※再：再掲載事業 ○：主体（教＝教育課、未＝未実現・ビジョン推進課、農＝農林課、建＝建設課） △：協力者

(2) 関連文化財群②「吾妻牧場からはじまる浅間高原開拓史」

事業／事業内容	事業主体					事業期間（年度）	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8～R12	後期 R13～R17
関連文化財群②「吾妻牧場からはじまる浅間高原開拓史」							
①-2 文化財の価値把握調査							
①-2-i 「吾妻牧場からはじまる浅間高原開拓史」の詳細・現状調査	○教			△	△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 北白川宮能久親王による牧場開設時の黒源家との関わり（詳細調査） 旧抱林藩の秋元氏の入植（詳細調査） 北白川宮の逝去後の吾妻牧場（詳細調査） 戦時中の旧陸軍による演習や旧海軍によるロケット発射実験（詳細調査） 戦後の漢蒙地区からの引き揚げ者の入植と開拓（詳細調査） 高度経済成長期以降のレジャー・リゾート観光地への発展（詳細調査） 開拓記念碑・塀場整備ほか（現状調査） 							
①-2-a 歴史的建造物詳細調査	○教	○		△	△	●	●
<small>再</small> 町内に所在する近世以降の建造物のうち、地域的な特徴をよく遺した建造物やストーリー性をもつ建造物の詳細調査を実施する。これまで学生が論文作成のため調査にきていた別荘地（一色色・大字村など）も調査対象とする。							
②-1 文化財の公開・展示							
②-1-c サテライト展示の検討	○教未 農建	△	△	△	△	●	●
<small>再</small> やんば天明泥流ミュージアム以外でも町の歴史文化を知ることができるサテライト展示を検討する。 例）住民総合センターエントランスや図書館郷土史コーナー、旧狩宿茶屋本陣、日草軽電鉄北軽井沢駅駅舎、浅間北麓ジオパークビジターセンターや町営浅間園見晴台など							
②-2 文化財の整備・維持管理							
②-2-a 文化財サインの設置と更新	○教建	△		△		●	●
<small>再</small> 文化財の既存サインについて、適宜更新（デザインや表記の統一、多言語化対応）を進める。新設は関連文化財群の構成文化財を優先し、QRコードを用いたサインとする。							
②-2-c (仮称)「黒源の里」整備事業（旧狩宿茶屋本陣保存整備事業）	○教未	○	△		△	●	
<small>再</small> 整備コンセプトを「学びと交流の場」とし、地元住民が自由に使えるオープンスペースを兼ね備えた(仮称)「黒源の里」として整備する。 建物は耐震整備を主とする（基礎・屋根・壁・排水処理）。 公開は1階のみとし、建物内部は本質的価値である座敷から3間（本陣建築）を重点的に修復する。 茶の間は本来の吹き抜けに戻して、交流の場として活用する。 ⇒ ②-1-c サテライト展示の検討							
②-2-e 「国登録有形文化財 旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎」維持管理事業	○教未	○			△	●	●
<small>再</small> 旧草軽電鉄の駅舎で唯一現存している駅舎で、ジオサイトでもある。情報発信と地域巡りの基点として重要な建造物の定期メンテナンスの実施を検討する。 ⇒ ②-4-a 指定等の保存活用計画策定の検討・②-1-c サテライト展示の検討							
②-3 文化財の普及活動							
②-3-d 教策マップの作成	○教	△	△		○	●	●
歴史文化の特性から設定した関連文化財群のテーマごとに「教策マップ」を作成する。構成文化財を紹介し、見学コースを設定するなど、観光事業と連携して普及啓発を推進する。							

※再：再掲載事業 ○：主体（教＝教育課、未＝未実ビジョン推進課、農＝農林課、建＝建設課） △：協力者

(3) 関連文化財③「周辺地域との交流による交通とムラの発展」

事業/事業内容	事業主体					事業期間(年度)	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期R8-R12	後期R13-R17
関連文化財群③「周辺地域との交流による交通とムラの発展」							
①-2 文化財の価値把握調査							
①-2-3 「周辺地域との交流による交通とムラの発展」の詳細・来歴調査	○教未 農建	○	△		△	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 先史古代(縄文時代～平安時代)の遺跡の分布と出土遺物から分かる他地域との交流とルート(詳細調査) 中世城館の分布と出土遺物・古記録から分かる他地域との交流とルート(詳細調査) 近世の街道・開所・宿場町(詳細調査)　　・野口円心の業績(詳細調査) 近代以降の交通網の発達史(詳細調査)　　・野口茂四郎による吾妻峠沿いへの新道開削(詳細調査) 本町を訪れた文化人(来歴調査) 							
①-2-4 古道・街道詳細調査	○教未 農建	○	△		△	●	●
<p>再</p> <ul style="list-style-type: none"> 町域で他地域との交流に使用されてきた「歴史の道」を時代ごとに調査する。そのルートを石造文化財等で検証し、現存するのか否かを確認する。文献資料や記録写真などをアーカイブする。 特に吾妻川流域で江戸時代から明治時代にかけて開削された歴史古道を調査し、水没した箇所、現存する箇所を明確にする。 							
②-1 文化財の公開・展示							
②-1-c サテライト展示の検討	○教未 農建	△	△	△	△	●	●
<p>再</p> <ul style="list-style-type: none"> やんば天明泥流ミュージアム以外でも町の歴史文化を知ることができるサテライト展示を検討する。 例)住民紹介センターエントランスや図書館郷土史コーナー、旧宿泊茶屋本陣、旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎、浅間北麓ジオパークビジターセンターや町営浅間園見晴台など 							
③-2 文化財の整備・維持管理							
③-2-a 文化財サインの設置と更新	○教建	△		△		●	●
<p>再</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の既存サインについて、適宜更新(デザインや表記の統一、多言語化対応)を進める。新設は関連文化財群の構成文化財を優先し、QRコードを用いたサインとする。 							
③-3 文化財の普及活動							
③-3-d 敷策マップの作成	○教	△	△		○	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化の特性から設定した関連文化財群のテーマごとに「敷策マップ」を作成する。構成文化財を紹介し、見学コースを設定するなど、観光事業と連携して普及啓発を推進する。 							
③-4 関連自治体や文化財関連団体との連携							
③-4-a 関連自治体との協働	○教			△	△	●	●
<p>再</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・活用に関連する他自治体との協働事業を行なう。 生涯学習事業(講座・ツアー等)で近隣自治体と合同開催を検討する。 例)中世城郭、観音札所巡り、真田道、信州街道、香櫞道など 							

※再:再掲載事業 ○:主体(教=教育課、未=未来ビジョン推進課、農=農林課、建=建設課) △:協力者

(4) 関連文化財群④「天然資源に育まれた吾妻川流域の文化と八ッ場ダム」

事業／事業内容	事業主体					事業期間（年度）	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8～R12	後期 R13～R17
関連文化財群④「天然資源に育まれた吾妻川流域の文化と八ッ場ダム」							
①-2 文化財の価値把握調査							
①-2-k 「天然資源に育まれた吾妻川流域の文化と八ッ場ダム」の詳細調査	○教未 農建		△	△	●	●	
・吾妻川沿いの温泉文化 ・地域に伝わる伝統文化 ・八ッ場ダムの歴史	・天然資源を利用した生業と文化 ・天然資源を活用した町の近代化						
①-2-e 湖底に沈んだ歴史の史資料詳細調査							
再	○教未 農建		△	△	●	●	
・移設文化財の新しい街区での活用方法を検討するため、ダム関連文化財総合調査で収集した史資料の整理を実施する。古写真的収集、地図・地形図の保存、消えた街並・古道の記録などを作成・保存する。							
①-3 文化財の指定・登録等							
①-3-d 未指定文化財の指定・登録等	○教	○		△	△	●	●
再	・未指定文化財一覧に基づく新規の文化財指定、登録を検討する。 例) 川原湯温泉湯かけ祭り、王城山神社のだんご相撲 など						
①-7 文化財の収集・保管							
①-7-g 文化財の記録保存	○教	○	○	△	△	●	●
再	・記録保存は調査報告書を基本とするが、滅失の危機に瀕している建造物の解体調査や無形の民俗文化財の映像記録化による継承も推進する。						
②-1 文化財の公開・展示							
②-1-b 長野原町立第一小学校旧校舎の展示見直し	○教	△			△	●	●
再	・長野原町立第一小学校旧校舎（部分移築）は、それ自体が明治時代末期に建てられた学校建築であり、本館では展示できない町の民俗資料などを展示する場であることを再認識し、収蔵資料に基づいた展示資料の定期的な見直し、季節テーマの展示などをさらに推進していく。						
②-1-c サテライト展示の検討	○教未 農建	△	△	△	△	●	●
再	・長野原町立第一小学校旧校舎以外でも町の歴史文化を知ることができるサテライト展示を検討する。 例) 住民総合センターエントランスや図書館郷土史コーナー、旧野猪茶屋本陣、日草軽電鉄北軽井沢駅駅舎、浅間北麓ジオパークビジターセンターや町営浅間園見晴台 など						
②-2 文化財の整備・維持管理							
②-2-a 文化財サインの設置と更新	○教建	△		△		●	●
再	・文化財の既存サインについて、適宜更新（デザインや表記の統一、多言語化対応）を進める。新設は関連文化財群の構成文化財を優先し、QRコードを用いたサインとする。						
②-3 文化財の普及活動							
②-3-d 敷策マップの作成	○教	△	△		○	●	●
再	・歴史文化の特性から設定した関連文化財群のテーマごとに「敷策マップ」を作成する。構成文化財を紹介し、見学コースを設定するなど、観光事業と連携して普及啓発を推進する。						

※再：再掲載事業 ○：主体（教＝教育課、未＝未実現・未実現課、農＝農林課、建＝建設課） △：協力者

事業/事業内容	事業主体					事業期間(年度)	
	行政	専門機関	地域住民	所有者	関連団体	前期 R8-R12	後期 R13-R17
③-4 関連自治体や文化財関連団体との連携							
再掲載事業	③-4-a 関連自治体との協働	○教		△	△	●	●
再掲載事業	・文化財の保存・活用に関連する他自治体との協働事業を行う。 ・生涯学習事業(講座・ツアー等)で近隣自治体と合同開催を検討する。 例)観音札所巡り、小正月のツクリモノ、吉賀峠、八ヶ岳ダム、麻生産、炭焼きなど						
再掲載事業	③-4-b ジオパーク関係団体との協働	○教未	○	△	△	○	●
再掲載事業	・浅間山北麓ジオパーク関係団体が行うガイド養成講座・研修会・交流事業等への協力、イベント情報や来歴・現状調査結果の共有、新しいジオサイトの検討など連携強化をはかる。						●
再掲載事業	③-4-c 文化財関連団体との連携	○教未	○	△	△	○	●
再掲載事業	・地域住民や関連団体の活動に協力・支援し、連携を強化する。 例)川原湯温泉協会、大津老人会文化部、一般社団法人つなぐカンパニーながのはらなど						●

※再掲載事業 ○：主体(教=教育課、未=未来ビジョン推進課、農=農林課、建=建設課) △：協力者



図 8-8 解体前の王湯 (川原湯温泉)



図 8-9 現在の王湯 (川原湯温泉)

関連文化財群①「天明三年浅間山噴火の災害と復興」



鬼押出し溶岩



旧常林寺跡



雲林寺



羽根尾の浅間石



旧新井村の墓碑



遠西遺跡・町遺跡
(長野原の町並み)

関連文化財群②「吾妻牧場から始まる浅間高原開拓史」



吾妻牧場碑



北軽井沢大学村組合管理事務所



軽石ブロック住宅



満洲開拓記念碑



田中銀之助別荘



牧宮神社

関連文化財群③「周辺地域との交流による交通とムラの発展」



万騎峠のブナ



久森峠



旧狩宿茶屋本陣



道陸神峠



柳沢城跡



旧太子線廃線遺構

関連文化財群④「天然資源に育まれた吾妻川流域の文化と八ッ場ダム」



炭焼窯



百八灯



八ッ場ダム



大津ダム



カツラ巨樹群



狩宿湧水

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 長野原町の体制

地域計画は、本町の文化財担当部局である教育委員会事務局教育課文化財係・やんば天明泥流ミュージアム係が中心となり、行政、専門機関、地域住民、所有者、関連団体といった多様な主体との連携による推進体制を構築して取り組んでいきます。

協議会と庁内WGを引き続き運営し、文化財担当部局が主体となる措置の進捗管理と関連事業における情報共有、事業成果の評価を行なうことで、確実な計画推進を図ります。

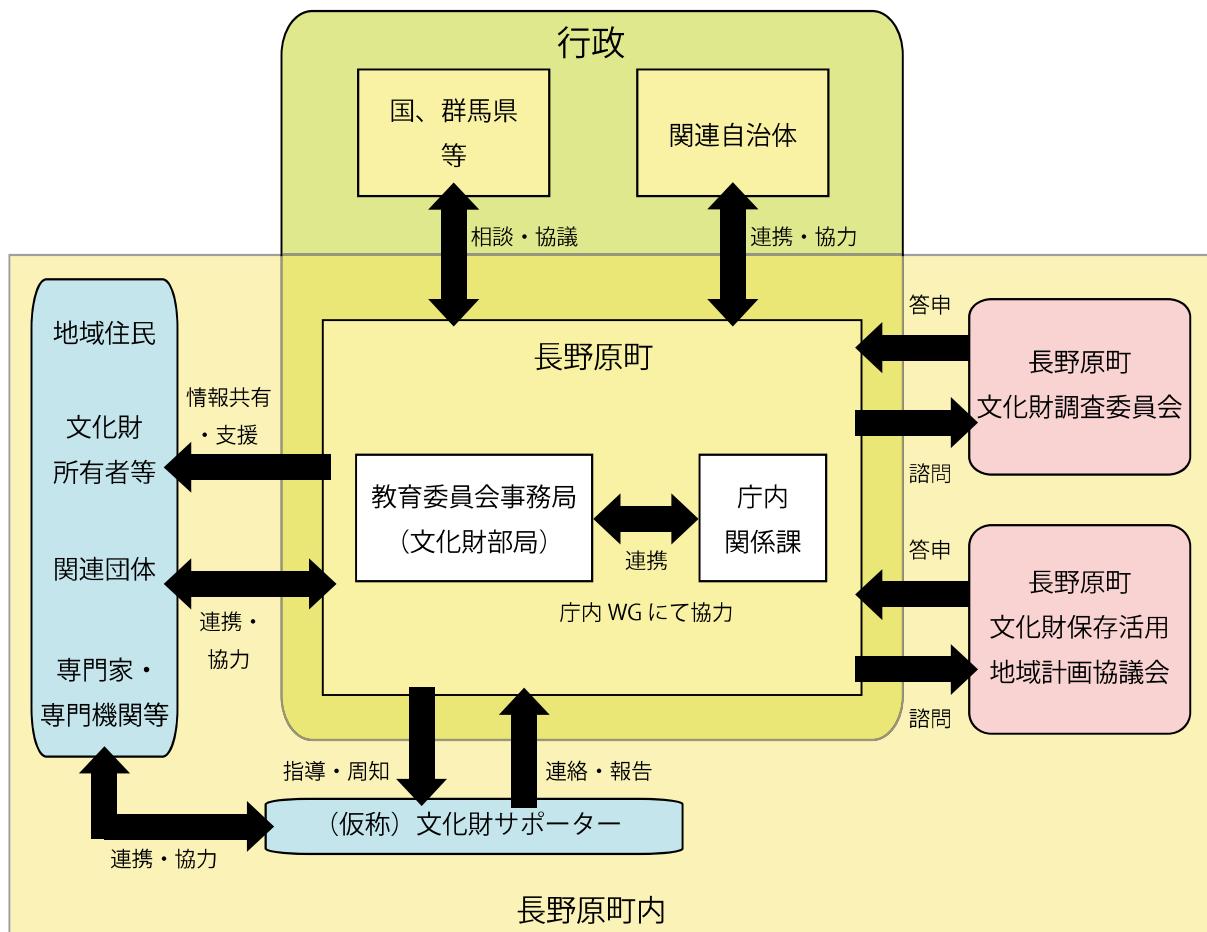


表 9-1 文化財の保存・活用を推進していく主体と主な役割【行政】

主体	期待する主な役割
長野原町（文化財部局・庁内関係課）	
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育、社会教育、学校給食、子ども子育て支援活動における文化財の保存・活用
教育課文化財係・やんば天明泥流ミュージアム係（文化財部局） 【職員数】 職員4人（うち専門職員3人、ミュージアム管理運営事務1人）、会計年度任用職員4人	<ul style="list-style-type: none"> ・長野原町の文化財保存・活用全般 ・文化財保護条例に基づく指定・解除、現状変更等各種手続き ・埋蔵文化財関連手続き、発掘調査 ・各収蔵施設の管理 ・やんば天明泥流ミュージアムの管理・運営
(仮称)文化財サポートー	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財部局の業務補助
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の防犯・防災 ・文化財に関する広報
未来ビジョン推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を活用した観光振興 ・ふるさと納税の文化財への活用 ・浅間山北麓ジオパークとの連携事業 ・文化財の周辺環境（自然環境）の保全
農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域における整備（景観や観光ルート） ・農業に関連する文化財の保存・活用 ・天然記念物に関する保護連携
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の周辺環境（景観や観光ルート）の整備 ・文化財サインの設置・除去関係（道路占用許可・景観条例）
国・群馬県	
文化財防災センター	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の防災
文化遺産防災ネットワーク推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の防災
国土交通省関東整備局利根川ダム統合管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッカダム（ハッカダムあがつま湖）、名勝吾妻峡の保護における連携
関東森林管理局森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝吾妻峡の保護における連携
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存・活用における指導・助言、情報提供 ・専門知識を有する人材の紹介
群馬県文化財防災ネットワーク協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の防災
群馬県埋蔵文化財調査センター	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財の調査
※公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団	
群馬県立歴史博物館、群馬県立自然史博物館 群馬県立文書館、群馬県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査、指導・助言 ・文化財の展示、やんば天明泥流ミュージアムの活動との連携
関連自治体	
近隣自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる歴史文化の特性を活かした文化財の保存・活用における連携情報交換 ・災害発生時の文化財の現状把握、復旧等への協力
東吾妻町社会教育課、まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝吾妻峡の保護における連携
長野原警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の防犯、埋蔵文化財の発見届
吾妻広域消防本部 長野原分署	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の防災
真田街道推進機構 ※群馬県沼田市、中之条町、草津町、東吾妻町、 みなかみ町、高山村、片品村、川場村、昭和村、 嬬恋村、長野県上田市、長野市	<ul style="list-style-type: none"> ・真田一族の歴史を活かした地域の観光振興・文化交流

(2) 多様な主体との連携

また、多様な主体とより柔軟な情報共有と協力体制を構築するため、SNS サイトの開設を検討します。そこで措置の協力の呼びかけや、主体間の相互の情報共有を隨時行えるようにします。

表 9-2 文化財の保存・活用を推進していく主体と主な役割【専門機関・地域住民等】

主体	期待する主な役割
【専門機関】	
・長野原町文化財調査委員会	・文化財の保存・活用に関する調査、審議、意見の具申
・大学・専門機関等	
国学院大學文学部考古学研究室	・居家以岩陰遺跡の学術調査、成果報告書の刊行、保存・活用への協力・助言
奈良文化財研究所・横浜国立大学・東京大学	・歴史的建造物を含む古民家調査の成果報告書刊行、詳細調査への協力・助言
群馬県歴史資料継承ネットワーク（略称：ぐんま史料ネット）	・文化財の防災、文化財レスキュー
大学、ヘリテージマネージャー、専門業者 など	・文化財の調査への協力、保存・活用への協力・助言
【地域住民、所有者、関連団体】	
・地域住民	
長野原町で生活する人々	・長野原町の歴史文化に興味・関心を持つ
大字10区・区長会	・（仮称）文化財サポーターや文化財関連団体への参加、活動への協力
文化財所有者・管理者	・文化財の調査への協力
※文化財を所有（管理）する個人や法人、継承団体など （伝統芸能） 川原湯神社太々神楽連中、林神楽保存会、与喜屋神楽保存会 長野原文化会、羽根尾獣子舞保存会、湯かけ太鼓保存会、 応桑閣所太鼓 など	・文化財の保存管理（防災・防犯状況の確認を含む）、活用、継承
・文化財関連団体	
（歴史・自然） やんば天明泥流ミュージアムサポーターの会 林老人会 天明供養の会 大津老人クラブ文化部 二勘はたるの里をつくる会 旧狩宿茶屋本陣まちづくり協議会 応桑環境保全会 浅間山ジオパーク推進協議会 浅間山北麓ジオパークガイドの会 北軽井沢ミュージックホールサポーターズ 北軽井沢じねんびとの会 北軽井沢コンソーシアム など （観光） （一社）つなぐカンパニーながのはら、川原湯温泉協会、 長野原観光協会、北軽井沢観光協会、長野原町商工会 （一社）北軽井沢大学村組合	・それぞれの専門分野における文化財の保存・活用 ・行政や各団体との連携、協働

2 文化財の防災・防犯及び災害時の対応

防災のため、平時から文化財所有者や関連団体と情報を共有し、関係者との役割分担と防災計画の検討を進め、災害が発生した時の連携体制を構築する。非常時には群馬県を通じて国や文化財防災センターに被害の連絡、協力（必要に応じて文化財ドクターの要請）を依頼します。また、所有者をはじめ、関連自治体、地域住民や関連団体、専門機関と連携して対応します。

防犯についても、平時から文化財の所有者、地域住民、関連団体と連携して文化財を見守り、盗難・破損などを確認した時には迅速に連絡が取れるよう体制を整えます。

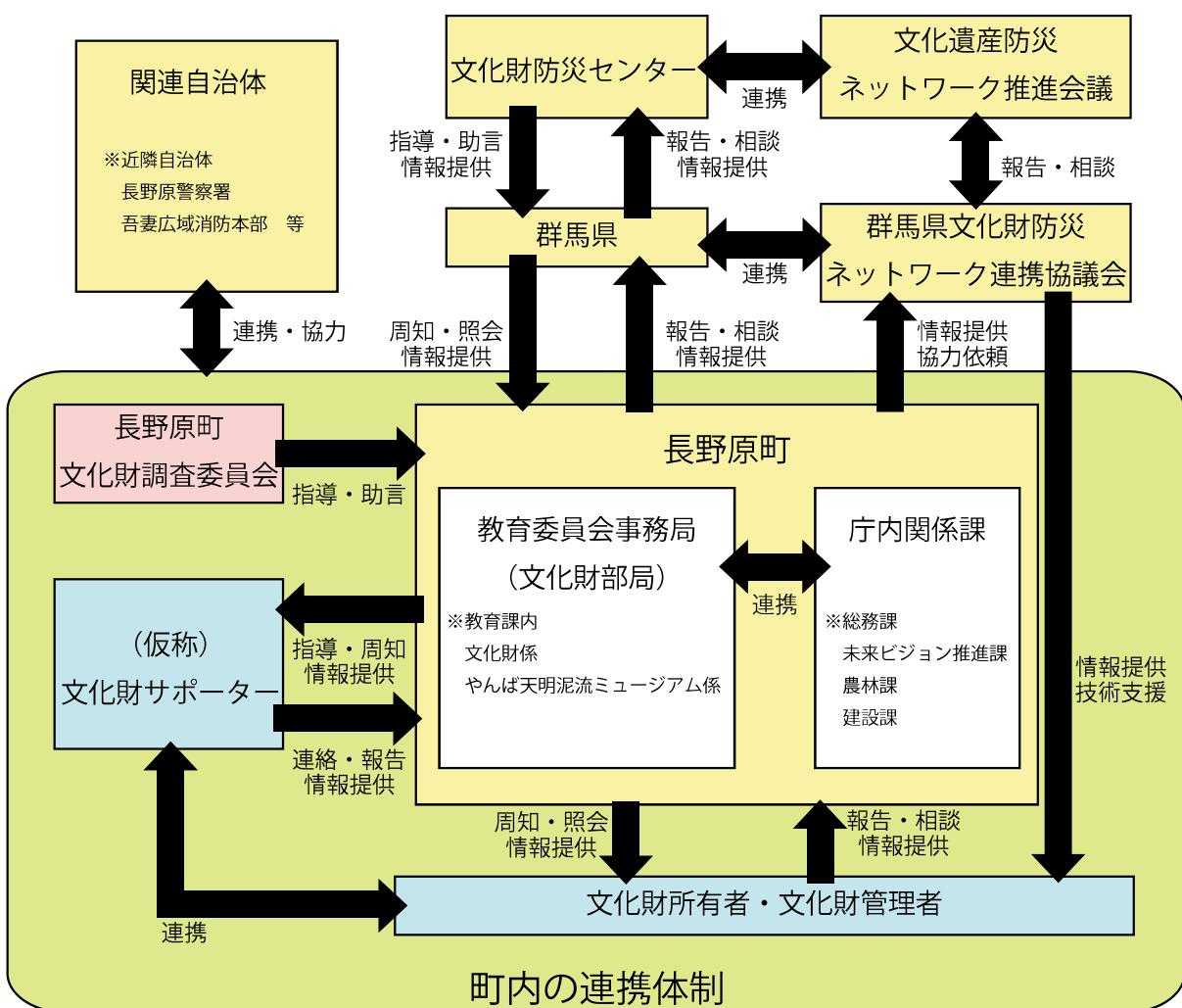


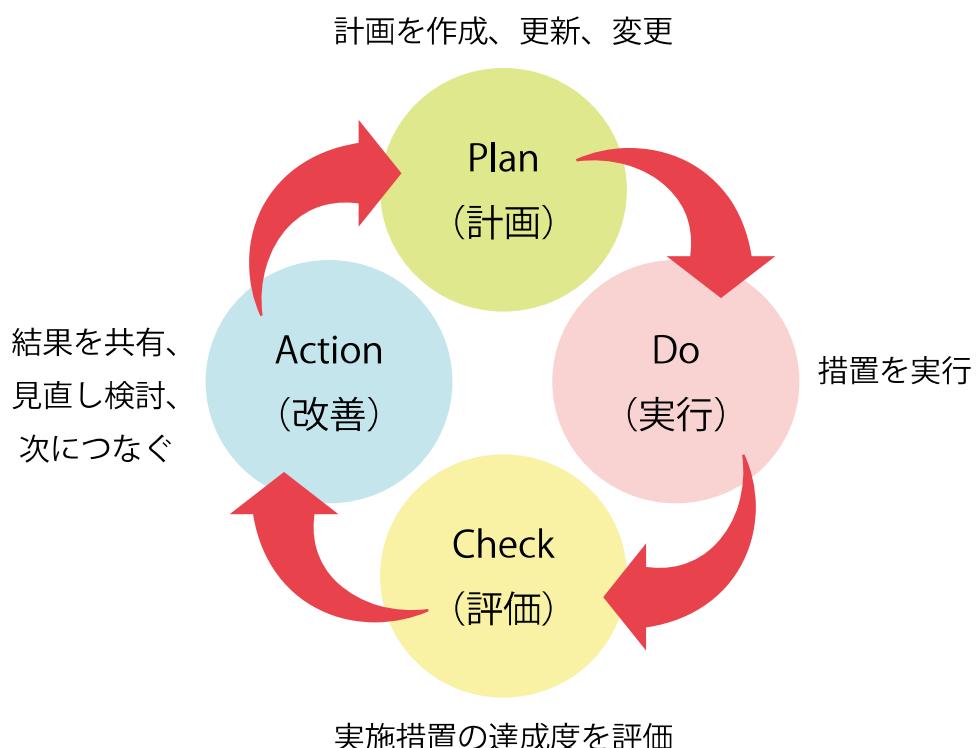
図 9-2 文化財防災体制のイメージ案

3 計画の進捗管理と評価の方法

地域計画の着実な実施のため、PDCA サイクルを取り入れて進捗管理を行います。年度後半に当該年度に実施したすべての措置の達成度を確認し、自己評価を行います。結果は府内 WG と協議会で共有し、評価を受けることとします。

また、計画 6 年目には、府内 WG と協議会の評価をもって、計画見直しの検討を行います。

なお、「計画期間の変更」、「長野原町の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」が生じる場合は文化庁へ変更の認定を申請します。それ以外の軽微な変更が必要な場合は、群馬県を通じて文化庁長官へ情報提供を行います。



★PDCA サイクルとは：Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) のサイクルを繰り返すことで、継続的な業務の改善を促す手法

図 9-3 文化財保存活用地域計画における PDCA サイクル